東広島市地域福祉計画
（第２次）
地域でつむぐ絆と支え合い

平成 26 年 3 月
東広島市

はじめに

東広島市では、平成19年3月に、誰もが家庭や地域で、障害の有無や年齢などにかかわらず、思いやりを持って共に助け合い、支え合って、住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会を構築していくことをめざして「東広島市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの方が犠牲になられた一方で、地域の助け合い、支え合いによって救われた方も大勢おられ、改めて地域の絆がクローズアップされたところです。

しかしながら、家庭・地域の相互扶助機能の弱体化やコミュニティ意識の希薄化などに伴う孤独死や孤立、さらには児童虐待やDVなど、行政だけでは解決が難しい課題は依然として山積しています。

このような状況を踏まえ、市民と行政のパートナーシップに基づく市民協働のまちづくりをさらに推進し、市民の皆様がより一層絆を強め、助け合い、支え合えるよう、今後の地域福祉の推進に関する方針を取りまとめました。

国においては、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための障害者総合支援法の制定、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域のニーズに応じた子育て支援の充実などを推進する子ども・子育て関連3法の制定、避難行動要支援者名簿の活用を柱とした災害対策基本法の改正など、全ての人が地域で安心して暮らしていくための法整備が進んでいます。

本市におきましても、こうした国の法整備に対応しつつ、市民の皆様が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる機会が得られるように取組を進めてまいりたいと考えています。

市民の皆様をはじめ、関係団体の皆様には、本計画の理念、趣旨を御理解いただきまして、日常の課題を解決する力、すなわち「地域の福祉力」を高めていただく取組に一層の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成26年3月

東広島市長　藏　田　義　雄

目次

第1部　序論

第１章 計画の趣旨等……2
　第１節　地域福祉とは？　そしてその必要性……2
　第２節　地域福祉計画の概略……4
　第３節　計画の策定体制等……9

第２章 本市の現状……12
　第１節　市の概況……12
　第２節　人口の状況……13
　第３節　世帯の状況……17
　第４節　将来人口推計……18
　第５節　地域別の状況……20
　第６節　子どもの状況……22
　第７節　高齢者の状況……23
　第８節　障害者の状況……24

第３章 各種調査等からみる地域福祉の現状……26

第４章 本市の現状からみえる課題……34

第2部　総論

第１章 計画の基本理念……38

第２章 計画の体系……42

第３章 計画推進のためのポイント……43
　●参考　地域福祉活動計画の概要……45

第3部　取組の方針

第１章 地域の気持ちづくり……48
　第１節 子どもの頃からの福祉意識の醸成……48
　第２節 職場における福祉意識の醸成……50
　第３節 生涯学習活動における福祉意識の醸成……51

第２章 地域の場づくり……53
　第１節 市民協働による地域づくり……53
　第２節 交流拠点の利用促進……54

第３章 地域の活動づくり 55
第１節 活動のきっかけづくり 55
第２節 おたがいさまの地域関係の再生 56
第３節 ボランティア、ＮＰＯなど市民活動の育成、支援 57

第４章 地域のつながりづくり 59
第１節 地域福祉活動活性化のためのネットワークの強化 59
第２節 地域の暮らしを支える相談・支援のまちづくり 61

第５章 地域の安心づくり 62
第１節 利用者本位のサービス提供の充実 62
第２節 暮らしを支える福祉のまちづくり 64
第３節 災害時の助け合いの仕組みづくり 66

第4部 計画の推進体制

第１章 計画の評価と進行管理 68

第２章 市民、関係団体・機関、行政の協働 68

第３章 計画の推進に向けた取組 69

資料編

■東広島市地域福祉計画（第２次）の策定過程 72
■東広島市地域福祉計画策定委員会設置要綱 73
■東広島市地域福祉計画策定委員会委員名簿 75
■市民アンケート調査結果 76
■各種団体等アンケート調査結果 95
■地域ワークショップの意見 100
■個別の計画に委ねる事項の内容 102
■用語解説 104

第１部　序論

第1章 計画の趣旨等

第１節　地域福祉とは？　そしてその必要性

子どもでも、高齢になっても、障害があっても、「住み慣れた地域や好きな場所で、自分らしく幸せに暮らしたい」というのは、全ての人の願いです。

一方で、私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護に負担を感じたり悩んだりしている人、言葉や生活習慣の違いから暮らしにくさを感じている人など、何らかの支援を求めている人がいます。

特に近年、少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域社会を取り巻く課題は複雑・多様化しています。

課題の中には、個人や家庭、あるいは既存の制度やサービスだけでは解決が難しいものも少なくありません。とりわけ価値観の多様化や個人主義の浸透などによってコミュニティ意識が希薄化している現代社会においては、こうした課題に対し、市民一人一人の努力（自助）、市民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

地域福祉とは、地域に暮らす方々が「お互いに助け合い、支え合う仕組み」のことで、安心して暮らせる社会を築くために必要不可欠なものです。

平成23年に発生した東日本大震災では、多くの尊い命が犠牲になりましたが、地域の助け合い、支え合いによって救われた方も大勢おられ、改めて地域の絆がクローズアップされました。

こうした助け合い、支え合いの仕組みを支援し、育んでいくことが、地域福祉計画の目的です。

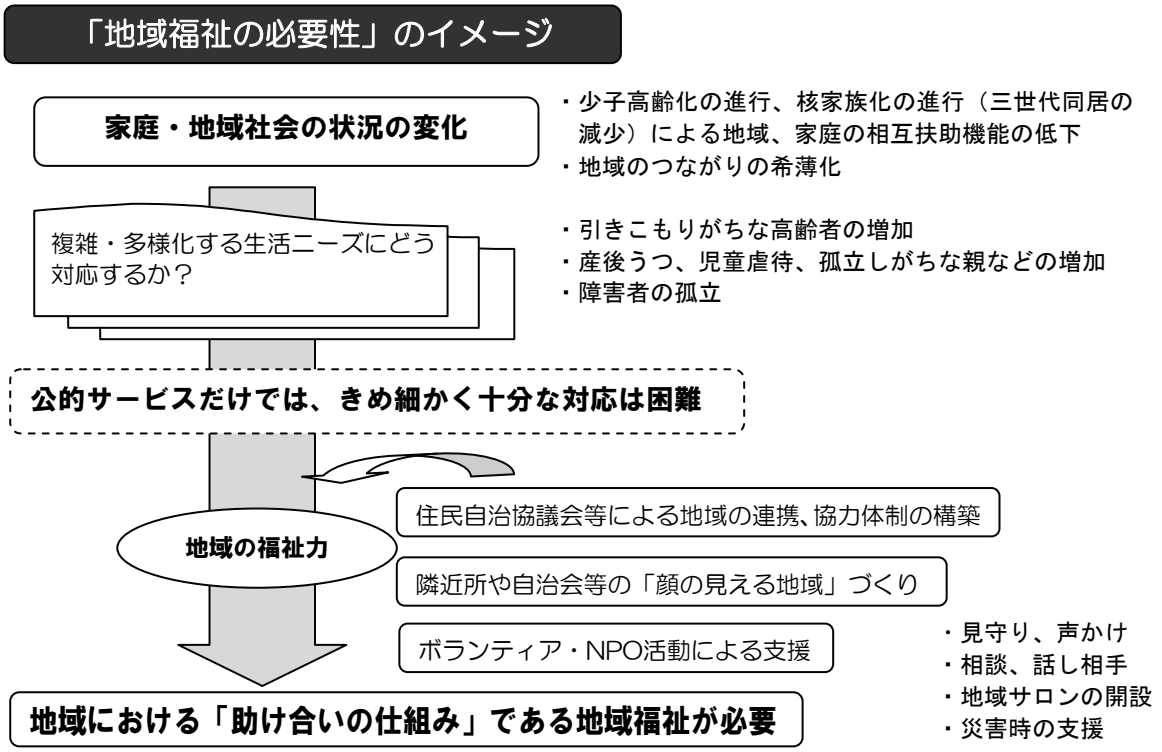

地域の様々な範囲

「地域」とは、一定の集落や地理的要因など、社会生活を営む上で、他と区別できる範囲をいいます。

実際の地域福祉の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、おおむね次の図のように整理することができます。

本計画では、隣近所、自治会、小学校区、町の区域などで、それぞれの地縁に基づく様々な社会生活を行う範囲をまとめて地域と表現しています。

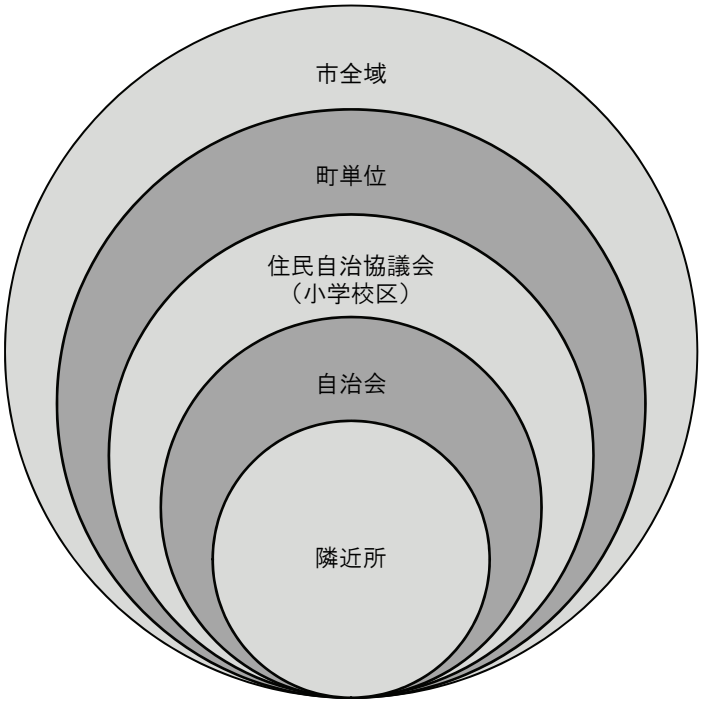

地域の区分	役割・機能の例
隣近所	地域の見守り、買い物代行、通院の際の運転、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、ごみ出しなど
自治会	健康づくり、結びつきのきっかけづくり、地域サロン活動などの居場所づくり、環境整備など
住民自治協議会（小学校区）	登下校時の見守り、自主防災訓練、災害時要援護者避難支援の取組、生涯学習・福祉学習の開催、健康づくり、地域サロン活動など
町単位	文化祭、福祉まつり、スポーツ大会の開催など
市全域	人材育成、情報発信、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進など

各地域区分の役割や機能は、様々に入り混じっており、主なイメージを表したものです。

第２節　地域福祉計画の概略

１　計画の目的

（１）国の経緯

近年、少子高齢化や核家族化といった社会全体の構造の変化により、家族の形や地域の姿が変化しています。

また、価値観の多様化や個人主義の浸透などから、地域の中の昔ながらの結びつきが弱まり、地域が主体的に担ってきたまちづくりの仕組みが失われつつあります。

このような中、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を目的とした地域福祉計画を策定するように規定されました。

この改正によって、地域福祉の推進は、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということがより明確に示されました。

また、平成19年には、厚生労働省から災害時要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むことが示されました。その後、平成25年には災害対策基本法が改正され、地域防災計画において、災害時要援護者の把握や情報の共有などを盛り込むよう示されており、地域による助け合いが一層求められています。

（２）東広島市の経緯

本市では、平成19年３月に「東広島市地域福祉計画」を策定し、平成23年度を目標年度として「支え合う」まちづくりを進めてきました。その間、市民協働のまちづくりを重点事業として位置付け、地域の課題解決や情報共有の場である住民自治協議会の設立を推進しました。それに伴い、地域福祉計画の見直しも住民自治協議会の設立を踏まえ、計画期間を延長することとしました。

計画を策定して６年が経過しましたが、人口は着実に増加し、都市として成長はしているものの、少子高齢化が進行し、中心市街地の都市化と周辺地域の過疎高齢化の二極化が一層顕著になるなど、生活環境は大きく変化しています。

これまでの計画の取組を検証し、新たに災害時要援護者避難支援に関する取組を定めるなど、近年の新たな課題やニーズを踏まえながら地域福祉を総合的・計画的に推進するための計画として、「東広島市地域福祉計画（第２次）」を策定することとします。

２　法の規定

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条に規定される行政計画です。

【社会福祉法（地域福祉関係条文　抜粋）】

（地域福祉の推進）
第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）
第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（ー略ー）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
⑴ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
⑵ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
⑶ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
第109条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ一略ー、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
⑴ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
⑵ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
⑶ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
⑷ 前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

３　地域福祉計画の性格・役割

（１）　第四次東広島市総合計画を踏まえ、市の福祉の在り方や方向性を示す計画です。
（２）　市民に身近な行政が、市民などの参加を得て支援を要する人の生活課題の解決を図るための仕組みや取組を定めるものです。
（３）　総合的・計画的なサービス提供を図ろうとするものです。従って、個別の福祉計画に掲げられた施策を盛り込むことはもちろん、個別の福祉に関係する行政計画に含まれない施策や、現行の施策では対応が十分でない様々な支援が必要な方に対応する施策、地域福祉を推進するための施策についても盛り込まれた計画です。

4　計画の期間

平成26年度を初年度、平成30年度を目標年度とする５年間を計画期間として、その間、社会情勢の著しい変化などにより必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

5　計画の位置付け・他の福祉計画との関係

市の総合計画を上位計画とし、また、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画（子ども・子育て支援事業計画）、障害者計画、障害福祉計画、健康増進計画、災害時要援護者避難支援プランなどの個別計画を内包し、市民協働のまちづくり指針とも整合性を持つものです。

また、東広島市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の地域福祉活動計画は、本計画と相互に連携・協働（本市と社協）を図る関係で、市民一人一人がその人らしく輝いて生きていくことができるよう、本市におけるセーフティネットとしてきめ細やかな地域福祉を推進し、本計画の基本理念の実現を図るパートナーとなるものです。

■計画の位置付け・他の福祉計画との関係

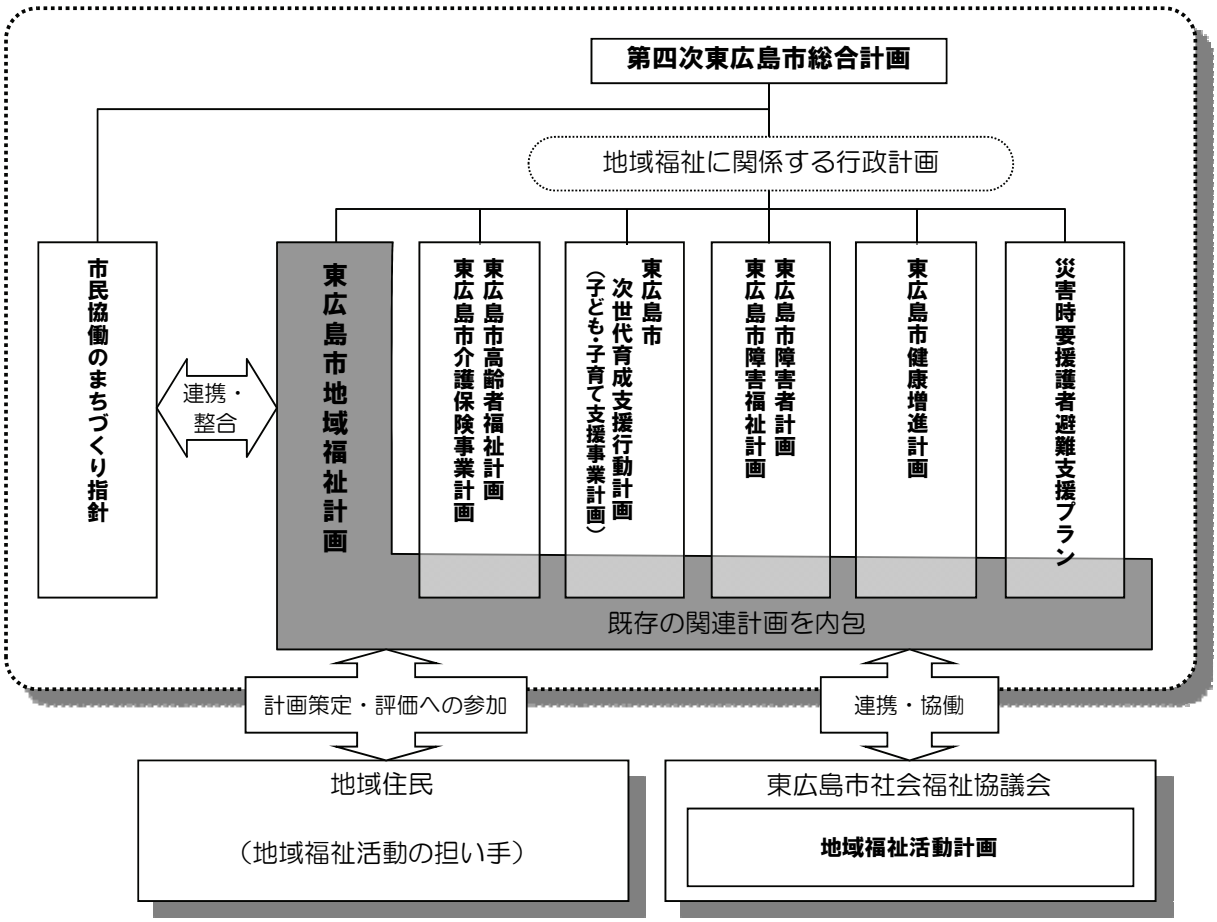

６　計画の主眼

市の福祉全般における総合的な計画であることを基本としつつ、市民生活におけるあらゆる生活課題について、福祉の４つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点から、課題解決のための望ましい主体を見極め、その中でも地域住民と行政・関係機関などが協働して解決すべき領域について、その解決の仕組みを構築していくことを主眼としています。

■福祉の４つの助け

●自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
●互助	**地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）**
●共助	**ＮＰＯ、ボランティア、各種団体、市民活動団体、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）**
●公助	公的な制度としての保健、医療、介護、福祉その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政が行う）

■「自助」、「互助」、「共助」、「公助」と地域福祉計画の関係

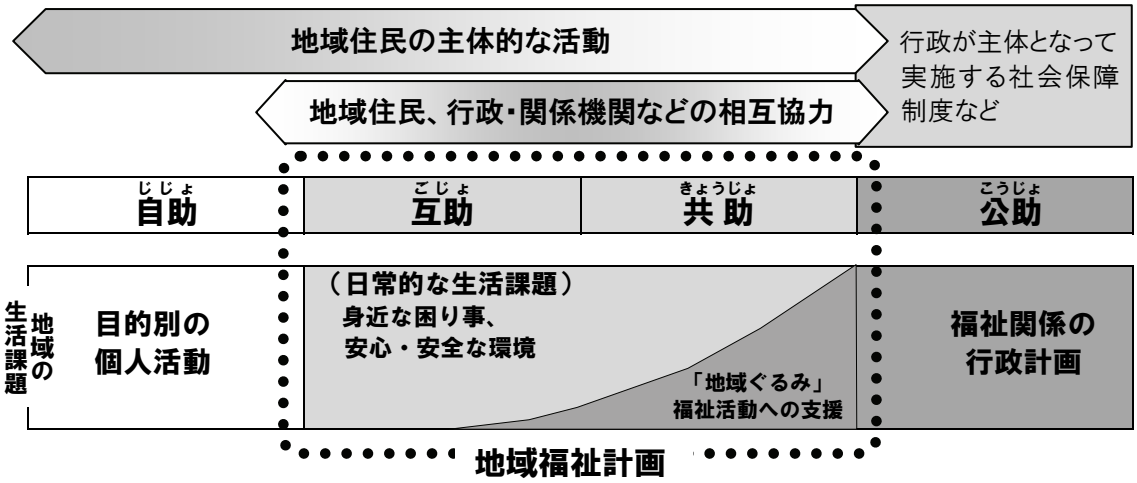

７　市民協働のまちづくりと地域福祉

本市では、平成22年２月に、行政と市民が協働してまちづくりを行うことを目的とした「市民協働のまちづくり指針」を策定しました。

市民協働のまちづくりでは、各地域の住民自治協議会を、地域を代表する組織と位置付け、地域の課題解決や情報共有を図り、地域のまちづくりを総合的に推進していく役割が期待されています。また、市民協働のまちづくりによって、住民自治協議会、市民、ＮＰＯ、大学、学生、企業などの多様な主体がそれぞれ主役として活躍しながら、お互いに連携・協力、あるいは補完し合うことで、充実した活動が展開できるものです。

今回策定する地域福祉計画は、「市民協働のまちづくり指針」における「市民主体のまちづくりや市民により良いサービスを提供するための手段」を具体的に表し、地域の団体や社協等の活動を行政が支援することを示すとともに、行政施策だけでは行き届かない部分を地域で支え合うために、一人一人の役割や地域の役割、活動団体等の役割を明示しています。

８　個別の計画に委ねる事項

社会福祉法第１０７条各号に規定される地域福祉の推進に関する事項及び「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年厚生労働省社会・援護局長通知　社援発第０８１０００１号）の別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」に記載されている事項（以下「計画に盛り込む事項」という。）については、6ページの「５　計画の位置付け・他の福祉計画との関係」中で示す個別の計画に委ね、補完するものとします。

また、個別の計画について、期間の終了に伴い新たに計画が策定された場合、又は計画期間中に見直しがされた場合は、当該策定又は見直しがされた個別の計画との間で補完性を保つよう当該計画についても策定又は見直しをするものとします。

なお、当該計画に盛り込む事項の具体的な内容については、資料編102ページ及び103ページに掲載するものとします。

第３節　計画の策定体制等

１　計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、次のような体制のもとで、市民の参画を得ながら、各組織において協議を重ねました。

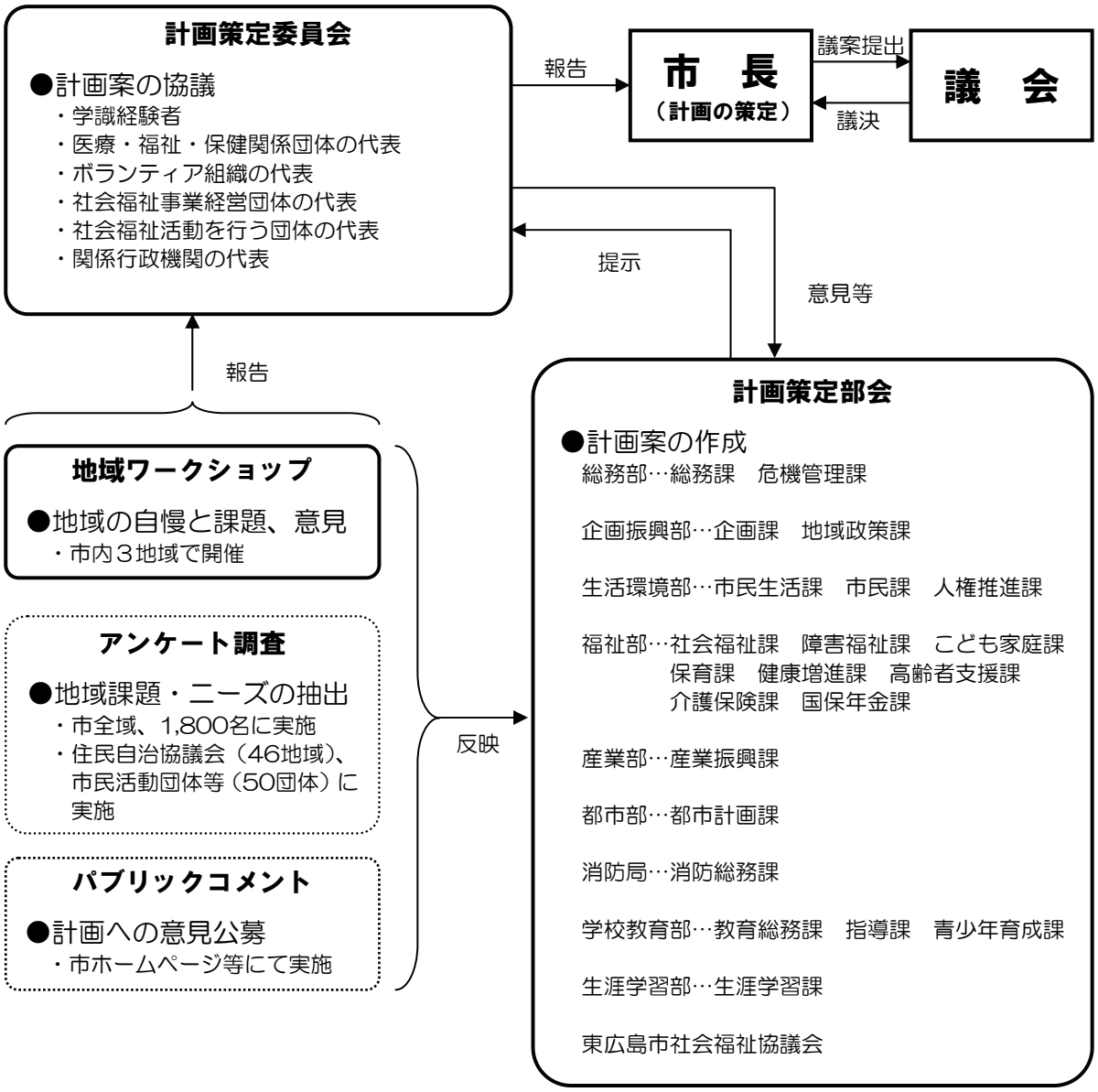

２　市民アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、市民の福祉への関心や地域活動への参加状況などを把握するとともに、市民の意見、提言を広く聴き、地域福祉計画に反映させるため、市民アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の概要

調査対象者	平成25年7月17日現在、市内在住の20歳以上の方
調査数	1,800名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成25年7月29日から8月12日まで
調査票回収数	619名（回収率：34．4％）

３　各種団体等アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、地域の現状、活動の実態、連携やネットワークの状況を把握するとともに、意見や提言を広く聴き、地域福祉計画に反映させるため、住民自治協議会や市民活動団体、NPO などへのアンケート調査を実施しました。

■各種団体等アンケート調査の概要

調査対象者	住民自治協議会46地域、市民活動団体等50団体
調査数	96団体
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成25年9月4日から9月30日まで
調査票回収数	67団体（回収率：69．8％）

４　地域ワークショップの開催

本計画の策定に当たり、地域課題や実情を把握するとともに、市民が考える地域支援の在り方や地域づくりアイデアなどを計画に反映させることを目的に、市内を３地域にわけ、地域ワークショップを開催しました。

■地域ワークショップ実施日・実施場所

地域	会場	実施日
北部地域 （福富、豊栄、河内）	久芳地域センター	平成25年10月　2日
		平成25年10月　9日
		平成25年10月16日
中部地域 （西条、八本松、志和、高屋）	総合福祉センター	平成25年10月15日
		平成25年10月22日
南部地域 （黒瀬、安芸津）	黒瀬生涯学習センター	平成25年10月　4日
		平成25年10月11日
		平成25年10月18日
全体会	市民文化センター	平成25年10月27日

５　パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ及び市役所社会福祉課・支所・出張所、地域センター、図書館、生涯学習センター、総合福祉センター、地域福祉センター及び福祉センターで公開し、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	平成25年12月13日から平成26年1月10日まで
ホームページアクセス数	222件
意見提出者数	8名、1団体
地域別提出者数	西条（1名、1団体）、八本松1名、高屋1名、黒瀬1名、豊栄4名
年代別意見提出者数	50歳代2名、60歳代1名、70歳代5名
提出方法	ファクシミリ（2名、1団体）、電子メール1名、持参5名
意見数	21件

第2章 本市の現状

第１節　市の概況

１　地勢

本市は、広島県のほぼ中央に位置し、東西29.42㎞、南北39.99㎞、その面積は635.32㎞^{2}で、広島県の約7.5％を占めています。周囲を標高500m～900mの低い山々に囲まれた標高200m～400mの盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれています。また、南東部は、瀬戸内海に面しており、沿岸部に小規模な平坦地が広がるほか、大芝島などの島しょ部があります。

２　交通

本市は、ＪＲ山陽本線、呉線が市中心部と沿岸部を横断するほか、山陽新幹線の東広島駅が設置されています。また、国道２号及び山陽自動車道が東西に、近年一部が開通した東広島・呉自動車道が南北に走るなど、交通の要衝となっています。さらに、ＪＲ白市駅、山陽自動車道からは広島空港に直結しており、陸路、空路の利便性に優れています。

３　市の歩みと今後

本市は、広島県の中央に位置していることから、周辺圏域との連携が容易な立地条件を背景に、賀茂学園都市建設、広島中央テクノポリス建設の2大プロジェクトのほか、広島空港臨空都市圏整備、山陽新幹線、山陽自動車道などの高速交通体系の整備が進められ、学術研究・産業支援機能、国際交流・協力機能など広域を対象とした機能の集積、第２次産業・第３次産業の急速な伸びなど、昭和50年代後半から急速に発展してきたまちです。

一方、海や山の豊かな自然環境、美しい田園風景が維持、保全されているほか、酒蔵に代表されるような歴史・文化資源も豊富で、個性にあふれる魅力的なまちでもあります。

これからも、貴重な地域資源や学園都市としての特徴、県央の広域拠点性など本市の特性を発揮して更なる発展を目指していくことが求められており、本市に集積する大学・学術研究機関や企業などとの連携・交流・活用を図りながら、人・もの・情報をひきつける、内外に情報発信力のある都市を形成し、市民生活の豊かさと活力ある地域経済を自立的に創造していくまちづくりを進めていく必要があります。

また、まちづくりを進める基礎として、少子高齢化、世帯の小規模化が進行する中で、世代を超えた交流や学生との交流、国籍を越えた交流など、地域社会における交流が活性化しています。こうした活動を支える地域のつながりの構築や安全・安心の確保など、様々な地域課題の解決に共に取り組む温かな地域コミュニティの形成が求められています。

第２節　人口の状況

１　人口ピラミッド

平成22年の国勢調査における本市の人口ピラミッドは、次のような形で表されます。

本市には大学が４つあるため、20～24歳の人口が他の年齢層より多い状況ですが、平成17年の国勢調査と比較すると減少しています。

次に35～39歳の第２次ベビーブーム世代が人口ピラミッドのピークとなっています。

三番目に多いのが、男性も女性も60～64歳前後の、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々で、国勢調査から3年が経過し、この年齢層の高齢化が始まっています。

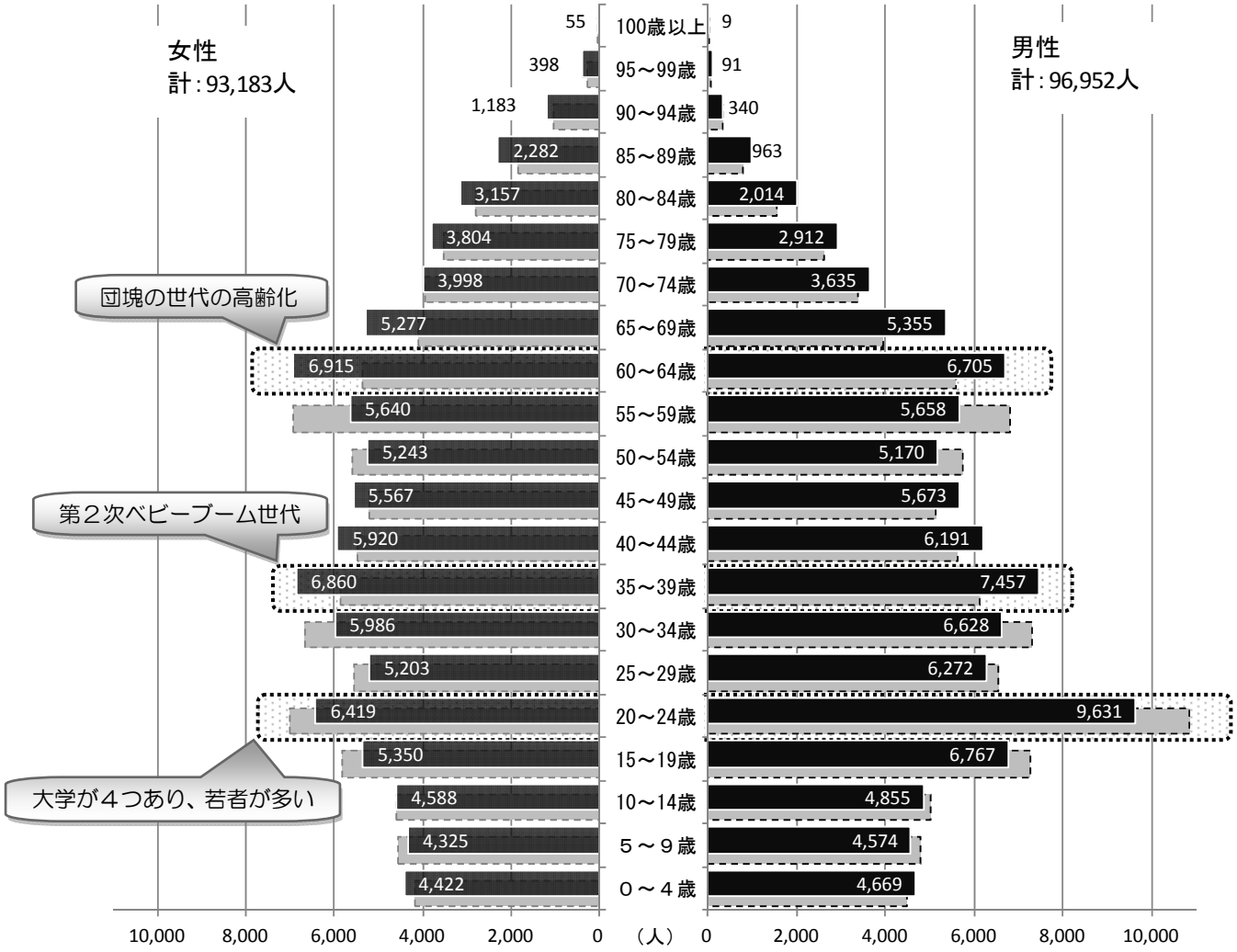

資料：国勢調査（平成22年）

（グラフの背景　　は平成17年）

（男性、女性の人口の計は、年齢不詳の人がいるため各階層の合計と一致しない。）

２　人口・高齢化率等の推移

国勢調査における本市の総人口は、平成22年で190,135人となっています。これまでと比較して人口の伸び率は鈍化しました。

０～14歳人口は減少している一方、65歳以上人口は増加しており、全国や広島県よりは緩やかなものの、少子高齢化が進行しています。

■人口・高齢化率の推移

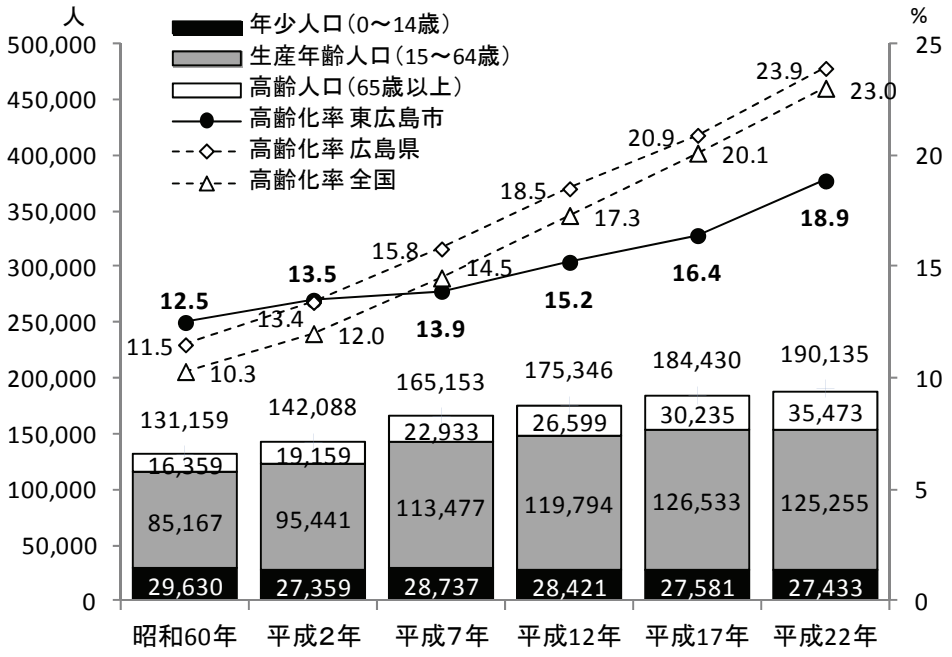

資料：国勢調査

（各階層の人口の計は、年齢不詳の人がいるため各階層の合計と一致しない。）

■年齢３区分人口の推移

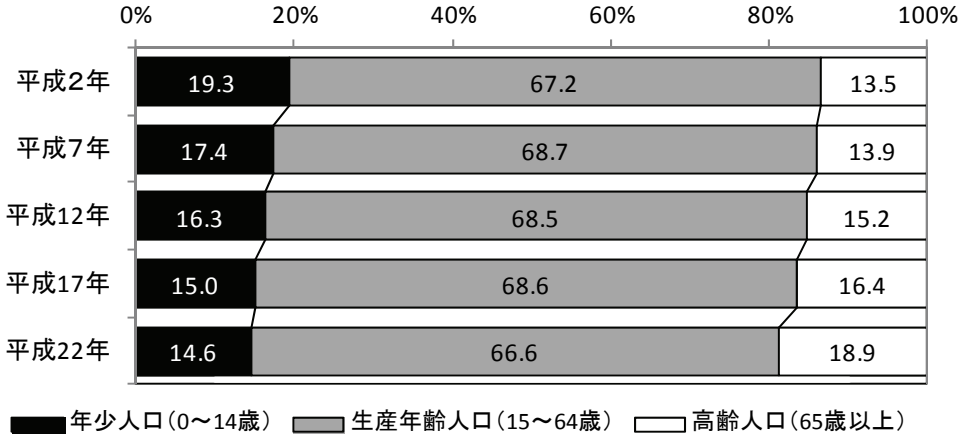

資料：国勢調査

（各階層の割合は、年齢不詳を除いている。また、四捨五入のため合計が100.0にならない場合がある。）

■年齢３区分人口の国、県との比較

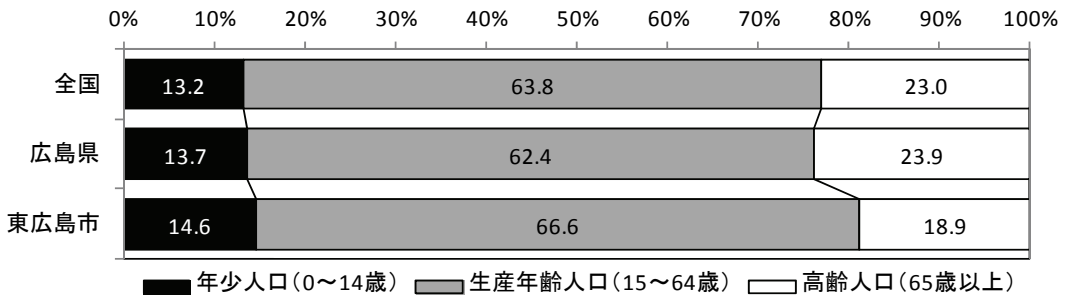

資料：国勢調査（平成22年）

（各階層の割合は、年齢不詳を除いている。また、四捨五入のため合計が100.0にならない場合がある。）

人口及び人口構成比は、地域間で大きく異なっています。

人口の少ない地域においては、高齢化率（65歳以上人口の割合）が高く、併せて少子化も課題となっています。

■地域別人口

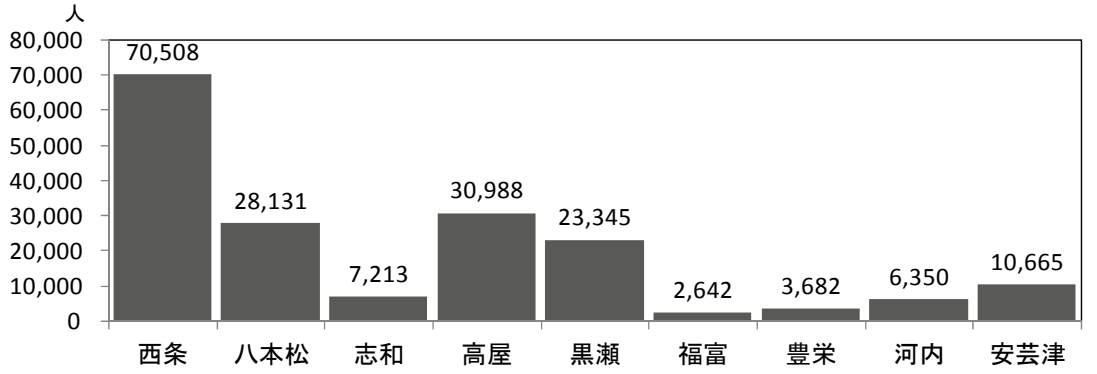

資料：住民基本台帳（平成25年8月末）

■地域別人口構成比

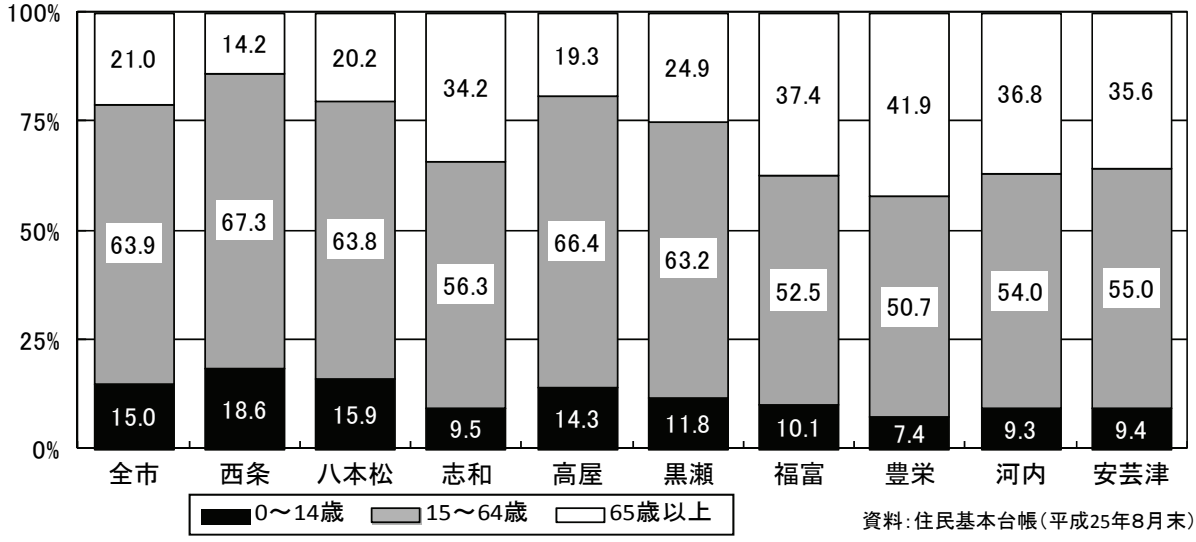

資料：住民基本台帳（平成25年8月末）

（四捨五入のため合計が100.0にならない場合がある。）

3　出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、平成19年以降1,800人以上で推移を続けていますが、近年は減少傾向にあります。また、合計特殊出生率は、平成22年は増加しましたが、平成23年には減少しています。

■出生数・合計特殊出生率の推移

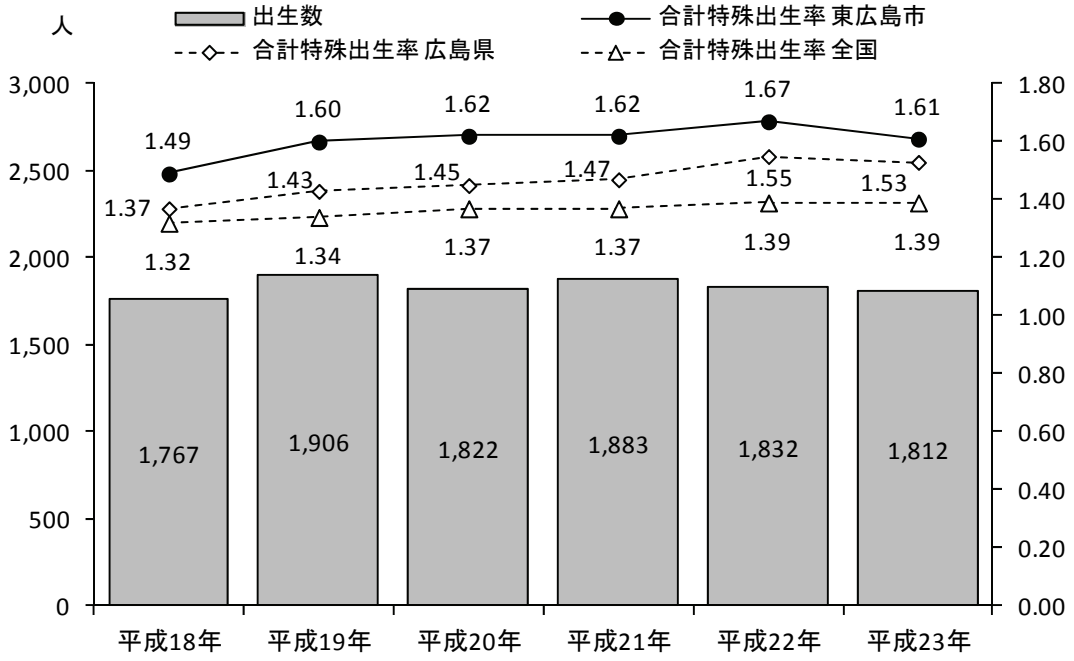

資料：人口動態統計調査

4　転入・転出の状況

本市の平成24年度の転入・転出による移動者数は16,046人で、総人口の8.78%が移動しました。

平成24年度は、転出が転入を上回っており、近年までの増加傾向からの変化の兆しを示しています。

■転入・転出の状況

単位：人、%

転入数	7,774
転出数	8,272
転入超過	△ 498
移動者総数	16,046
移動者の総人口に占める割合（東広島市）	8.78

資料：住民基本台帳（平成24年度）

（移動率の算定の基となる住基人口は、平成25年３月末の人口（182,853人）である。）

第３節　世帯の状況

国勢調査における本市の総世帯数は、平成22年で80,986世帯となっており、平成17年の調査と比較すると、５年間で4,968世帯増加しました。

総世帯数が増加しているのに対し、１世帯当たり世帯人員は減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。また、前述のとおり高齢化が進行していることから、一人暮らし、あるいは高齢夫婦のみの世帯の増加が進んでいると考えられます。

■世帯数・１世帯当たり人員の推移

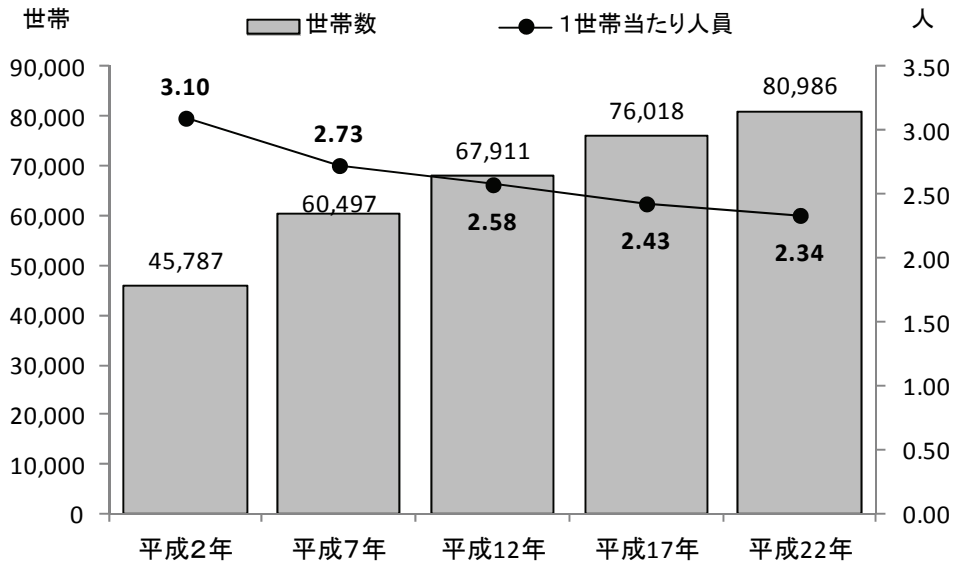

資料：国勢調査（平成22年）

第４節　将来人口推計

本市の将来人口推計をみると、総人口では横ばい状態が続き、平成37年以降は減少傾向になるものと考えられます。

人口構成比では、少子高齢化の進行がみられ、本計画期間を含む平成22年から平成32年までの年代別将来人口の伸び率をみると、高齢者の伸び率が高いことが分かります。

■本市の年代別将来人口推計と構成比

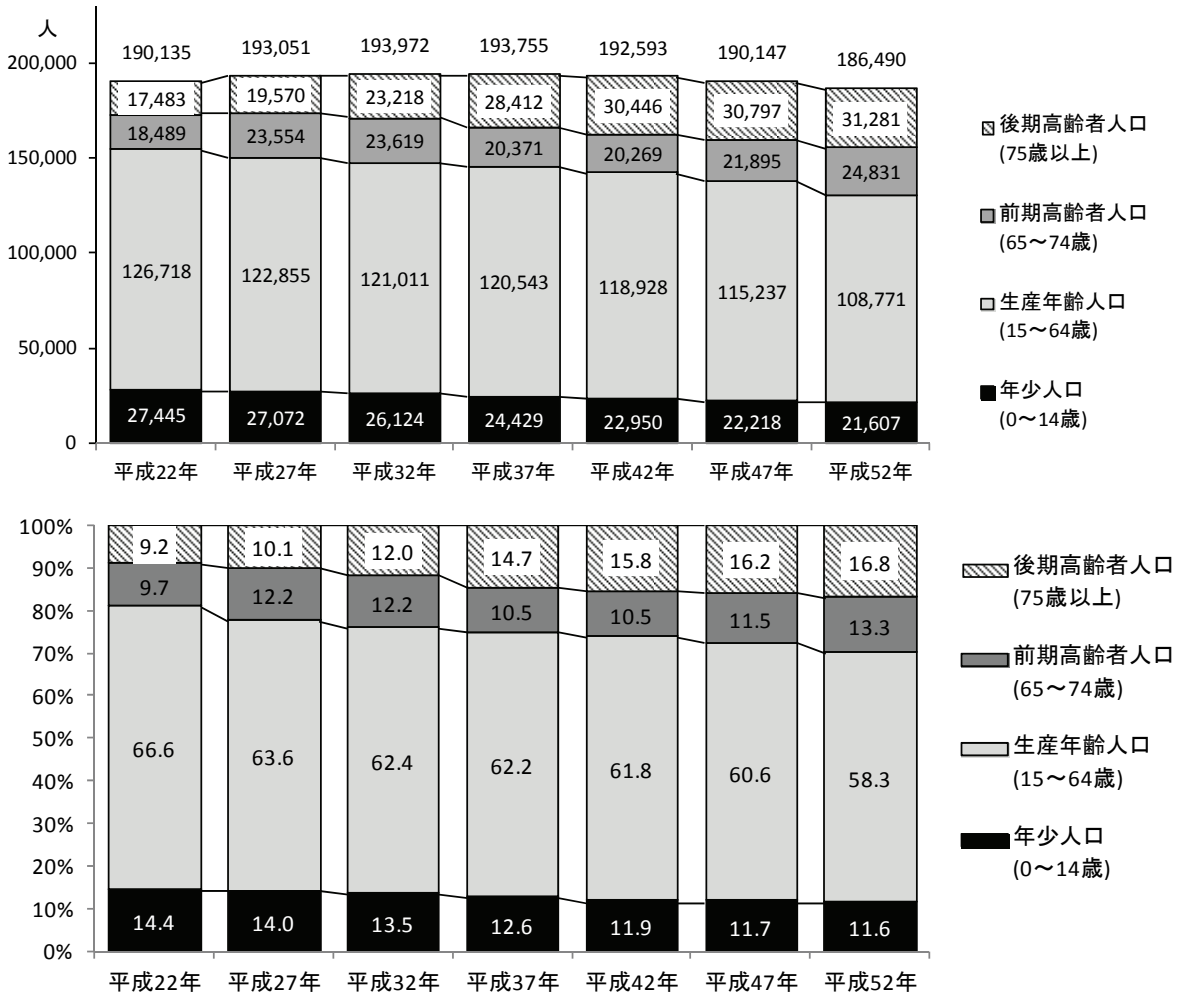

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」より

（四捨五入のため合計が100.0にならない場合がある。）

■平成22年～平成32年の年代別将来人口推計に基づく伸び率

区　分	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上
平成22年	27,445	126,718	18,489	17,483
平成32年	26,124	121,011	23,619	23,218
伸び率	-4.8%	-4.5%	+27.7%	+32.8%

■推計人口による高齢化率の比較

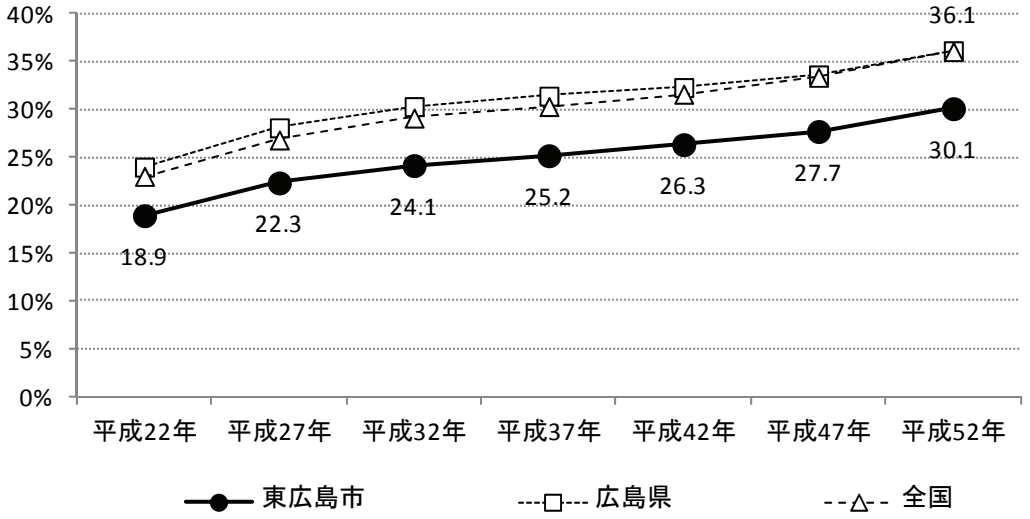

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計」ほかより

■推計人口による人口変化率の比較

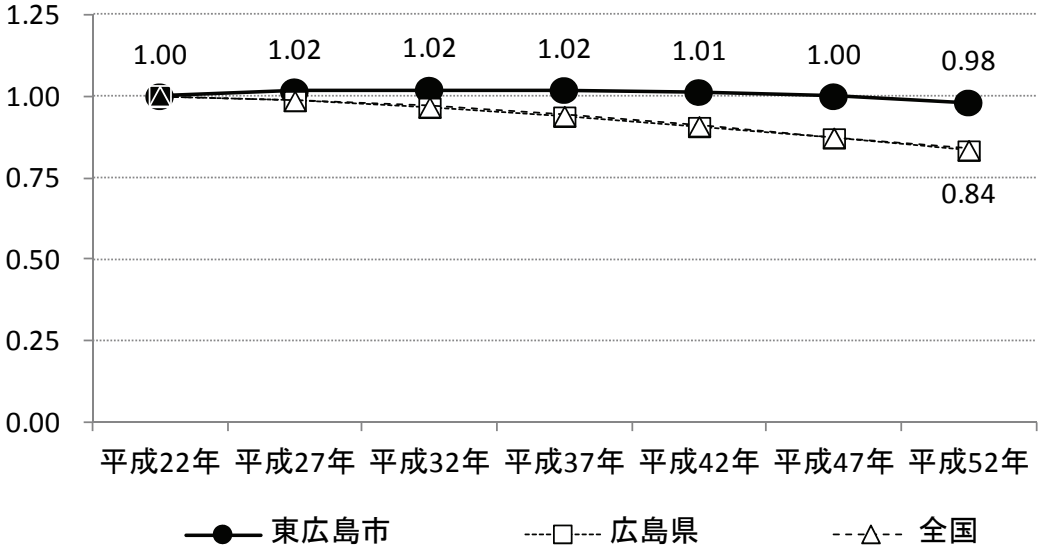

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計」ほかより

（人口変化率は、2010年を1としたときの各年の人口比率）

第５節　地域別の状況

１　地域別の人口と世帯数の状況

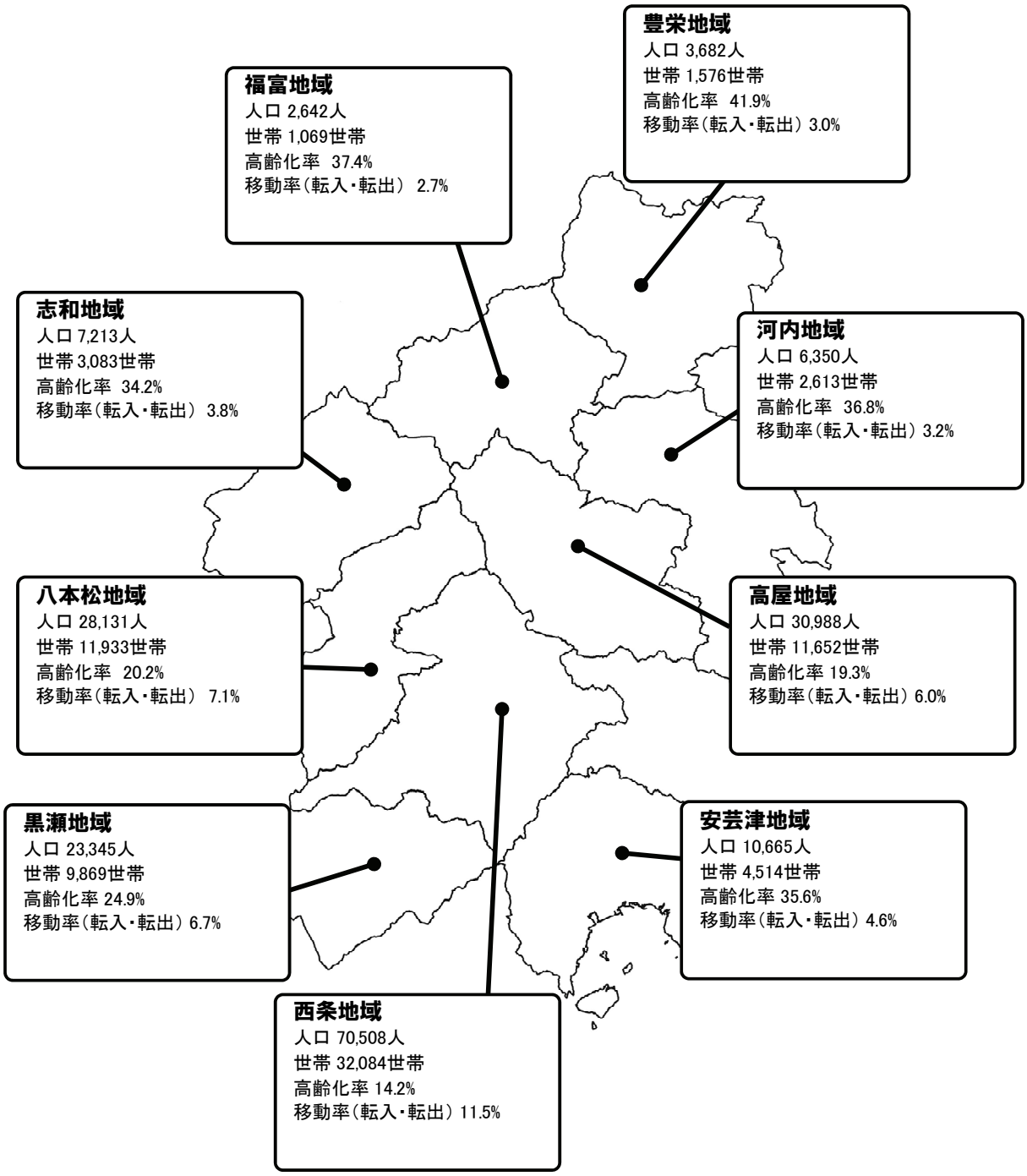

人口・世帯・高齢化率　資料：住民基本台帳（平成25年８月31日時点）

移動率（転入・転出）　資料：平成23年人口動態統計より算出

２　東広島市住民自治協議会エリア図

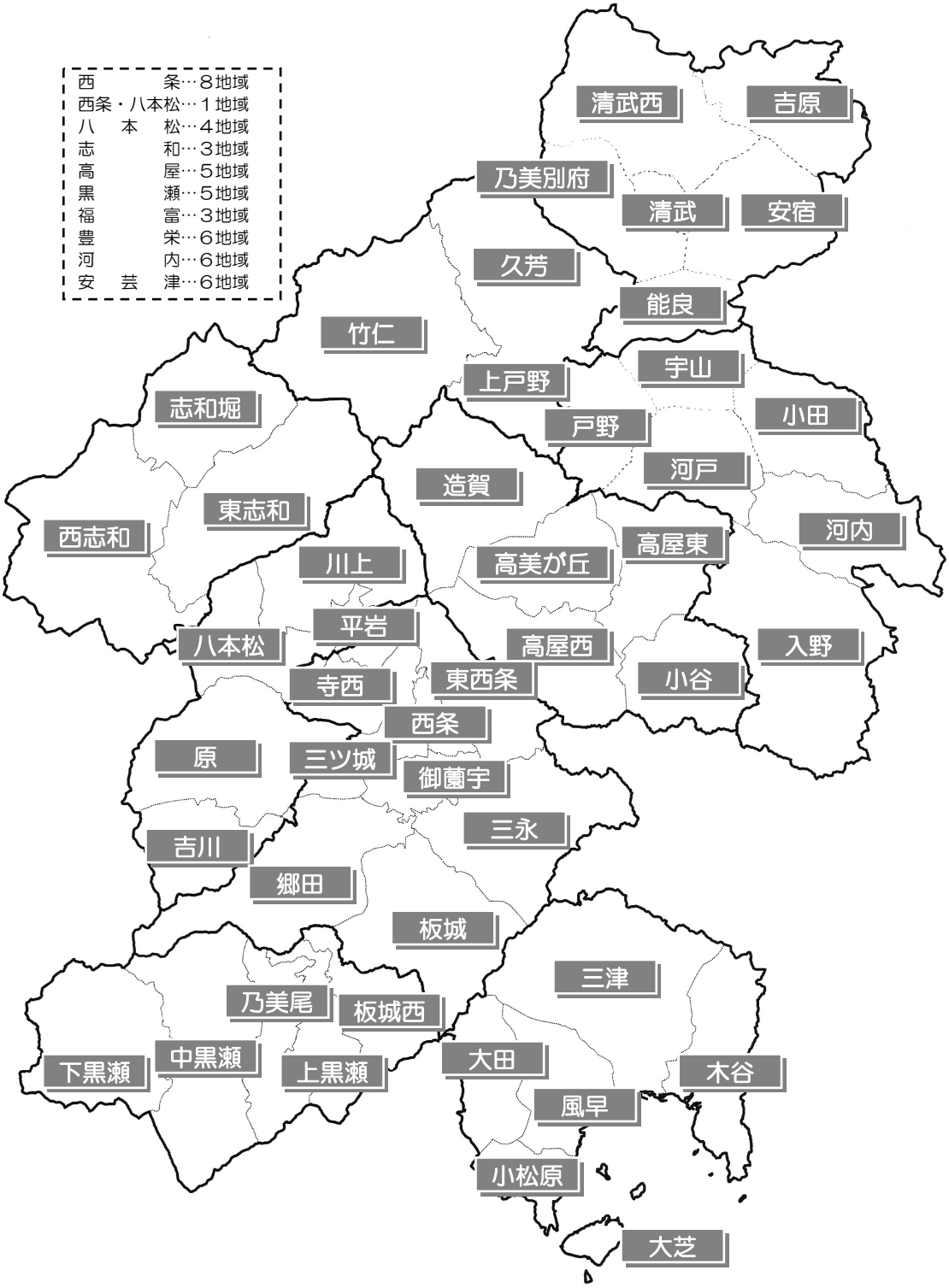

第６節　子どもの状況

１　保育所入所児童数の推移

保育所の定員は、平成24年度まで増員を続け、平成24年度では4,285人となっており、利用者数は3,865人となっています。

市全体でみると定員数を満たしていますが、地域によっては希望する保育所に空きがないなどの課題があります。

■保育所定員と入所児童数の推移

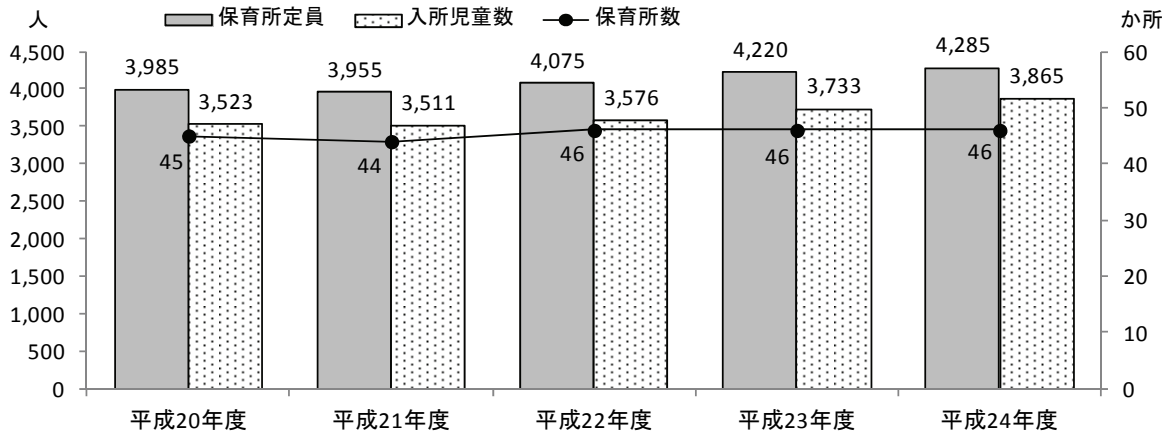

資料：保育課（各年4月1日）

２　小学校数及び児童数の推移

小学校数は、少人数校の統廃合を進め、平成24年度現在35校で、10,734人の児童が学んでいます。

小学校ごとに児童数が大きく異なるほか、市全体として少子化が進行していることから、適正な配置に向けて長期的な展望が必要となっています。

■小学校児童数等の推移

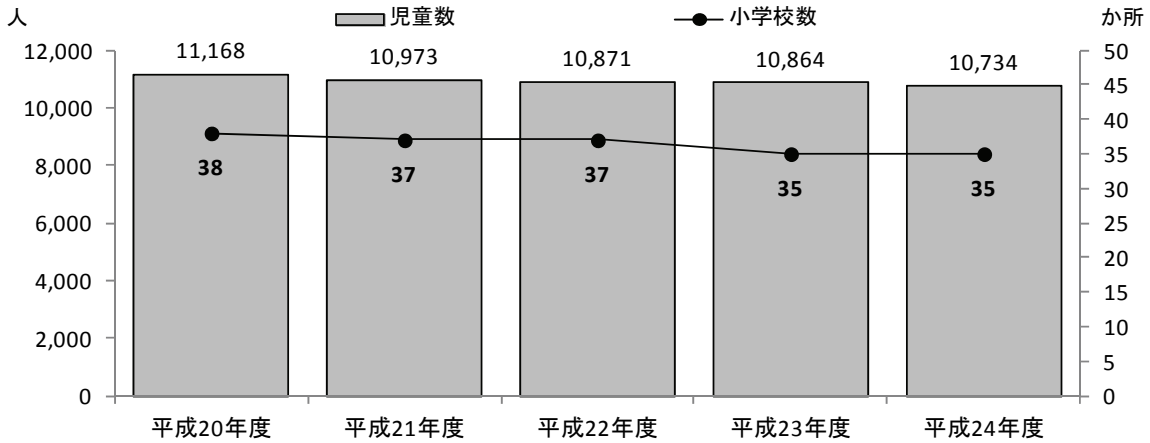

資料：学校基本調査（各年5月1日）

３　いきいきこどもクラブ（放課後児童クラブ）在籍児数の推移

近年、いきいきこどもクラブ（放課後児童クラブ）の利用者数の増加に伴い、設置クラブ数を増やしてきました。しかし、平成24年度には、入所児童数は横ばいとなっています。

■いきいきこどもクラブ（放課後児童クラブ）の在籍児童数と設置数の推移

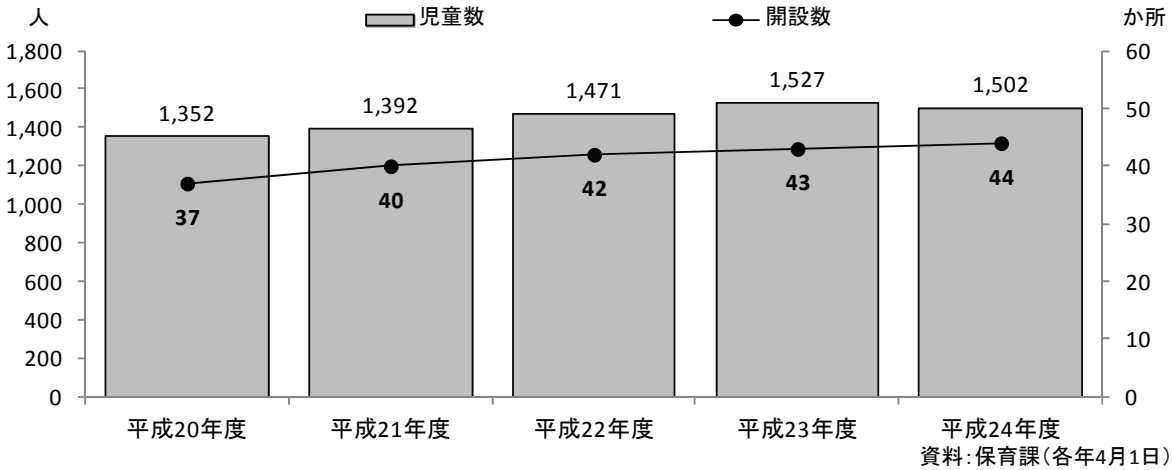

資料：保育課（各年4月1日）

第７節　高齢者の状況

本市の65歳以上の要支援･要介護者数は､高齢者の増加と相まって増加を続けています。

要支援・要介護認定率は、上昇傾向の国、県と比較して、おおむね横ばいとなっています。

■要支援・要介護高齢者の推移

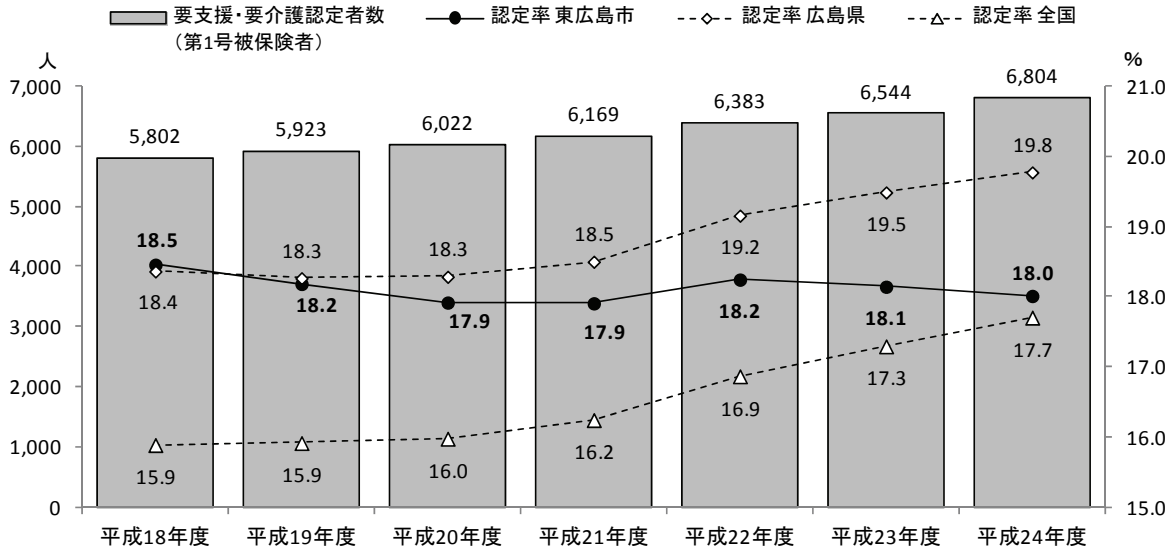

認定率＝認定者数（第1号被保険者）÷第1号被保険者数

資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（年報）（平成24年度の全国･広島県は月報（暫定））

第８節　障害者の状況

１　身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々増加しており、平成25年度で6,067人となっています。等級別では１～３級が全体の約６割を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

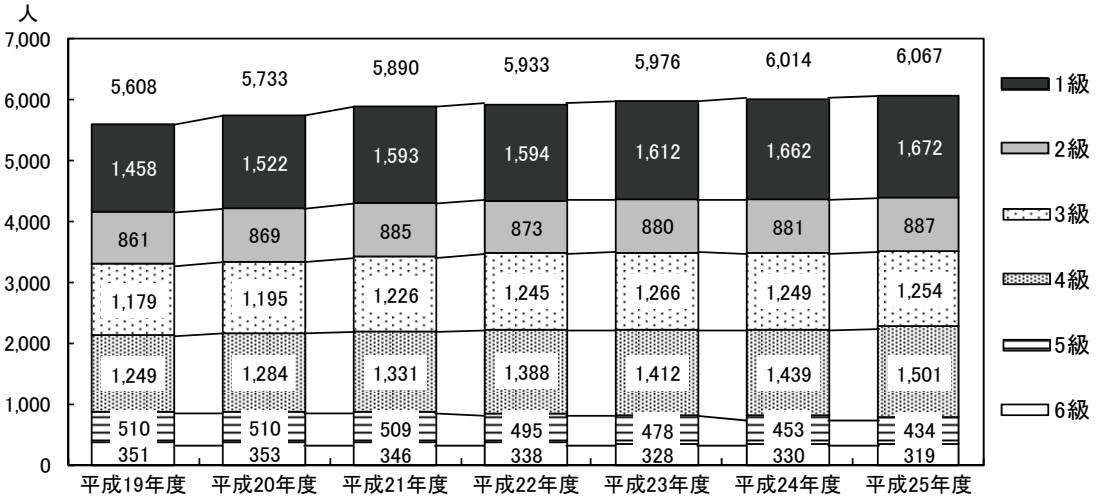

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

２　知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、平成25年度で1,274人となっています。等級別では、特にB・Ⓑの増加が顕著となっています。

■療育手帳所持者数の推移

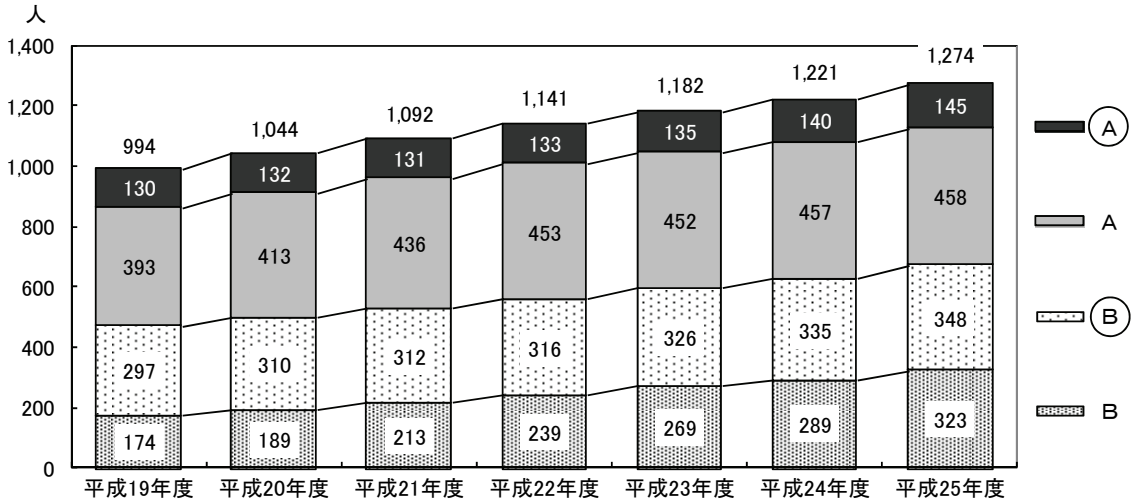

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

３　精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加する傾向にあります。

等級別では、２級の増加が目立っていましたが、近年では３級の増加も顕著になっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

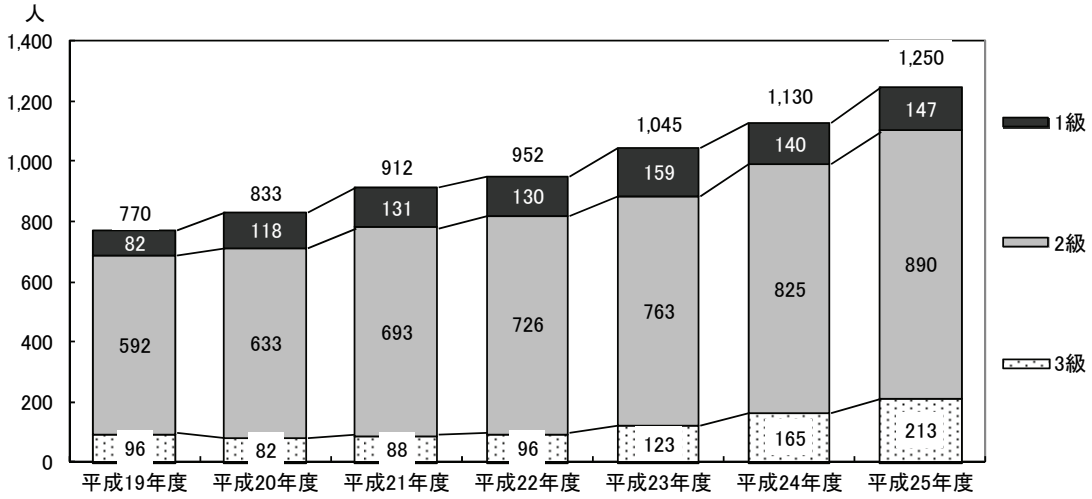

資料：障害福祉課（各年度4月1日現在）

第3章 各種調査等からみる地域福祉の現状

各種調査における「N」「SA」「MA」は、それぞれ
「N」　＝サンプル数のこと
「SA」　＝単回答のこと（Single Answerの略）
「MA」　＝複数回答のこと（Multiple Answerの略）
を示します。
なお、図表中において「無回答」とある項目については、「回答のなかったもの」、若しくは「判別ができなかったもの」を表しています。

1　無関心層の拡大と高齢化の進行

前回（平成18年度）の市民アンケート調査の結果と比較して、60歳代以降の割合が高く、20歳代、50歳代の割合が減っており、年代ごとの回答割合の差が広がっています。

■市民アンケート調査の回答者の年齢比較（SA）

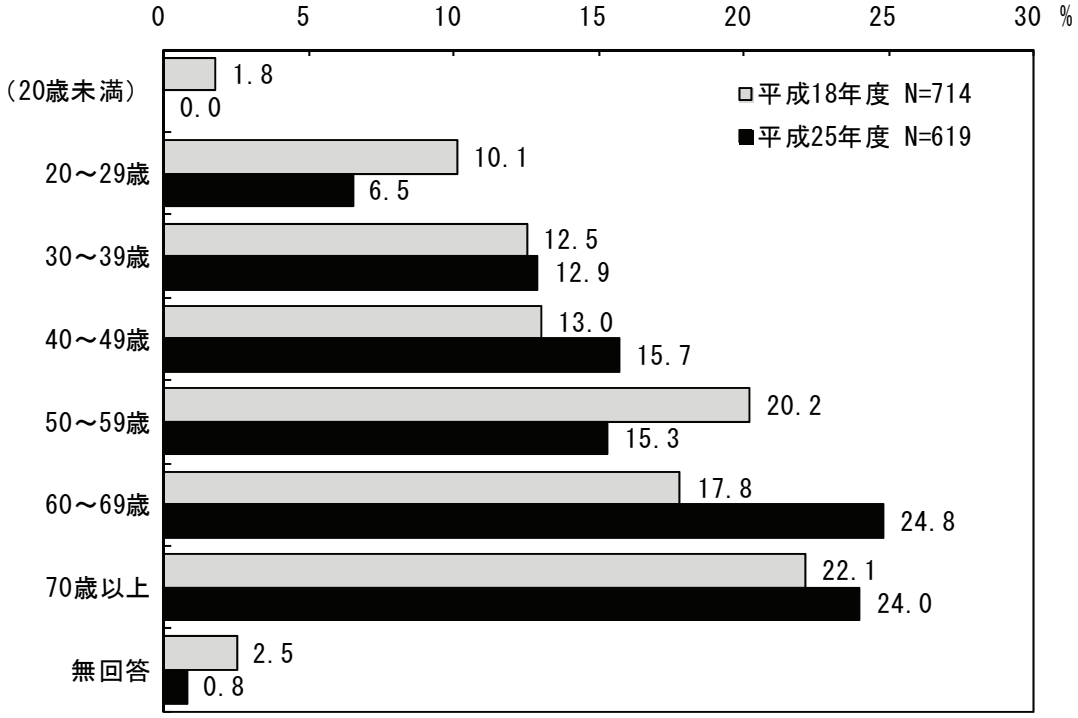

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）
（平成25年度の市民アンケート調査は、20歳以上を対象としたため、括弧書きとしている。）

2　世帯構造の変化

回答者の世帯構造では、「夫婦のみの世帯」、「親と子の2世代世帯」が増加し、「親と子と孫の3世代世帯」が減少しています。

核家族化が進行し、支援の必要な世帯が増加していると考えられます。

■市民アンケート調査の回答者の世帯構成（SA）

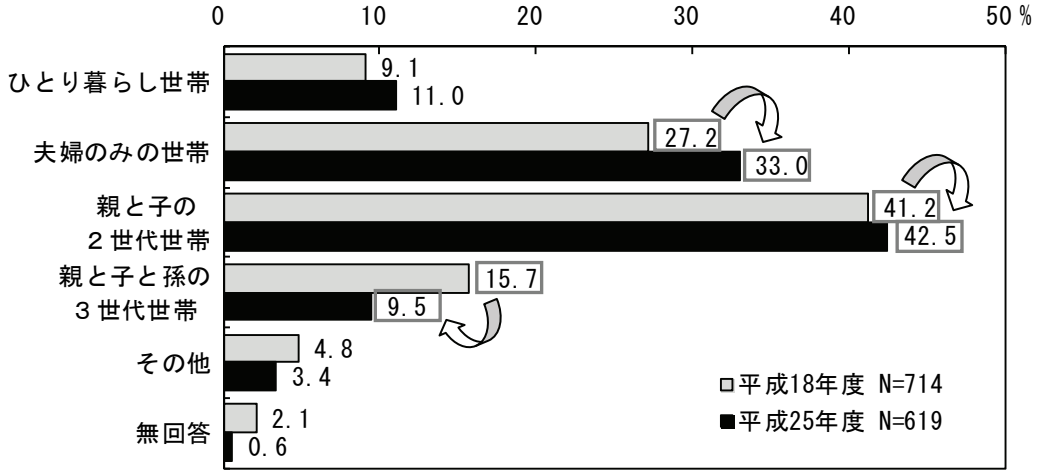

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

3　福祉サービスに対する市民意識の変化

「福祉水準の高いまち」のイメージでは、「行政が福祉施設や福祉サービスにたくさんの予算を使っている」を選択する割合が高く、「地域の支え合い、またはボランティア活動が根付いている」という項目の割合は減少しており、公助によるサービスをイメージする人が増えています。

■「福祉水準の高いまち」のイメージ（SA）

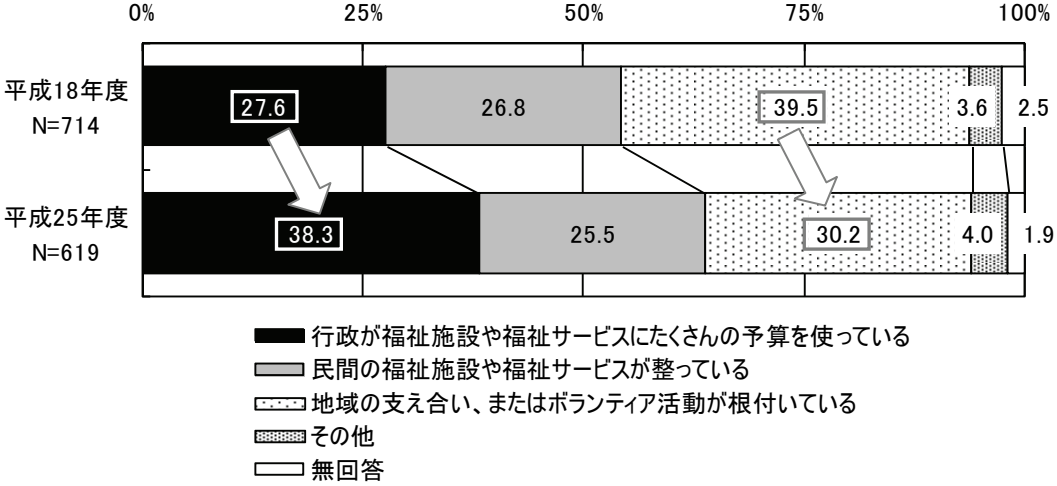

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

隣近所の助け合いとして、「買い物の手伝い」や「短時間の子どもの預かり」を希望する方が増えており、より生活に密着した分野でサービスがあれば受けたいと考えている人が増えています。

また、日常の困りごとを有償で支援する有償福祉サービスについては、昨今の民間サービスの充実によって浸透しつつあり、認知度が上昇しています。

■「助けてほしい」支援

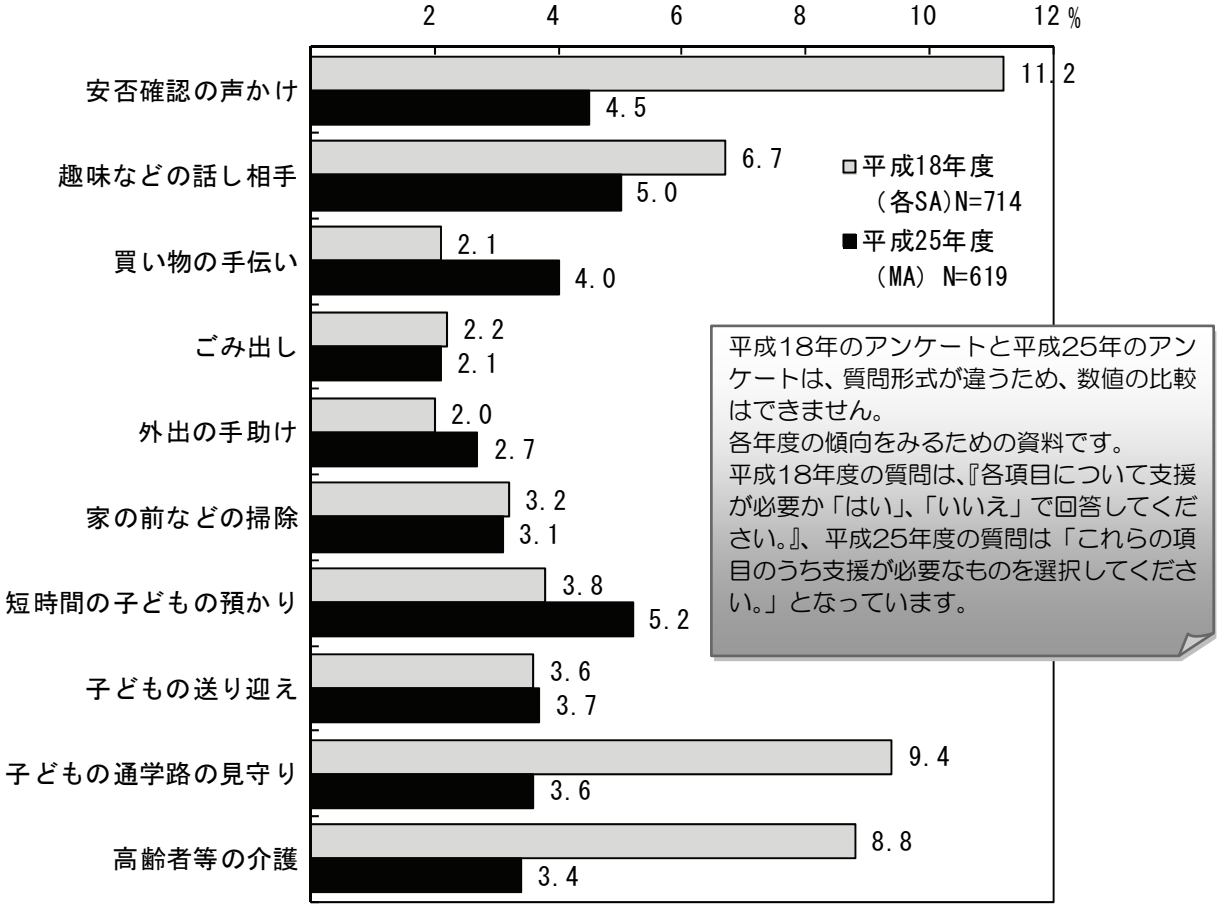

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

■有償福祉サービスの認知度（SA）

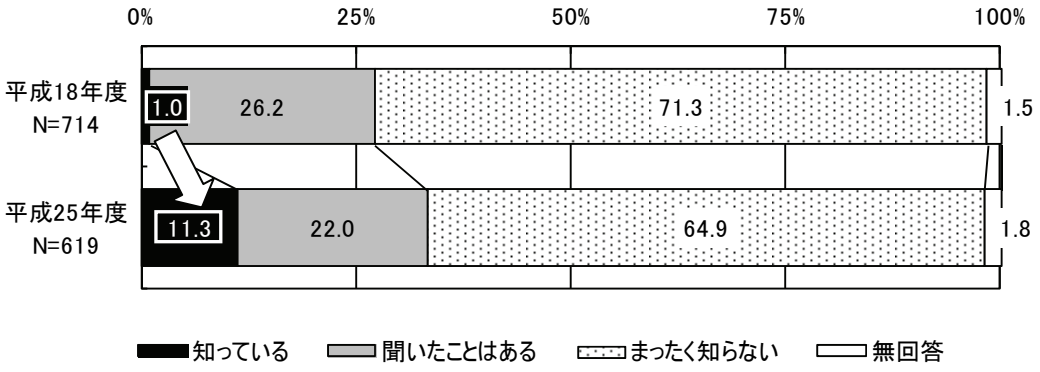

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

4　地域での市民同士の付き合いの変化

地域との付き合いは、「相談や助け合いはせず、たまに立ち話をする程度」や「付き合いがほとんどない（あいさつをかわす程度）」が増えています。

地域住民の関係を維持し、交流を深める取組が必要となっています。

■地域の方との付き合いの程度（SA）

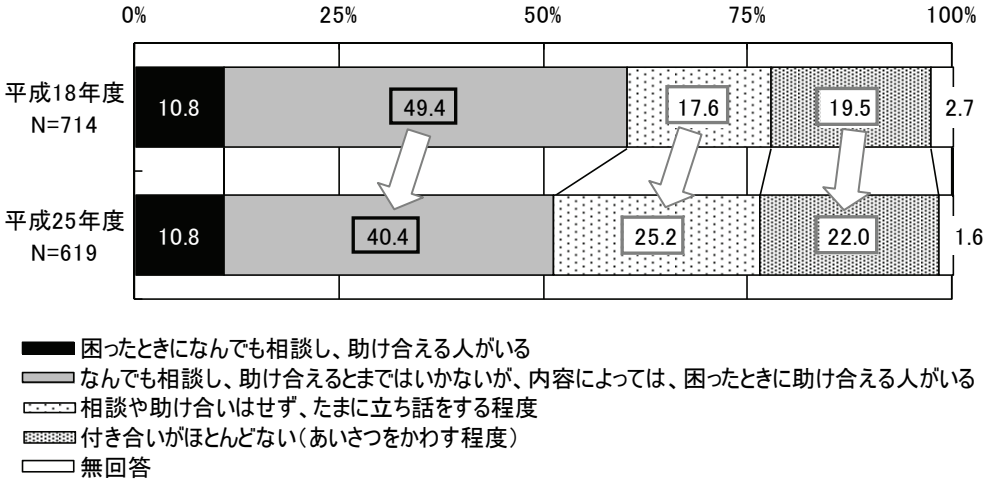

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

5　ボランティア等への参加の状況

ボランティア等に参加したくないと回答する割合が増加しており、互助、共助の必要性をより一層啓発する必要があります。

■ボランティア等への参加意向（MA）

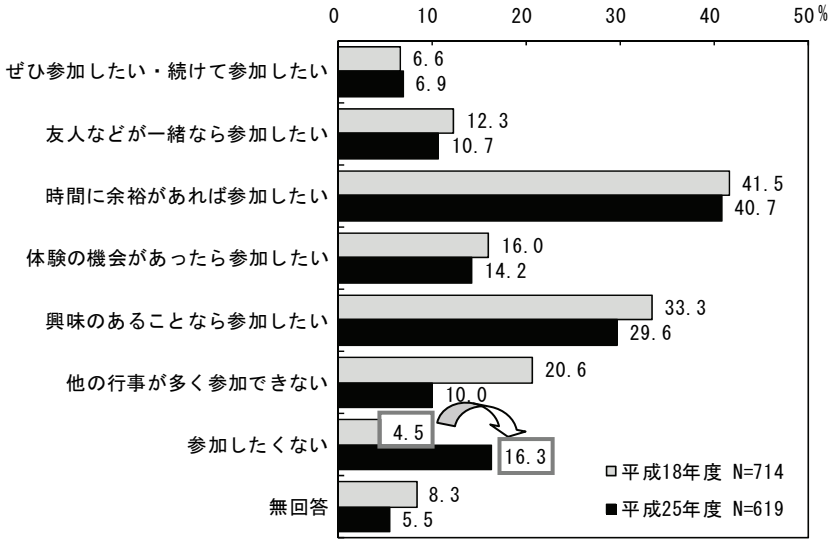

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

６　福祉情報の入手

福祉サービスに関する情報をあまり入手できていないと回答する割合が増えています。

情報の提供は地域福祉の推進そのものに関わることから、効果的な情報の提供について検討するとともに、広報やガイドブックなどの充実が必要となります。

■福祉サービスに関する情報の入手度（SA）

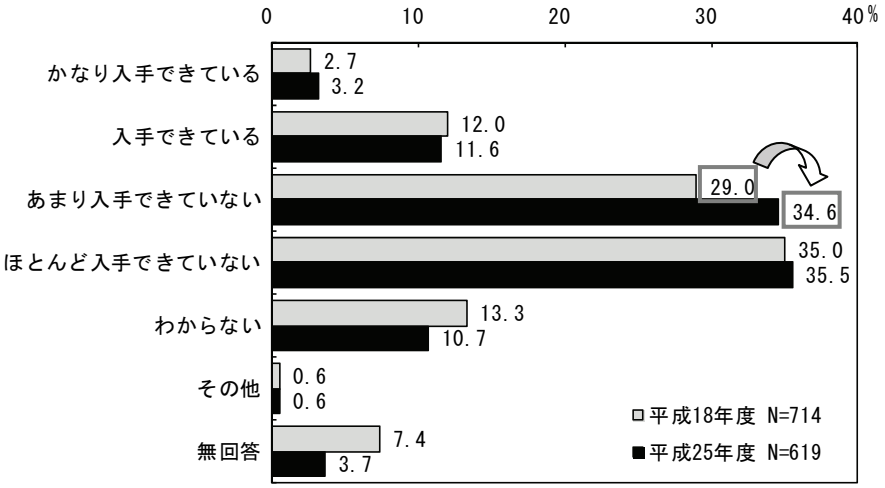

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

７　災害時要援護者避難支援への理解

災害時要援護者避難支援の取組に関して、情報を出したくない人の割合が高くなっています。

その要因としては、回答者に自主避難が可能な人が多いことや、個人情報の保護についての意識が高まっていることなどが考えられます。

災害時要援護者避難支援への理解を深め、地域の助け合いを常日頃から意識して隣近所のつながりを深める取組が必要です。

■あなたの情報を、関係団体等にお知らせしておいてもよいか（SA）

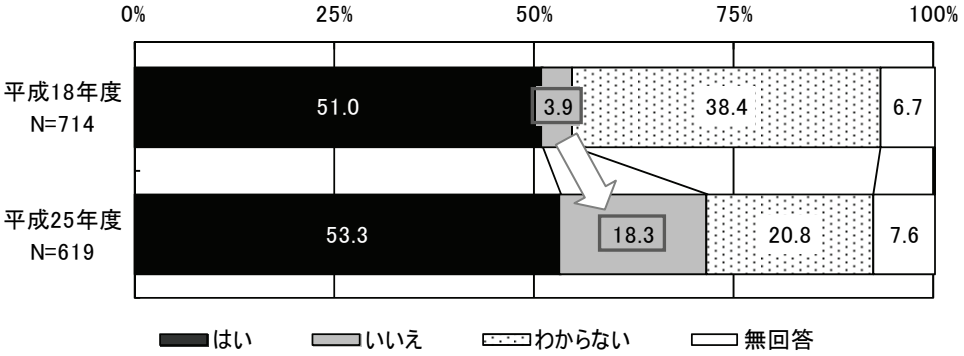

資料：市民アンケート調査（平成18年度、平成25年度）

8　地域福祉を担う団体の連携

住民自治協議会や市民活動を行っている団体・組織への調査では、地域福祉の活動を活発にするために必要なこととして、「リーダーの養成と研修等による意識高揚」のほか、「高齢者が活躍できる環境づくり」、「活動費や実費等の助成」などに課題を感じていることがうかがえます。また、他の団体・組織等との連携については、住民自治協議会では「地区社協」と、団体・組織では「自治会・自治協」と連携が図れているという回答（資料編98ページ、99ページ参照）が多くなっています。

■市民の自主的な地域福祉の活動を活発にするためには何が必要か（MA）
（住民自治協議会）

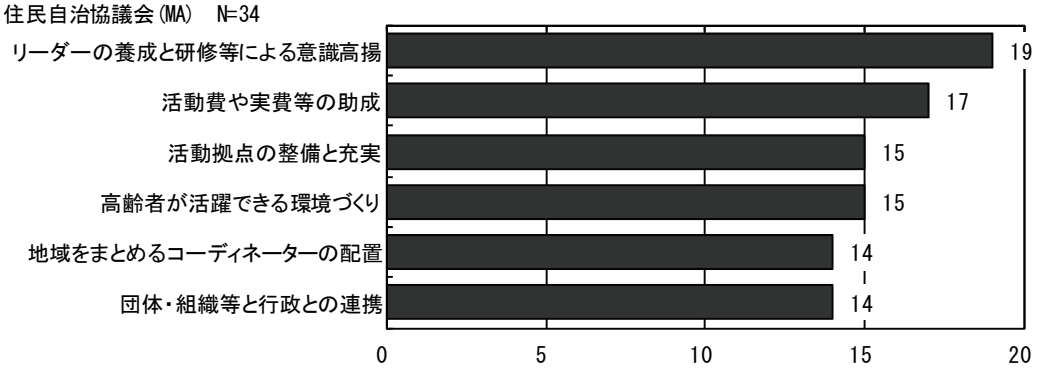

（団体・組織）

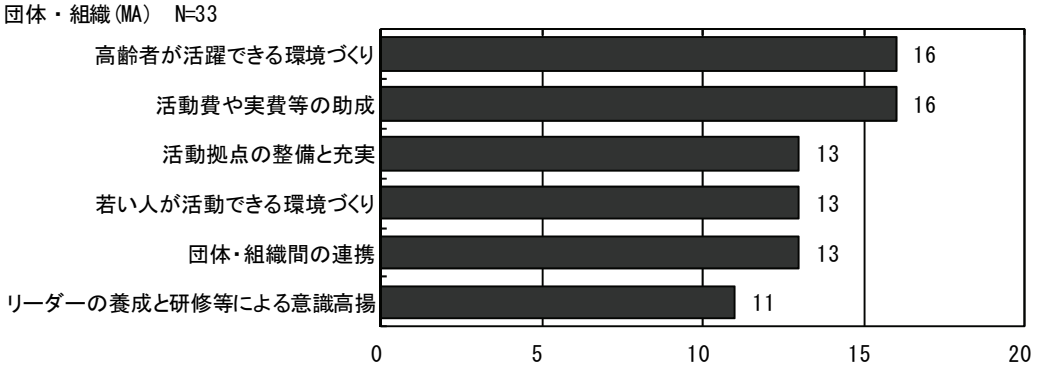

資料：各種団体等アンケート調査（平成25年度）

９　庁内調査による施策評価

前計画の進捗状況の調査を実施し、各事業の評価を行いました。

前計画の全78事業のうち、「できた」「だいたいできた」の評価が75事業となっています。

廃止の方向性の事業については、住民自治協議会の設立に伴う東広島市コミュニティづくり推進協議会などの解散や、他の事業と統合、又は移行されているものなどが該当しています。

■庁内調査の評価結果

方向性 ＼ 進捗評価		できた	だいたいできた	あまりできていない	計
市民みんなの気持ちづくり		**13**	**4**	**－**	**17**
●子どものころからの福祉意識の醸成	充実	2	3	－	5
●生涯学習活動における福祉意識の醸成	維持	10	－	－	10
●産官学の連携による福祉意識の醸成	廃止	1	1	－	2
市民みんなの場づくり		**14**	**2**	**1**	**17**
●交流できる場づくり	充実	3	1	－	4
	維持	8	1	1	10
	廃止	3	－	－	3
市民みんなの活動づくり		**16**	**5**	**－**	**21**
●おたがいさまの地域関係の再生	充実	3	3	－	6
●ボランティア、NPOなど市民活動の	維持	12	2	－	14
育成、支援	廃止	1	－	－	1
市民みんなのつながりづくり		**3**	**5**	**1**	**9**
●地域福祉活動活性化のための	充実	1	2	1	4
ネットワークの構築	維持	2	3	－	5
	廃止	－	－	－	－
市民みんなの安心づくり		**11**	**13**	**2**	**26**
●利用者本位のサービス提供体制づくり	充実	4	4	2	10
●暮らしを支える福祉のまちづくり	維持	7	9	－	16
	廃止	－	－	－	－
合計		**49**	**26**	**3**	**78**

（各項目に重複している事業があるため、合計は一致しない。）

10　地域福祉施策の満足度と重要度

市民アンケート調査において、地域の福祉に関する次の項目のうち、平成17年２月の合併以降で向上したと思うもの（満足度）、現在特に重要だと思うもの（重要度）について質問したところ、市民が最も重要度が高いと感じているのは、「地域の高齢者の支援」で、満足度の平均より下（これから対応が必要なもの）であり、重要度が高いというものでは、「福祉に関する情報の提供」や「地域の子育て支援」、「地域の防災組織」が含まれるほか、「地域の障害のある人への支援」、「高齢者の活躍できる場づくり」、「地域で活動する人の人材養成」などが挙げられています。本計画策定の主要な目的でもある自主防災組織や要援護者に対する取組、住民自治協議会などの地域自治の推進や人材育成などに課題があることが改めて確認できます。

■全体集計

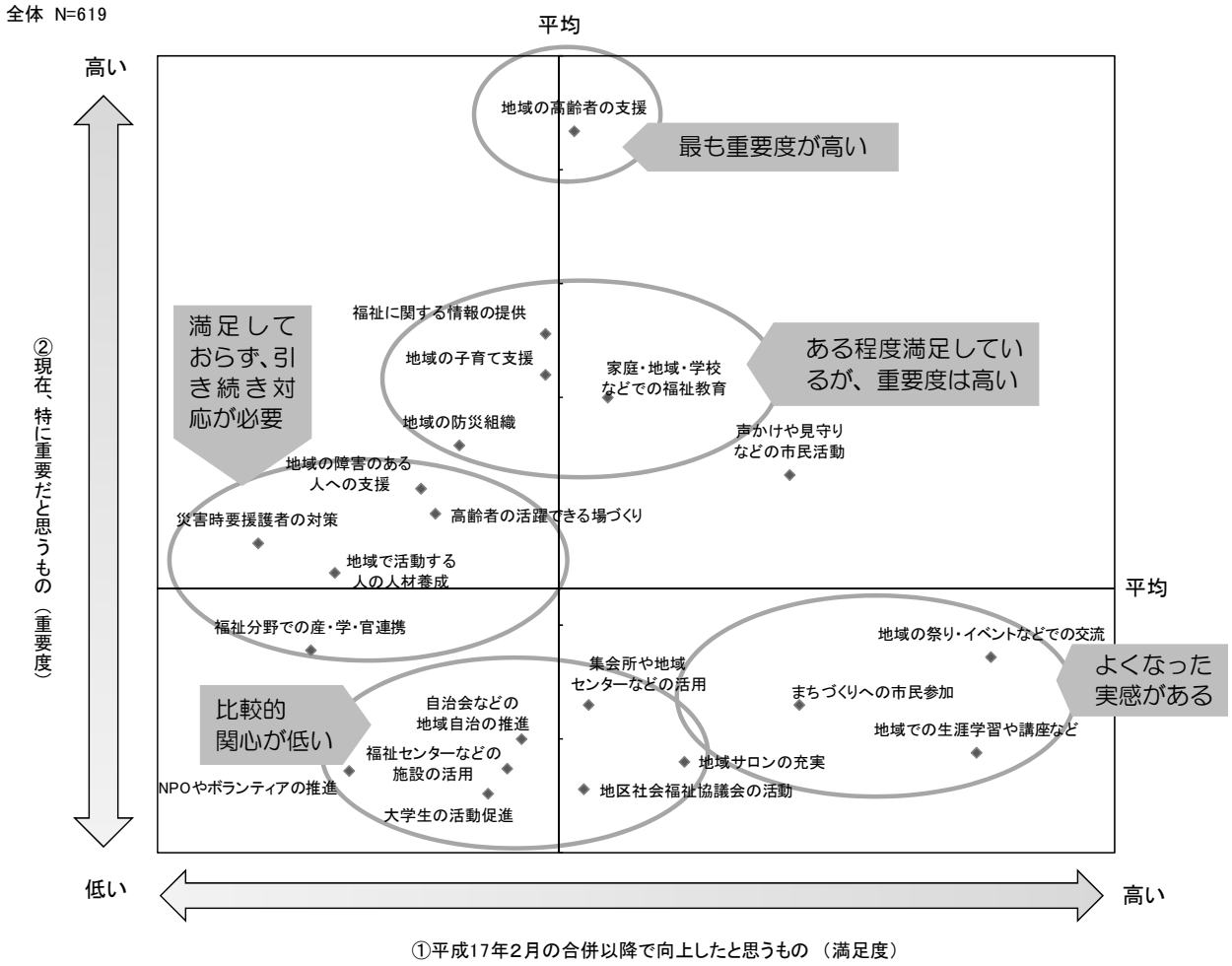

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

＜参考＞男女別、地域別のプロット図を、資料編（85ページから94ページまで）に掲載しています。

第4章 本市の現状からみえる課題

本計画の策定に当たって実施した市民アンケート調査及び地域ワークショップ、近年の社会情勢などから、本市の地域福祉の向上に向けて、次のような課題を捉えることができました。

これらの課題は、一つ一つが独立した課題ではなく、複雑に絡み合い、悪循環を招いている状況も少なからずあります。このような課題を総合的に捉えて、解決に向けた方策を推進していくことが重要となります。

地域の高齢者の支援と地域参加

市全体として少子高齢化が進行しており、大学生や企業等の多い西条地域と周辺部において、人口構造に大きな違いがあります。

高齢化率の高い地域では、福祉に関する情報や日常生活の支援において、地域独特の課題が生じているなど、支援のニーズは多様化しています。

行政だけでは、きめ細やかな福祉サービスを提供することが困難な時代となっていることもあり、今後は地域での支え合いが必要となります。

また、市民アンケート調査の結果や将来人口推計などの統計データをみると、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれることから、ますます地域の見守りや支え合いの活動の重要性が高まると考えられ、医療や介護、生活支援などが連携した包括的なケア体制の構築が望まれます。

一方で、元気な高齢者には、多様な学習の場や社会参加、健康づくりの機会などを提供し、生涯現役のライフスタイルで活躍いただくことが期待されます。

⇒55頁　活動のきっかけづくり
⇒59頁　地域福祉活動活性化のためのネットワークの強化
⇒62頁　利用者本位のサービス提供の充実　　など

団塊の世代の高齢化と地域デビュー

団塊の世代の高齢化が始まっており、将来人口推計からも高齢者の増加傾向は、顕著に表れています。こうした高齢者の増加に対して、生きがい対策や地域での居場所づくり、労働できる方には労働できる場づくりといった社会的な仕組みや制度が十分整っているとは言えない状況があります。また、近年では、65歳以上を高齢者とする一律の定義は実態にそぐわなくなってきており、それぞれの多様なライフスタイルに対応できる働き方をはじめ、個人がそれぞれの生き方を自由に選択できる地域社会づくりが求められています。

こうした課題を踏まえ、高齢者の方々には、その豊富な社会経験を地域社会の中で活かしていただく仕組みづくりが必要です。

⇒50頁　職場における福祉意識の醸成
⇒56頁　おたがいさまの地域関係の再生
⇒57頁　ボランティア、NPOなど市民活動の育成、支援　　など

子どもの見守りや子育て支援

本市の子どもの人数は減少傾向にあり、地域によっては小学校の統廃合が進められていますが、一方では、人口増加によって学校の分離新設が行われるなど、都市化と過疎化の進展が顕著に表れている状況です。

しかし、市民アンケート調査の結果などからみると、いずれの地域においても共通する課題は、“核家族化や共働き世帯の増加によって、家庭での子育てに十分な時間を取ることが困難な状況”と“地域におけるコミュニティ意識が希薄化することによるつながりの機会の減少”です。また、外遊びをする機会の減少や安全な遊び場の確保も課題とされているため、環境整備も含め、家庭、地域、学校、行政が連携した地域全体による子ども・子育て支援の仕組みづくりが必要です。

⇒48頁　子どもの頃からの福祉意識の醸成
⇒55頁　活動のきっかけづくり　など

市民・地域・大学・企業及び行政が共に創る地域社会

広島県の学術、産業の一翼を担う本市では、これまでは行政が提供するものと考えられていた公共サービスについて、市民、地域、大学、企業及び行政などが連携し、それぞれの強みを活かすことで、市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供することが可能となります。学生のボランティア活動や企業の社会貢献活動など、それぞれの活動分野は多岐にわたります。

住みよいまちづくりに向け、市民や地域、大学、企業及び行政が、共通の目的を実現するために、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等な立場で相互に補完し協力することが必要です。

⇒50頁　職場における福祉意識の醸成
⇒57頁　ボランティア、NPOなど市民活動の育成、支援
⇒59頁　地域福祉活動活性化のためのネットワークの強化　など

多文化共生社会の形成

本市には外国人が多く住んでおり、外国人人口は県内第３位（4,418人　平成25年３月末時点）、総人口に占める割合は県内第２位（2.5%　平成25年３月末時点）となっています。

本市の外国人市民は、20歳代が多く、留学生の割合が高いという特徴がある一方で、永住資格を有する人数が増えるなど、定住化も進んでいます。

外国人市民の中には、言葉や文化の違いによる外国人市民特有の課題を抱える人も多く、医療分野における通訳、あるいは災害時などの緊急時対応のための体制整備などが必要です。

地域の新たな活力の一つとして、外国人市民の社会参画を促進することにより、本市に住む全ての市民が相互理解のもと、個性と能力を最大限に発揮し、活力に満ちた地域を作り出していくことが大切です。

⇒50頁　職場における福祉意識の醸成
⇒59頁　地域福祉活動活性化のためのネットワークの強化
⇒61頁　地域の暮らしを支える相談・支援のまちづくり
⇒66頁　災害時の助け合いの仕組みづくり　など

防災意識の醸成と地域防災体制の確立

平成７年の阪神・淡路大震災、平成13年の芸予地震、平成23年の東日本大震災をはじめ、近年の度重なる自然災害など、災害への日頃の備えが大きな課題となっています。

災害対策は、自らの備えを徹底しておくことが必要であるほか、迅速な避難方法、地域間の連携・協力など、あらかじめ取り決めておくことが大切です。また、今後想定されている南海トラフ地震や大雨などの自然災害などに備えるため、日頃から、地域の危険箇所を確認したり、防災訓練へ参加したりするなどの地域活動が重要になるとともに、近隣同士の声かけや情報交換などによる関係づくりも大切です。

本市では、防災への関心は高いものの、地域防災への理解や防災訓練への参加などは少ない状況となっており、普段の生活の中での防災意識の醸成と自主防災組織づくりが必要です。

⇒66頁　災害時の助け合いの仕組みづくり　など

地域公共交通の確保

本市では、バス、鉄道、新幹線などの公共交通機関があるものの、車社会の浸透などによって全体的にこれらの利用者数が減少しつつあり、今後もこの傾向が続くと、その維持や確保が困難となることが予想されます。

公共交通の利便性の向上を図るとともに、地域ニーズを踏まえた潜在需要の掘り起こしや利用者が減少すると路線そのものの維持存続が難しくなることを、地域住民へ啓発していく必要があります。

市民アンケート調査の結果で地域の課題として最も意見が多かったのが、地域の交通の在り方に関することで、地域ワークショップでは、デマンド交通の研究やバスの小型化・多様化、タクシー券助成などについて、活発な意見が交わされました。

このことから、高齢者等の外出機会を増やすこと、通院や買い物のための移動手段の確保などは、地域福祉の推進にとって重要な課題といえます。

交通手段の確保について、交通ネットワークの在り方を考慮するとともに、地域の特性を踏まえた、地域で助け合える仕組みを構築していくことが必要です。

⇒64頁　暮らしを支える福祉のまちづくり　など

第２部　総論

第1章 計画の基本理念

本市では、「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」を将来の都市像と掲げ、市民生活の豊かさと活力ある地域経済を自立的に創造していくまちづくりを進めています。

大学や学術研究機関、製造業などが多く存在し、転入・転出が多い地域性や、都市化と過疎化の二面性を抱えるなど、独特の地域形成が進んでいます。特に、都市化によるコミュニティ意識の希薄化や過疎化による地域活動の担い手の減少など、地域を維持し、活動を行っていく上での課題が大きくなっており、市民がお互いの絆を深め、地域の中で「助け合い・支え合い」を進めていくことが、重要となっています。

このため、本市においては市民協働のまちづくりの推進により、まちづくりにおける多様な主体が課題解決や情報共有を図る住民自治協議会が立ち上がりました。

今後は、地域を代表する組織である住民自治協議会をはじめ、各種団体などがより一層連携を深め、地域が主体の活動が育まれることを目指し、お互いに助け合い支え合うことで、日常の課題を解決する力（＝“地域の福祉力”）が高まることを期待するものです。

また、地域には日常での様々な場面で課題を抱え、支援が必要な方がいます。こうした人と支援ができる人とを結び付け、日常の絆を深めるために、本計画においては、「地域でつむぐ絆と支え合い」を基本理念として掲げ、継続した地域福祉の形成に取り組みます。

本計画の推進により、多くの地域住民がお互いに支えられて地域生活を送っていると実感できる地域づくりを目指します。

基本理念

地域でつむぐ絆と支え合い

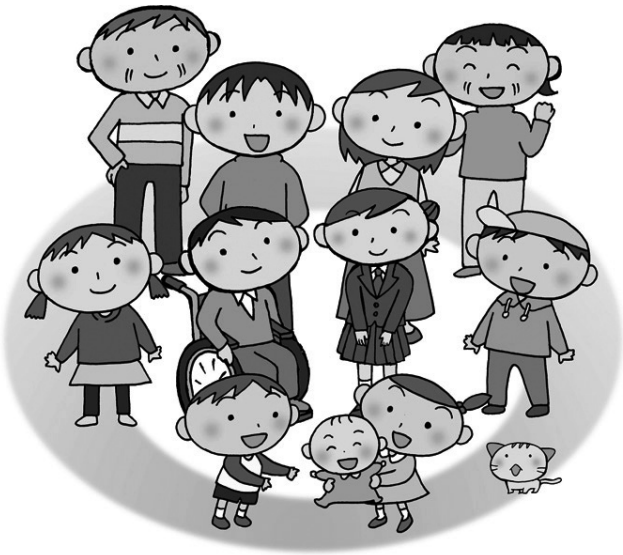

■地域でつむぐ絆と支え合いのイメージ

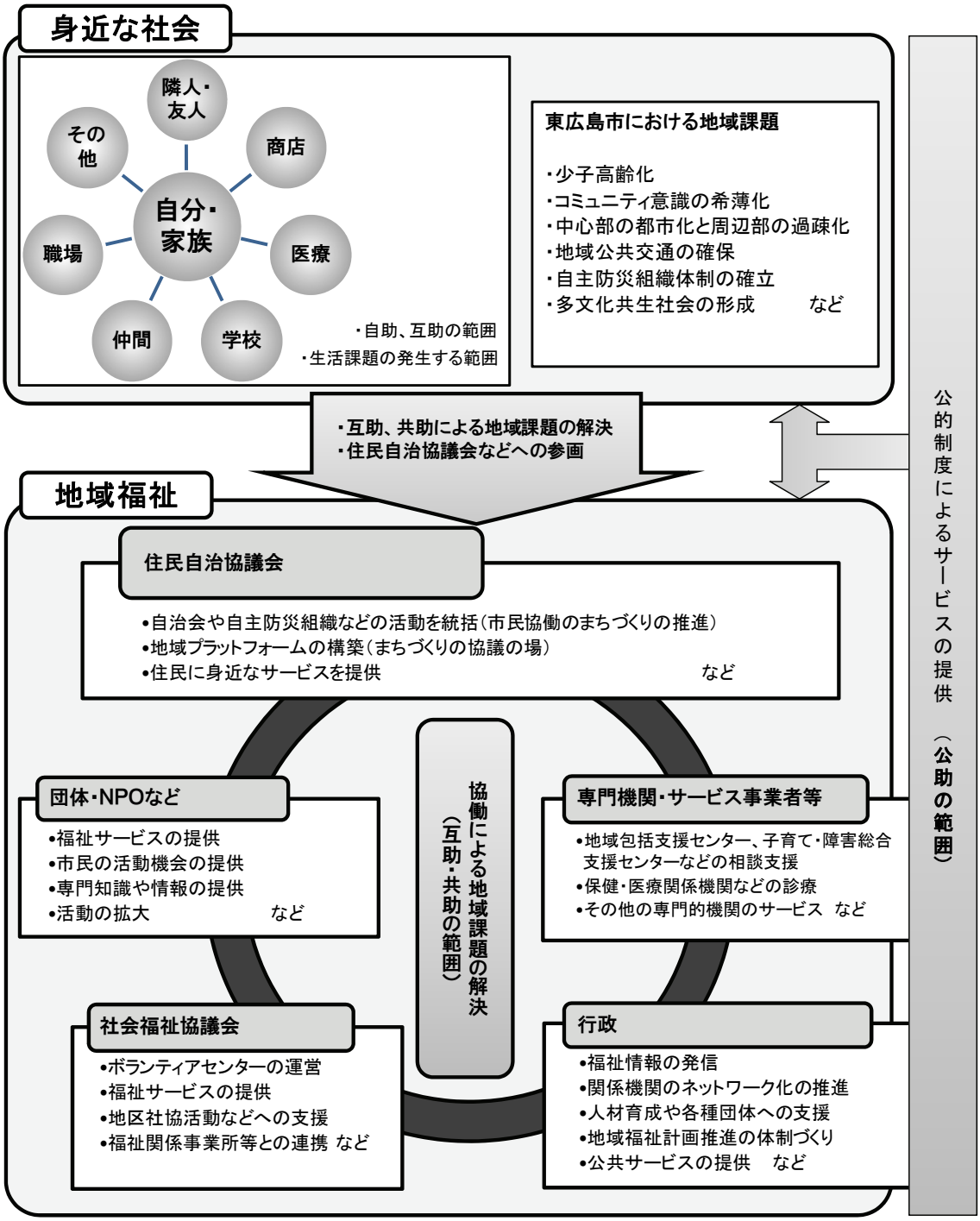

基本理念の実現のため、次の５点を基本目標に計画の推進を図っていきます。

基本目標①　地域の気持ちづくり

子どもの頃から助け合いや支え合いの心を培っていけるよう、家庭、地域、学校が連携しながら子どもたちの福祉教育に取り組んでいきます。

また、前回の計画策定時の市民アンケート調査の結果と比べて、核家族化が進行しており、地域のコミュニティ意識の希薄化も顕著に表れていることから、市民が地域福祉の必要性を学習、認識する機会の提供を行い、それぞれが個人の特性に応じて役割を担い、地域に貢献していく気持ちの醸成を図ります。

基本目標②　地域の場づくり

地域を代表する組織である住民自治協議会が設立され、市民協働のまちづくりを推進する地域プラットフォームができました。

地域の課題解決や情報共有を図る実践段階に入っていることから、市民が主体となってまちづくりを総合的に推進していけるような支援に取り組みます。

各地域で展開されている地域サロン活動など、地域住民が集い、交流を図る場の拡充に向けて、その立ち上げまでの支援や場所の確保、運営の支援を強化していきます。

また、これらの場づくりに当たっては、住民自治協議会をはじめ、地区社協や市民活動団体などと連携を図り、“地域の福祉力”が高まるよう、あらゆる立場の人を対象に行っていくことに留意していきます。

基本目標③　地域の活動づくり

日常のゴミ出しや溝掃除など、日常生活を送る上での困りごとについて、隣近所の助け合いやちょっとした手助けが、一人一人の心に意識付けられるよう啓発を進めていきます。

その上で、市民の活動のニーズを基に、ボランティアやその他の地域貢献の活動の裾野を広げるための幅広い分野における人材の育成を図ります。

具体的な知識・技術の習得、体験の機会、有償・無償の活動形態など、何らかの活動を志す方々が、実際の活動に移せるよう、活動の間口を広げていきます。

基本目標④　地域のつながりづくり

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、支援を必要とする人と支援ができる人、あるいは団体や事業所などをコーディネートし、必要な支援を必要な人に結び付けていくことが重要です。

このため、保健、医療、介護、福祉などで相互連携ができるよう、地域包括支援センターをはじめ、社協、障害者自立支援協議会、地域子育て支援センター、医療機関、民生委員児童委員、障害者自立支援専門員、母子保健推進員、その他の事業所などと連携してネットワーク化を図り、公的サービスやインフォーマルサービス、地域活動などを結び付けていく相談支援体制の仕組みづくりや地域包括ケア体制を推進します。

基本目標⑤　地域の安心づくり

誰もが安心して暮らせるよう、地域生活において何らかの課題が発生した場合に、その相談を受け、必要なサービスへと結び付ける支援体制の確立が必要です。

このため、地域が主体的に取り組む助け合いや支え合いを基本にしたインフォーマルサービスと公的サービスの充実に努めます。

また、安心して質の高い生活を送ることができるよう権利擁護に取り組むとともに、安心・安全な生活が送れるよう、防犯防災、交通安全などの啓発に努め、地域と一体となった取組を進めます。

とりわけ、自主防災組織の設立や災害時の要援護者の支援などについては、日頃の備えと地域のつながりが重要なため、地域のつながりづくりとともに対策や制度の充実を図ります。

さらに、生活環境面では、あらゆる人が障壁なく、活発に社会参加できるよう外出支援や地域生活支援を行うほか、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

また、市民の関心が高い公共交通について、地域との協働によってその在り方を検討します。

第2章 計画の体系

基本理念、基本目標を踏まえ、それらに基づく施策を次のように体系的に整理し、「第３部 取組の方針」において、具体的な内容を示します。

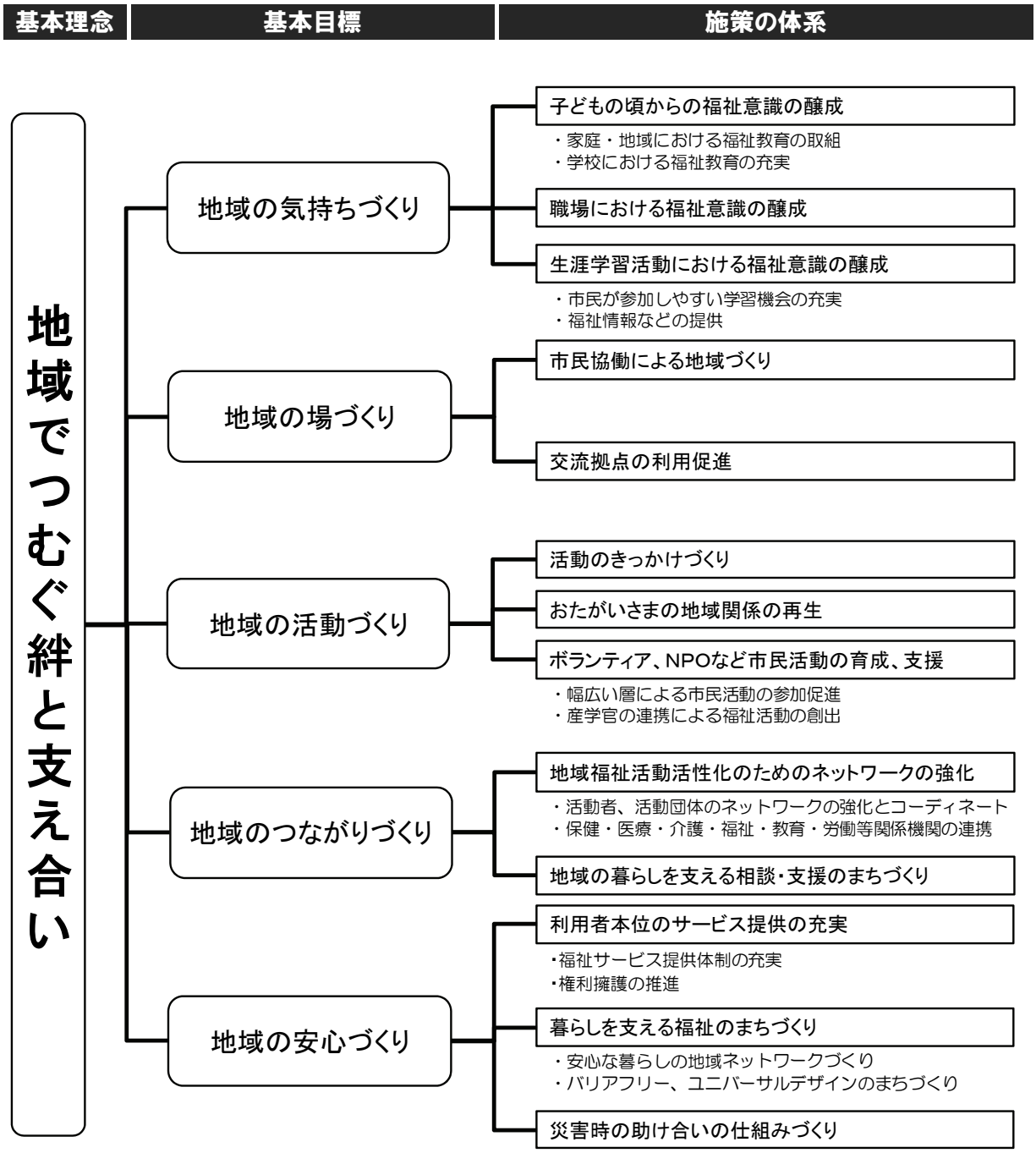

第3章 計画推進のためのポイント

本計画の推進に当たっては、直面している社会情勢や地域ワークショップ、市民アンケート調査の結果などから得られた市民の意見を参考に、次の５点を、全ての施策の実効性を高める共通のポイントとして推進していきます。

～いつまでも地域で活躍できる元気づくり～

本市の高齢化率は、年々上昇しており、将来人口推計では平成37年に25％を超えると推定されています。

働き盛りの世代が、日常において継続的に地域福祉活動へ参加することは難しい状況にある現在、その活動を実質的に支えているのは高齢者の方々です。その中には、地域福祉活動に生きがいを見いだし、そのことが自らの健康増進や介護予防につながっているという人がたくさんいます。

地域貢献を行うことによって生きがいを得て、そのことが自らの元気にもつながっていることは、そこに一種の「支え合い」が成立していると言えることから、地域活動が活動者自身の元気づくりにもつながることを踏まえ、高齢者の積極的な活動促進を図ることを計画推進の重要なポイントとして留意していきます。

また、全国的にも若い頃からの健康づくりや認知症の予防が提唱され、高齢者の介護予防などの地域包括ケアに市民、地域が積極的に参加することが求められています。

健康づくりや介護予防は、仲間や地域で取り組む方が個人で取り組むよりも長続きし、効果も上がることから、地域での健康づくりの推進に努めていきます。

～将来を担う子どもを見守り育む～

市民アンケート調査の結果では、地域が抱える課題として「子どもの数が少ない」や「子どもの遊び場」が交通の問題に次いで高い割合で挙げられていたほか、地域ワークショップにおいても、子どもの育成や子育て支援、遊び場の安全などに関する課題が多く出されました。

本市が本計画の基本理念に掲げる、「地域でつむぐ絆と支え合い」を実現するためには、全ての人にとって共通の宝である「子ども」を起点とした取組が有効な視点の一つだと考えられます。

子どもが地域の絆をつむぐ役目を果たし、なおかつ、子どもに関する福祉意識の向上も図られるよう、計画推進を図る上でのポイントとして留意していきます。

～地域福祉を担う人材の確保と育成～

本計画期間においては、団塊の世代が65歳以上の高齢者となります。

これらの方々が、どのように地域生活を営むかによって、地域の在り方は大きく変わってくると言え、長い企業人生などを通じて習得した様々な知識や技術は、地域福祉活動の様々な場面で有益であると考えられます。

しかし、これまで地域とのつながりがあまりないという方も多く、退職の翌日からいきなり地域デビューというわけにはいかないことが考えられます。既存の施策や事業も含め、これらの団塊の世代が地域に意識を向けられるような支援が必要です。

また、幼少期からの福祉教育の充実や、ボランティアの育成、支援など、地域を支える人材を育てる仕組みづくりに努める必要があります。

さらに、ボランティアや地域で活躍する市民が高齢化、固定化する傾向があることから、地域の皆で「支え合う」心を育み、世代を超えた活動が進むことをポイントとして留意します。

～要援護者を支える仕組みづくり～

市民アンケート調査の結果から得られた防災に関する市民の意識は、約３分の２の回答者が「地域の自主防災組織が必要」と回答しているにもかかわらず、同様の設問において回答者の約半数が「地域の自主防災組織の有無はわからない」、８割強が「地域の防災訓練に参加していない」状況にあり、関心は高いものの日頃の意識が低い状況となっています。

災害は、ある日突然に起こるものであることから、日常の備えが欠かせません。

今後、高齢者や障害者など、災害時に援護が必要な「災害時要援護者」の増加が予想されるほか、外国人市民のように言語や文化の違いに対しての支援を必要とする一方で、支援者にもなり得る人材も存在することから、支援する側、される側両方が、日頃からの付き合いの中で、防災について話し合い、緊急時の決めごとを行うことが大切です。

これら、日常の隣近所との付き合いが、福祉サービスばかりではなく、防災にも役立つことをポイントとして留意していきます。

～協働による新たな支え合い～

本市では、従来の行政区制度から、住民自治協議会制度へ移行し、地域の活性化や課題について話し合い、市民と市民、あるいは市民と行政が協働してまちづくりに取り組む組織が誕生しました。

市民協働のまちづくりは、住民自治協議会、市民、ＮＰＯ、大学、学生、企業などの多様な主体が、それぞれの特性や強みを活かしながらお互いに連携・協力、あるいは補完し合い、より充実した活動を行うことを目指しています。こうした活動が推進されるよう、それぞれの活動団体を支援するとともに、人材育成やネットワークを構築する場を設けるなどの取組が求められています。

また、市民協働センターや地域センターの設置など、地域活動の基盤が整いつつあり、これらを活用し、地域と行政、各種団体等が連携して、魅力ある地域づくりを進めていくことが必要です。

●参考　地域福祉活動計画の概要

東広島市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」
あったか笑顔のまちづくりプラン（抄）

本計画の推進に当たっては、第１部第１章第２節で述べたとおり、社協が策定する地域福祉活動計画と相互に連携・協働しながら推進していくこととなります。

「あったか笑顔のまちづくりプラン」
基本目標　～７つの柱～

Ⅰ．場づくり～出会い･ふれあい･おつきあい～
基本計画：地域の住民同士が出会う場づくり
主な事業：「地域サロン事業」地域サロン活動の充実をめざします

Ⅱ．活動づくり～想う･動く･助け合う～
基本計画：地域の困りごとを解決するための活動の仕組みづくり
主な事業：「地区社協事業」地区社協との連携を図ります
「そよかぜねっと事業」地域で支える仕組みをつくります

Ⅲ．人づくり～気づく･担う･つなぐ～
基本計画：子どもから高齢者まで、誰もが活動(担い手)できる人づくり
主な事業：「人財･次世代育成事業」支え合いの地域づくりをめざします
「東広島熟年大学事業」地域の活動につながる熟大をめざします

Ⅳ．つながりづくり～伝える･結ぶ･協働する～
基本計画：助け合いのボランティア活動を更に充実していくためのつながりづくり
主な事業：「ボランティアセンター事業」各あったか応援センターの充実を図ります
「被災者生活サポートボラネット事業」被災者生活サポートボランティアセンター機能の充実を図ります
「連携の強化と普及啓発」専門性を活かし、頼りになる社協をめざします

Ⅴ．安心づくり～見守り･つどい･支え合う～
基本計画：住み慣れた地域で、地域住民と共に個々の生活を守る安心づくり
主な事業：「介護保険事業･障害者自立支援事業」関係機関と連携を図りながら在宅生活を支援します
「セーフティネット事業」住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援します
「権利擁護センター事業」認知症や障害のある方々が、安心して生活できるよう支援します

Ⅵ．組織づくり
基本計画：社協の事務局態勢や理事･評議員等と連携強化の充実、社協関係者(協力者)を増やす組織づくり
主な事業：「組織体制基盤強化」地域福祉を推進する中核組織として信頼される基盤づくり

Ⅶ．財源づくり
基本計画：会費や寄付、県共同募金会からの配分金等、地域福祉活動計画の全体を支える財源づくり
主な事業：「経営体制基盤強化」財源の安定確保と効率的活用

第３部　取組の方針

第1章 地域の気持ちづくり

第１節 子どもの頃からの福祉意識の醸成

１　家庭・地域における福祉教育の取組

課題と今後の方向性

少子高齢化、核家族化が進行し、社会構造も変化する中で地域社会での交流が減ってきており、思いやりやいたわりといった心を育む機会が少なくなっています。

市民アンケート調査の結果では、近所との付き合いが減り、ボランティアに参加したくないと回答した方が増えています。地域福祉を推進していくためには、市民の一人一人が地域への関心を高め、助け合い・支え合いの心を持つことが必要です。

全ての市民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、地域に愛着を持てるよう、福祉教育を推進します。また、人と人とのつながりの大切さや、障害者、健常者などの壁を作らず、お互いを尊重する心を育むための取組を推進します。

主な役割

市民・地域の役割

○ 福祉に関する勉強会や研修へ誘い合って積極的に参加します
○ 家族みんなで話し合う場を持ちます
○ 自分の知識や技術を福祉教育へ活かします

団体・組織の役割

○ 地域の特色ある教育内容を企画します
○ 交流機会の確保と気軽に参加できる場づくりに配慮します
○ 福祉事業者などは講座の運営に協力し、講師を派遣します
○ 障害や障害の特性の理解を深め、幼い頃から福祉教育を進めます

行政の役割

○ 子どもたちの様々な交流活動を支援します
○ 子どもたちの豊かな成長を促すための福祉教育を推進します
○ 地域センターなどで実施している講座等に、地域福祉活動としての要素も積極的に取り入れます

取組項目

○　施設訪問などによる世代間交流の推進
○　地域福祉教育の推進
○　生涯学習による子どもの福祉意識の醸成

２　学校における福祉教育の充実

課題と今後の方向性

全国的に児童、生徒間におけるいじめ、不登校、問題行動などが増加する中、本市においても、いじめや暴力行為が増加している傾向にあります。

また、発達障害のある児童も増加しており、特別支援教育が必要な児童、生徒への理解が求められています。

今後は、「共生・共存」、「地域社会」、「直接体験」、「感性」をキーワードに地域と連携し、命や自然・文化との出会い、家族や仲間、地域の人々との交流、高齢者や障害のある人たちとの交流と理解・支援など、身近にある様々な活動を通じて、将来の地域の担い手である子どもたちの健全な育成に取り組みます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 学校での催しや講演会等に積極的に参加し、学習します
○ 子どもの声を聞き、子どもの心の問題への関心を高めます
○ ＰＴＡや学校とのつながりを作ります
○ 地域の特色ある教育内容を企画します
○ 体験学習などに積極的に協力します

団体・組織の役割

○ 福祉事業者などは運営に協力し、講師などを派遣します
○ 障害や障害の特性の理解を深め、幼い頃から福祉教育を進めます
○ 子どもたちが身近な課題を自分たちで解決できる力を身に付けさせます
○ 効果的な体験学習のプログラムを導入します

行政の役割

○ 子どもたちの豊かな成長を促すための教育活動を推進します

取組項目

○　学校と地域の連携による教育の充実
○　福祉体験学習の推進
○　子育て体験学習の推進

第２節 職場における福祉意識の醸成

課題と今後の方向性

職場における福祉意識の醸成は、社会生活を営む上でとても重要です。とりわけ、仕事上の役割を共に担う男女共同参画の考え方や社会奉仕活動の理解を深めること、あらゆる特性のある人同士が認め合う職場づくりなどを進めることは、より良い地域社会を築くために欠かせない取組です。

また、男女が共に協力して家事や子育てを行うなど、子育てや介護と仕事を両立できる労働環境の整備を企業に働きかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を推進する取組も必要です。

地域社会がより暮らしやすく働きやすくなるように、職場における福祉意識の醸成を図る取組を推進します。

主な役割

市民・地域の役割

○ 職場や学舎のある地域への愛着を持ちます
○ ボランティアなどに積極的に参加します
○ 講座等に積極的に参加します
○ 男女が協力して家事や育児を行います
○ ワーク・ライフ・バランスについて学び、実践します
○ 学習経験・就業経験を活かした取組に参加します

団体・組織の役割

○ 地域の課題を把握します
○ 多彩なボランティアや活動団体と人材を結ぶコーディネートを行います
○ 専門性を活かした地域の支援について検討、実施します
○ 講座の講師などを派遣します
○ 多様な主体による福祉サービスを実施します

行政の役割

○ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進や障害者法定雇用率の達成などについての啓発を行います
○ 共働き家庭の増加などを踏まえ、子育てや介護と仕事との両立を支援する柔軟な労働環境の整備を企業に働きかけます

取組項目

○　ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）推進のための取組

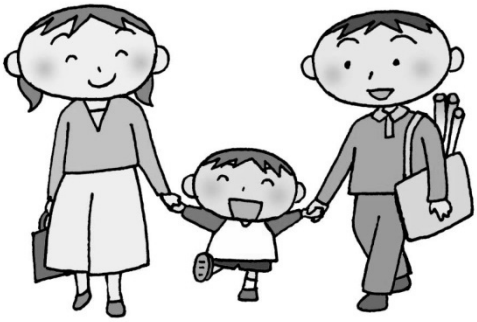

第３節 生涯学習活動における福祉意識の醸成

１　市民が参加しやすい学習機会の充実

課題と今後の方向性

市民アンケート調査の結果では、生涯学習の講座などは、平成17年２月の合併以降「向上した」とする回答が多くなっており、市民に身近な施策として、更なる充実が求められています。

今後は、地域センター及び生涯学習センターにおける生涯学習活動だけではなく、生涯学習まちづくり出前講座の場などを活用し、あらゆる機会を通じた福祉意識の醸成を図ります。

主な役割

市民・地域の役割	○ 地域での催しや講演会等に積極的に参加し、学習します ○ 勉強会や研修などへは、家族、近所で誘い合って参加します ○ 学習の成果を地域活動に活かします ○ 地域の特色ある教育内容を企画します ○ 体験学習などに積極的に協力します ○ 発表会へ積極的に参加し、地域課題に対する取組事例を発表します
団体・組織の役割	○ 福祉事業者などは運営に協力し、講師などを派遣します ○ 地域課題に対する取組団体の事例を発表します
行政の役割	○ 生涯学習の効果的なプログラムを検討します ○ 子どもたちの豊かな成長を促すための福祉教育を推進します

取組項目

○　地域における生涯学習機会の提供
○　地域福祉活動者への人材育成講座の提供
○　地域福祉活動者への活動情報の提供
○　行事等の開催による学習機会の提供

２　福祉情報などの提供

課題と今後の方向性

市民アンケート調査の結果をみると、福祉に関する情報の提供が今後の重要な課題となっています。福祉情報があまり入手できていない、あるいはほとんど入手できていないという人が多く、情報の発信側と受け手側の双方が関心を持って取り組むことが必要です。

福祉情報の入手先としては、市役所の窓口や広報から得ている人が多く、広報紙やパンフレットを活用し、地域の福祉活動や講座などの情報を積極的に発信するとともに、あらゆる人が情報を入手できるよう、関係団体などと連携しながら、音訳、点字などの様々な形での情報発信に努めます。

また、ＩＣＴの進歩に伴い、電子メール、携帯メールなどでの情報の共有やインターネットによる情報発信を進めます。

地域や団体等からの情報発信を進めるため、市民活動情報サイトやＦＭ東広島などによる地域活動家の紹介、出演などを促進します。

主な役割

市民・地域の役割

○ 地域の福祉情報について関心を高めます
○ 積極的に情報を収集する意識を持ちます
○ 地域の有用な情報を周囲に伝えるよう努めます

団体・組織の役割

○ 地域の特色ある教育内容を企画します
○ 福祉情報を積極的に提供します
○ 視覚障害者や聴覚障害者などに配慮した情報発信に協力します
○ 活動が地域住民に届くよう、積極的にメディアを活用します
○ 写真や動画などのメディアの活用を進めます
○ インターネットの活用を進め、ホームページを充実させます

行政の役割

○ 地域の講座やサロンの情報などを常に見られるよう努めます
○ わかりやすい情報発信に努めます
○ 新しい情報技術の活用を研究します

取組項目

○　地域福祉活動の情報提供と共有
（ＦＭ東広島、広報東広島、社協だより、市民活動情報サイトなど）

第2章 地域の場づくり

第１節 市民協働による地域づくり

課題と今後の方向性

本市では、平成22年２月に「市民協働のまちづくり指針」を策定し、市民協働によるまちづくりについて、様々な取組を行ってきました。

従来の行政区制度から、住民自治協議会制度に移行し、地域住民や各種団体の方などがお互いに話し合い、相談し合う土台ができ、地域の特性に応じた地域づくりが一層活発になることが期待されています。

地域が主体的に、また各種団体などが連携することで、お互いを補完し合いながらまちづくりが推進され、“地域の福祉力” が高まるよう支援を行います。また、地域福祉を推進するに当たっては、住民自治協議会をはじめ、地区社協などの各種団体が広く交流を深め、連携を図ることが必要です。住民自治協議会に対するアンケート調査では、人材育成と連携が必要であると回答した団体が多くあり、今後の取組では、人材育成の講座や連携の場づくりなどを進めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 地域の一員としての自覚を育みます
○ 主体的に地域の特性に応じた取組を行います
○ 地域づくりに必要な研修、講座等に参加します
○ 地域の情報を隣近所で共有します
○ 地域の課題を話し合う場を作ります
○ 地域の課題を共有し、解決に向けて話し合います

団体・組織の役割

○ 地域づくりに必要な研修、講座等を実施します
○ 地域の課題をまとめて、行政との話し合いを行います
○ 行政と住民自治協議会等の連携を深め、共に地域について考えます

行政の役割

○ 地域の課題の解決に向けた支援を行います
○ 地域活動に必要な地域センター等の管理運営を行います
○ 地域の声を尊重したまちづくりに努めます
○ 市民協働のまちづくりの意識醸成に努めます

取組項目

○　市民協働のまちづくりの推進

第２節 交流拠点の利用促進

課題と今後の方向性

平成24年度東広島市市民満足度調査によると、地域センターの利用方法についての問で、約6割の方が「利用していない」と回答し、その理由としては「きっかけがない」が約４割となっています。また、「利用している」と回答した方の約３分の１は地域活動で利用していると回答しています。利用のきっかけを作ることで、地域活動に参加する市民が増えることも考えられます。

市民の交流を深めるためには、身近な地域で市民同士が話し合える場を充実させることが必要です。地域の拠点施設の利用促進を図り、全ての市民が気軽に参加できる交流の場づくりや市民同士の交流等を後押しし、身近な地域で支え合える関係づくりを進めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 生涯学習センター、地域センターや集会施設を積極的に活用します
○ 地域の集会施設等の維持管理に協力します
○ 様々な世代の施設の利用による世代間交流を進めます
○ ボランティアや活動団体の拠点に、地域の施設を活用します

団体・組織の役割

○ 施設の地域拠点化を進めます
○ 地域施設を利用した福祉教育を進めます
○ 各種催事を企画立案します
○ 施設の有効活用、改善へ向けた議論を進めます
○ 様々な施設同士の連携を進め、施設として、その拠点性を活かした効果的な情報の収集・発信などの充実を図ります

行政の役割

○ 集会施設等の整備を支援します
○ 地域センター等の施設の維持管理、利便性の向上に努めます
○ 利用者の高齢化などに対応したバリアフリー化を進めます

取組項目

○　コミュニティ施設の充実
○　地域センターの利用促進
○　福祉施設の利用促進
○　市民協働センターの利用促進
○　生涯学習センターの利用促進

第3章 地域の活動づくり

第１節 活動のきっかけづくり

課題と今後の方向性

少子高齢化が進み、生活様式も多様化する中、地域の人と人とのつながりは希薄化の傾向にあります。しかし、地域の中で気軽に声をかけ合える人がいて、集まれる場所があれば、より楽しく暮らすことができます。

現在、市内各地域で地域サロンなどの高齢者を中心とした集いの場が開かれていますが、地域ワークショップでも「参加者の固定化」や「男性の参加を増やしたい」といった意見が各地域でみられました。また、市民アンケート調査では子育て世代の集いの場や子どもの遊び場の確保などに対して、多くの意見が寄せられました。

日頃から、地域の方とふれあい、交流することを通じて、一人一人の生きがいを見いだし、市民の地域活動への関心が高まるよう、サロンの運営や講座、集いの場づくりなどに取り組みます。

また、各地域の福祉まつりなどの地域行事で、多くの市民が地域活動について知り、体験する場を作っており、地域福祉への関心を高める場として引き続き取り組みます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 趣味や生きがいを作ります
○ 隣近所との付き合いを充実させます
○ 地域サロンや地域の集いの場に積極的に参加します
○ 地域のイベントや催しに積極的に参加します
○ 家族や友人、隣近所と一緒に参加できるよう、声かけなどを心がけます

団体・組織の役割

○ 地域の人と会話や情報交換をする機会を作ります
○ 子育ての不安の解消や仲間づくりを支援します
○ 子ども、高齢者、障害者等の交流の場、憩いの場を作ります
○ 福祉まつりなどに地域の方が参加しやすい環境づくりを行います
○ 地域が目指すサロンの実現を支援します

行政の役割

○ 子育てサークルや地域サロンの立ち上げを検討している地域を対象にした研修会などを支援します

取組項目

○ 保育所の園庭開放の推進
○ 子育てサークル活動などの推進
○ 地域活動者の交流の場の提供
○ 地域センター活動の充実
○ 福祉まつりなどへの支援
○ 地域サロン活動の推進

第２節 おたがいさまの地域関係の再生

課題と今後の方向性

地域の人がお互いを知り、信頼を築くことができる声かけ、見守りは最も大切な取組の一つであり、日常の困りごとを助け合ったり、支援が必要な方を支えたりする地域活動の土台となるものです。このような取組は、誰でも気軽に、また、すぐに行動できるものであり、なおかつ、そういった地域関係を恒常的に築くことができれば、災害時の対応や犯罪の防止などにも非常に効果的です。

既に各地域であいさつ運動や見守りの取組は行われていますが、これらを習慣付け、「おたがいさま」と言える関係づくりを進めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 気軽に声かけを行います
○ 日常の外出のついでに、近所の様子を気にかけます
○ 子どもの見守り活動へ誘い合い、参加します
○ 散歩などの生活習慣を登下校時間に合わせます
○ 高齢者の見守りのための活動に参加します

団体・組織の役割

○ 声かけ運動の展開を進めます
○ 事業所、各種団体、ＰＴＡ、小中学校などの参画を進めます
○ 見守り活動等の組織的展開を進めます
○ 配送業者等の積極的な見守り活動への参加を求めます

行政の役割

○ 不審者情報の収集と提供、子どもの防犯意識の醸成、地域における見守り活動の推進に取り組みます
○ 民生委員児童委員、関係機関職員及び保健師などで組織する地域ネットワークを地域包括支援センターが中心となって強化します

取組項目

○　あいさつ運動の推進
○　子どもの見守り活動の推進
○　在宅高齢者見守り協力員制度の推進
○　民間事業所等との見守り協定の推進
○　はいかいＳＯＳ事業の推進

第３節 ボランティア、ＮＰＯなど市民活動の育成、支援

１　幅広い層による市民活動の参加促進

課題と今後の方向性

市民アンケート調査の結果によると、市民の中でボランティアに関心を持っている人は多く、何かのきっかけがあれば参加したい人が増えています。また、ボランティアの内容に関しては近年の福祉ニーズの多様化への対応と併せて、様々な分野の活動へ参加の希望があるほか、ＮＰＯの設立数も増え、有償ボランティアについての理解も進んでいます。

これからは、ボランティア等への参加のきっかけを作り、ＮＰＯなどの市民活動団体を育成するなど、“地域の福祉力” が高まるよう、地域で活動する人材を育てていく必要があります。

さらに、団塊の世代を対象とする、地域活動への参加も狙った地域生活のための講座、退職後の生きがいづくりも重要となっています。

主な役割

市民・地域の役割

○ サークル活動に参加します
○ 講座や研修へ積極的に参加します
○ 地域づくりや市民協働について学びます
○ 地域活動などに積極的に参加します
○ 地域のイベントや催しに積極的に参加します
○ 楽しい活動となるよう、地域活動に参画・協力します
○ 地区社協活動に参加し、活動の充実に努めます

団体・組織の役割

○ 事業所などと協働で、退職後の生きがいについて講座等を行います
○ 団塊の世代の人々がこれまで培った知識・技術などを活かした地域活動を創造します
○ 地域活動でのお互いの活動情報や技術、経験などを交換し合います
○ 様々な分野の関係者との交流・ネットワークの構築を図ります

行政の役割

○ 地域住民と福祉団体などの交流・学習の場としてセミナーやイベント、地域づくりリーダー養成講座等を開催します

取組項目

○　シニア向けボランティア講座などの提供
○　高齢者への学習機会の提供
○　ボランティア養成講座の充実
○　地区社協活動の推進
○　高齢者の生きがい活動の推進
○　社会福祉施設等の連携体制の充実
○　青少年健全育成活動の推進
○　市民活動応援事業の推進
○　ＮＰＯなどの市民活動の育成
○　地域づくりリーダーの養成

２　産学官の連携による福祉活動の創出

課題と今後の方向性

本市には、大学や様々な企業が立地していることから、学生と地域の結びつき、企業と地域の結びつきを強化し、学生ボランティア活動や企業の社会貢献活動などを推進します。

大学、企業の立場でできる活動を実践していくことで、産学官の連携による新たな地域福祉活動の創出を目指します。

主な役割

市民・地域の役割

○ 若い世代との積極的な交流を図ります
○ ボランティア活動を通じ、地域交流に参加します
○ 生涯にわたって自らを高める意識を持ちます
○ 生涯学習講座や地域活動のための補助制度などを活用します
○ 生涯学習の充実に向けて学習ニーズを把握します

団体・組織の役割

○ 福祉の向上に資する高度な学識を提供・共有します
○ 授業又は研究事業としての各種社会実験などを実施します
○ 福祉活動参加などを教育評価する制度の導入を進めます
○ 団体活動などにおいて大学生などの活用を図ります
○ 大学生などの若い世代がボランティアなどの活動の幅を広げることのできるよう、様々な機会を提供します

行政の役割

○ 市内の大学や研究機関などが連携・協働した取組を推進します

取組項目

○　大学と地域の交流・連携の促進
○　企業の社会貢献活動の推進

第4章 地域のつながりづくり

第１節 地域福祉活動活性化のためのネットワークの強化

１　活動者、活動団体のネットワークの強化とコーディネート

課題と今後の方向性

地域には、環境や保健、福祉などの様々な活動を行う目的別の団体や組織があり、それぞれが特性や強みを持って活動しています。また、住民自治協議会や地区社協など、地域の自治会や女性会、長寿会などが集まって組織された連合組織もあります。

こうした各種団体や連合組織がより連携を強め、ネットワークの強化を図ることで、お互いを補完し合い、今まで実現が難しかった活動が展開されることが期待されます。

今後は、より一層各種団体や組織が連携し、“地域の福祉力”が高まるようネットワークの強化に努めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ ボランティアなどに積極的に参加します
○ 声かけなどを通じた仲間づくりに努めます
○ 地域行事などに積極的に参加します
○ 世代や地域を超えた様々な人との交流を進めます

団体・組織の役割

○ 団体同士の交流・情報交換、活動の周知を行います
○ 福祉への関心が高められる企画を立案します
○ 次代を担う人材の育成に努めます
○ 大学や民間企業などと連携した活動に取り組みます
○ 様々な分野の関係者との交流・ネットワークの構築を図ります

行政の役割

○ ホームページや広報紙等を利用し、ボランティア協議会などのネットワークの周知を図ります

取組項目

○　ボランティア活動支援センターの充実
○　あったか応援センターの充実
○　ボランティア連絡協議会の運営

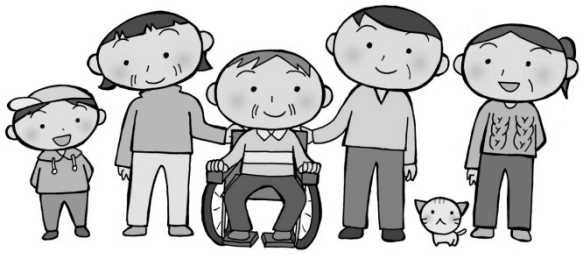

2　保健・医療・介護・福祉・教育・労働等関係機関の連携

課題と今後の方向性

身近な福祉課題、生活課題を地域全体で共有し、解決できるように、住民自治協議会や地区社協、ボランティアなどの各種団体から、保健、医療、介護、福祉、教育、労働等関係機関まで含めたネットワークの強化に努めます。また、地域における医療や介護、生活支援などが連携して高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域包括ケア体制の構築を推進します。

さらに、障害のある方などを含む全ての市民が、社会生活を営むに当たり学業、就労、社会参加などの各ライフステージにおいて、それぞれの特性に応じた適切な支援が継続的に受けられるよう努めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 地域にかかりつけ医を持ちます
○ 健康診断等を積極的に受診します
○ 積極的に社会参加をします

団体・組織の役割

○ 地域における見守り体制を作ります
○ 事業所などによる職場内研修を実施します

行政の役割

○ 保健や医療、介護、福祉などの関係機関が互いに連携します
○ 一人一人の特性に応じたライフステージごとの支援を行います
○ ひとり親家庭や障害者などの就労支援を行います

取組項目

○　地域福祉活動の実践団体との協働
○　日常生活圏域関係者ネットワーク会議の運営
○　障害者のライフステージ移行支援の充実
○　障害者就労支援の充実
○　健康づくりの推進
○　医療や介護などの関係機関の連携

第２節 地域の暮らしを支える相談・支援のまちづくり

課題と今後の方向性

地域の中には、日常のちょっとした困りごとや課題を抱えた、支援を必要とする人がいます。

誰もが安心して暮らすことができるよう地域生活における課題を相談し、必要なサービスに結び付ける支援体制の確立が必要です。

このため、地域が主体的に取り組む地域活動としての相談支援体制の充実や、行政が行う公的な相談支援の体制整備が求められています。

今後は、地域包括支援センターをはじめとする高齢者支援、東広島市自立支援協議会、地域子育て支援センター、医療機関、その他の事業所などで行われている相談支援の事業が連携し、公的サービスやインフォーマルサービスとしての地域活動などを結び付けていく仕組みづくりに努めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 身近な相談支援窓口を利用します
○ 身近な人の話を聞き、相談に乗ります
○ 困ったときには、地域の人の手助けを前向きに受け入れます
○ 地域の課題に関心を持ち、全ての人が住みやすい地域づくりを考えます

団体・組織の役割

○ 身近な人の生活課題を、勇気を持って専門機関に相談します
○ 連携による地域の相談体制を作ります
○ 情報の収集・発信・共有に努めます

行政の役割

○ 各種支援の仕組みや窓口の設置に努めます
○ 総合的なサービスコーディネートができる人材を育てます
○ 保健、医療、介護、福祉、教育、労働等関係機関が密接に連携した総合的な相談体制を作ります

取組項目

○　地域における相談支援体制の充実

第5章 地域の安心づくり

第１節 利用者本位のサービス提供の充実

１　福祉サービス提供体制の充実

課題と今後の方向性

近年では、高齢者福祉、介護保険、障害福祉、子ども・子育て支援など、福祉の分野について様々な公的サービスが実施されています。

一方で、きめ細やかなサービスを提供するためには、日常のちょっとした困りごとや地域独自の課題に対応する、地域による助け合いを基本としたインフォーマルサービスの充実も欠かせません。

利用者が何を求めているかを適正に判断し、必要な支援に結び付ける、利用者本位のサービスの提供に努めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ そよかぜねっとやファミリー・サポート・センターが必要なときには利用します
○ そよかぜねっとやファミリー・サポート・センターに支援者として登録します
○ 手話などの多様なコミュニケーションの手法を学びます
○ 地域で支援が必要な人の見守りを続けます
○ インフォーマルサービスに積極的に参加します
○ インフォーマルサービスの担い手を育てます

団体・組織の役割

○ 各制度の運営充実、事業周知に努めます
○ 利用者本位のサービスを提供します
○ 福祉サービス事業者などとの連携を図ります
○ ピアカウンセリングなどの当事者同士の相互支援を進めます
○ 相談支援機能を充実させます

行政の役割

○ 必要なサービスを提供できる体制を作ります

取組項目

○　そよかぜねっとの推進
○　ファミリー・サポート・センターによる支援
○　地域包括支援センターによる相談支援
○　地域子育て支援センターによる相談支援
○　保育コーディネーターによる相談支援
○　子育て・障害総合支援センター（はあとふる）による相談支援
○　児童青少年教育相談、カウンセリング相談支援
○　母子保健推進員活動の実施

２　権利擁護の推進

課題と今後の方向性

子どもたちや障害者、高齢者に対する虐待やいじめ、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）のニュースが跡を絶ちません。

本市においても、児童虐待（平成24年度通告件数74件）やＤＶ（平成24年度相談件数49件）、高齢者虐待（平成24年度相談対応件数232件）などで人権侵害を受けている方々や、自分の意思を明確に示すことができない人、また声を出すことをためらっている方々がおられます。

障害者に対する人権尊重の社会的な要請が大きく、平成25年度には国においても障害者差別解消法の制定や障害者権利条約の批准がなされました。

今後は、虐待やいじめ、ＤＶなどの人権侵害や意思表示のできない方々に対する支援の必要性が高まっていることを踏まえ、地域、関係機関、事業者の連携を一層強化し、人権や権利擁護の推進に努めます。

主な役割

市民・地域の役割

団体・組織の役割

行政の役割

○ 気軽に相談窓口を利用します
○ 高齢者、障害者、子ども、女性などへの人権侵害、暴力、虐待などをなくします
○ 勇気を持って関係機関へ通告します
○ 見守りや声かけ、話し相手に努めます
○ 人権や権利擁護の情報を提供します
○ 人権や尊厳に関する研修や講座を行います
○ 学校などで人権教育を行います
○ 連携による、暴力や虐待の未然防止・早期発見に努めます
○ サービス利用支援や成年後見制度の普及、啓発を行います

取組項目

○　成年後見制度の推進
○　福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進
○　虐待・ＤＶなどの防止対策の推進
○　虐待防止センターの推進
○　人権啓発の推進
○　人権教育の推進

第２節 暮らしを支える福祉のまちづくり

１　安心な暮らしの地域ネットワークづくり

課題と今後の方向性

安心・安全は、地域生活を送る上で重要な要素です。

市民アンケート調査の結果によると、防犯や地域の安全については、地域活動で取り組むべき課題として、市民の意識は高まっています。とりわけ、災害時の対応や防犯対策などは、地域のつながりやネットワークを構築する重要性が課題として認識されています。

また、人口推計やアンケートなどをみると、高齢者のみの世帯の増加も予想され、緊急時に外部に連絡を取る手段の確保や一人暮らし高齢者等への付き添い、見守りなど、これまで以上に物的、人的なネットワークが大切になります。

今後は、市民が安心して地域で暮らしていけるように、地域の安心・安全について地域と協働して取り組むように努めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 緊急通報システムの緊急連絡先登録及び緊急時の対応に協力します
○ あいさつを交わすなど隣近所で声かけをします
○ 啓発活動に参加・協力します
○ 「わがまちの安全を守り隊」へ積極的に参加します
○ 子どもの見守り活動へ誘い合い、参加します
○ 散歩などの生活習慣を登下校時間に合わせます
○ 不審者対策として、地域のみんなを知るように努めます
○ 交通ルールとマナーを守ります

団体・組織の役割

○ 防犯に関する啓発活動や研修を実施します
○ 地域の自主防犯組織「わがまちの安全を守り隊」を育成します
○ 児童、生徒や高齢者などを対象とした交通安全教室を実施し、交通安全教育を推進します
○ 個人情報について正しく理解し、適切に取り扱います

行政の役割

○ 緊急時の連携体制の構築に取り組みます

取組項目

○　緊急通報システムの運用
○　防犯意識の醸成
○　交通安全啓発活動の実施

2　バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

課題と今後の方向性

市民誰もがそれぞれの能力を活かしながら、社会参加ができる環境づくりが必要です。

とりわけ、地域ワークショップで大きな課題として取り上げられた公共交通については、その利用促進や利便性向上について、地域と公共交通機関、行政が協働して取り組むことが求められています。

本市では、大学と地域の連携や企業の社会貢献活動など、地域の課題を地域との協働で解決する取組を行っている事例が増えています。今後は、そうした様々な機関との連携をより深め、地域の障壁の解消に努めるとともに、全ての人が快適に利用しやすい環境を整えるユニバーサルデザインの考え方をまちづくりの基本にしていきます。

また、物理的な障壁だけではなく、偏見や制度の問題、習慣の中にある障壁にも対応する必要があり、全ての人を受け入れる、バリアフリーの心の醸成に努めます。

主な役割

市民・地域の役割	○ 様々な交通手段の確保・維持について理解を深めます ○ 様々なコミュニケーションについて学びます ○ 地域コミュニティによる交通機関について検討します ○ 多様な情報の伝達手段を利用します ○ 事業や計画に積極的に意見を述べます
団体・組織の役割	○ 制度や事業の周知を図ります ○ 施設や手続等の改善について、協議や要望を行います ○ 交通網の利便性向上を進めます ○ 人権や個人の尊厳に関する研修や講座を行います
行政の役割	○ 公共施設のバリアフリー化を進めます

取組項目

○　移動円滑化基本構想の推進
○　各種移動環境の充実
○　福祉・過疎地有償運送の導入支援
○　障害者移動支援の推進

第３節 災害時の助け合いの仕組みづくり

課題と今後の方向性

地震や大雨などによる大規模な災害が起きた場合には、家族や地域住民の助け合いによって避難や救助をされる人が多く、円滑な避難の実現や、救助による二次災害を防止するためにも、地域の災害時要援護者の連絡手段や実態を把握しておくことが重要となります。

市民アンケート調査の結果では、市民の防災に対する意識は高まっているものの、防災訓練への参加や自主防災組織への関心などは低くなっており、行動につないでいくことが課題となっています。

本市では、災害時要援護者の把握や、その情報の共有、支援の方策などについて、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定しており、プランに沿った地域活動を進めます。

災害時の対応では、自分、家族、近隣の災害時要援護者の支援について考え、備えておくように努めます。

主な役割

市民・地域の役割

○ 災害はいつ起きてもおかしくないという気持ちを持ちます
○ 防災や災害時の行動について家族で話し合います
○ 近隣に要援護者がいないか、日頃から把握します
○ 防災メールなどに登録します
○ 地域の危険箇所、避難所や避難路などを確認します
○ 自主防災組織に参加と協力をします
○ 災害時の迅速、安全な避難について、地域住民による避難支援体制を作ります

団体・組織の役割

○ 地域防災マップを作成します
○ 自主防災組織を結成します
○ 地域住民の参画のもと、災害時要援護者の個別計画の作成を行います

行政の役割

○ 災害時要援護者を把握します
○ 災害時要援護者への制度説明及び災害時要援護者名簿への登録を促進します
○ 災害時要援護者避難支援プランの作成、見直しを行います

取組項目

○ ハザードマップの活用推進
○ 自主防災組織の育成支援
○ 災害時要援護者に対する支援
○ 災害情報システムの普及
○ 被災者サポート体制の充実

第４部　計画の推進体制

第1章 計画の評価と進行管理

本計画の推進に当たっては、地域福祉に関する市民ニーズを的確に把握し、保健、医療、介護、福祉分野との連携や生涯学習などの視点を加えた総合的な推進体制の整備を進めます。

具体的な評価・進行管理機関として、市民の代表や保健、医療、介護、福祉等の関係者を構成員とした地域福祉推進協議会（仮称）などを設置し、その役割を果たしていきます。

また、計画推進による成果・効果を客観的に評価・管理できるよう、定量的な指標による評価システムの導入に努め、地域福祉推進協議会（仮称）などを通じて、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく推進体制の強化を図っていきます。

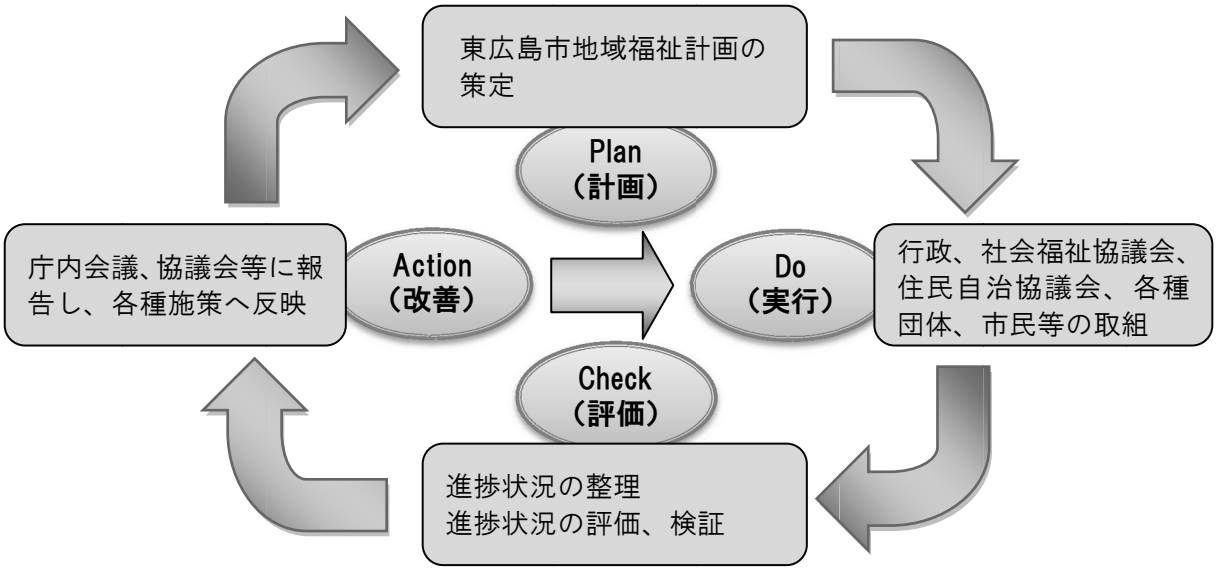

第2章 市民、関係団体・機関、行政の協働

本計画の施策を実現するためには、行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア、企業など、そして何よりも市民の参画が重要です。

市民の一人一人が自発的に、地域の助け合い・支え合いの一翼を担えるよう、そのきっかけづくりから具体的な活動までのコーディネート体制を強化し、市民の取組と行政の取組が相乗効果をもたらすことによって地域福祉の向上を図っていける環境づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者に対して地域福祉への協力を促し、計画の着実な推進に努めるとともに、サービス提供における課題解決や市民の権利擁護の体制を充実して、利用者本位の福祉サービスを推進します。

第3章 計画の推進に向けた取組

1　計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、具体的な取組や活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求め、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

啓発に当たっては、計画書の概要版の作成・配布や、「広報東広島」・市ホームページなどを活用します。

（１）市民への計画の普及啓発

住民自治協議会等への出前講座等を実施し、本計画の基本理念や福祉課題解決のための取組と方向性などについての理解を深めます。

さらに、本計画の推進に当たっての提案などの意見交換を行い、市民と行政、あるいは地域と各種団体等との協働による本計画の推進を目指します。

（２）組織・団体等への計画の普及啓発

市内の福祉関係の事業者をはじめ、各種団体、企業等に対して、本計画に対する理解を促し、ボランティア、ＮＰＯ、大学、企業等による本計画の推進を促進します。

また、関係機関・団体との各種連絡会議などの機会を通じて、本計画の普及・啓発に努めます。

2　地域福祉活動の発表・紹介の場づくり

社協や市の行事・イベントや地域の祭りなどの場を活用し、日頃の地域福祉活動の発表の場づくりに取り組みます。また、社協だより「ふれあい」や、「広報東広島」・市ホームページ、その他様々な媒体、機会を通じて、地域福祉活動の紹介を行い、情報の提供と共有に努めます。

広く市民に地域福祉活動を知ってもらう場を作ることで、本計画の推進に対する理解と、活動への参加促進を図ります。

資料編

■東広島市地域福祉計画（第２次）の策定過程

年月日	策定過程
平成25年7月10日～22日	東広島市地域福祉計画の進捗状況調査の実施
平成25年7月29日～8月12日	市民アンケート調査の実施
平成25年9月4日	第１回東広島市地域福祉計画策定委員会の開催
平成25年9月4日～30日	各種団体等アンケート調査の実施
平成25年10月2日	地域ワークショップ（北部地域）の開催
平成25年10月4日	地域ワークショップ（南部地域）の開催
平成25年10月9日	地域ワークショップ（北部地域）の開催
平成25年10月11日	地域ワークショップ（南部地域）の開催
平成25年10月15日	地域ワークショップ（中部地域）の開催
平成25年10月16日	地域ワークショップ（北部地域）の開催
平成25年10月18日	地域ワークショップ（南部地域）の開催
平成25年10月18日	第1回計画策定部会の開催
平成25年10月22日	地域ワークショップ（中部地域）の開催
平成25年10月27日	地域ワークショップ（全体会）の開催
平成25年11月8日	第2回東広島市地域福祉計画策定委員会の開催
平成25年12月2日	経営戦略会議への中間報告
平成25年12月4日	東広島市議会文教厚生委員会への中間報告
平成25年12月6日	第3回東広島市地域福祉計画策定委員会の開催
平成25年12月9日	東広島市議会全員協議会への中間報告
平成25年12月13日～平成26年1月10日	パブリックコメントの実施
平成25年12月18日	第２回計画策定部会の開催
平成26年1月17日	第３回計画策定部会の開催
平成26年1月20日	第４回東広島市地域福祉計画策定委員会の開催

■東広島市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成１８年東広島市訓令第１３号

（設置及び目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づく東広島市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者等の意見をこれに反映させるため、東広島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、計画の策定及び変更に関する重要な事項について協議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴ 学識経験者

⑵ 医療、福祉、保健関係団体の代表者

⑶ ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者

⑷ 社会福祉事業経営団体の代表者

⑸ 社会福祉活動を行う団体の代表者

⑹ 地域住民の代表者

⑺ 関係行政機関の職員

⑻ その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、５年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（計画策定部会）

第７条　委員会は、第２条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行わせるため、計画策定部会を置くことができる。

２　計画策定部会の運営については、別に定める。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この訓令は、平成１８年７月２５日から施行する。

２　第６条第１項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

■東広島市地域福祉計画策定委員会委員名簿

分　　類	所　　属		役職	氏　　名
学識経験者	広島大学大学院社会科学研究科	教授	会長	江 頭　　大 蔵
医療、福祉、保健関係団体の代表者	社団法人東広島地区医師会地域連携室あざれあ	室長	委員	杉 本　　由 起 子
	東広島市民生委員児童委員協議会	会長	委員	貞 森　　良 範
ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者	東広島市ボランティア連絡協議会	副会長	委員	実 岡　　幹 子
社会福祉事業経営団体の代表者	東広島市社会福祉施設連絡協議会	会長	副会長	本 永　　史 郎
社会福祉活動を行う団体の代表者	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	委員	髙 橋　　康 裕
地域住民の代表者	東西条地区住民自治協議会	福祉部会長	委員	德 光　　重 雄
	上黒瀬小学校区住民自治協議会	福祉部会長	委員	向 井　　史 憲
	清武住民自治協議会	健康・福祉部会長	委員	牛 尾　　峯 子
	自治組織「共和の郷・おだ」	福祉ふれあい部長	委員	西 川　　芳 子
	木谷自治協議会	福祉生活部長	委員	植 野　　邦 子
関係行政機関の代表者	東広島市	福祉部長	委員	和 田　　幸 三

■市民アンケート調査結果

本計画策定に当たり実施した「市民アンケート調査」の結果概要

調査における「N」「SA」「MA」は、それぞれ
「N」　＝サンプル数のこと
「SA」 ＝単回答のこと（Single Answerの略）
「MA」 ＝複数回答のこと（Multiple Answerの略）
を示します。
なお、図表中において「不明」とある項目については、「回答のなかったもの」、若しくは「判別ができなかったもの」を表しています。

調査の概要（10ページの再掲）
・調査対象…平成25年7月17日現在、市内在住の20歳以上の方1,800名を無作為抽出により調査
・調査期間…平成25年7月29日から8月12日まで
・回収率等…34.4%（619名から回答、男性254名、女性365名）

1　福祉について

問　あなたにとって「福祉」とはどのような人のために必要であると思いますか。（MA）

「障害のある人」が75.0%、「高齢者」が69.8%で、群を抜いて高くなっています。一方、「特定の人ではなく住民全員」が33.9%で続いていることは、福祉を広い視野で捉え、基本的理念として認識している人が一定数いることを表しています。

（MA）　N=619

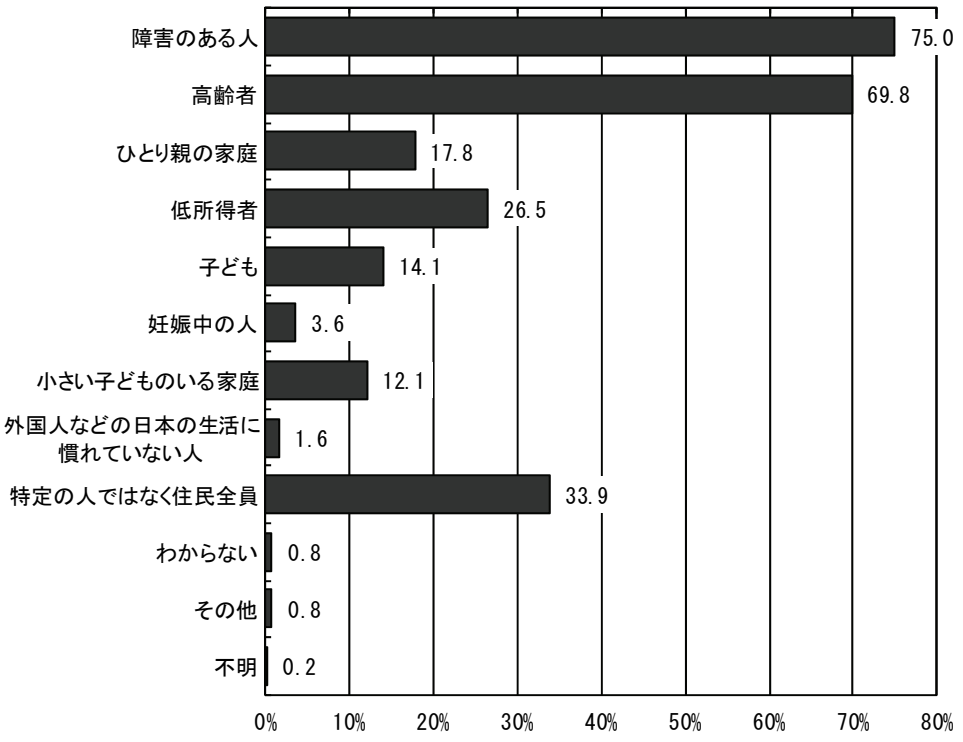

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　あなたは、「福祉」に関心がありますか。(SA)

「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせると、約９割の方が「関心がある」と回答されています。

関心がある理由としては「社会にとって大切なことだから」が75.0%で最も高くなっています。次いで「今後自分が福祉サービスや制度を利用しそうだから」が45.4%と、身近な問題としても捉えていることがわかります。

(SA)　N=619

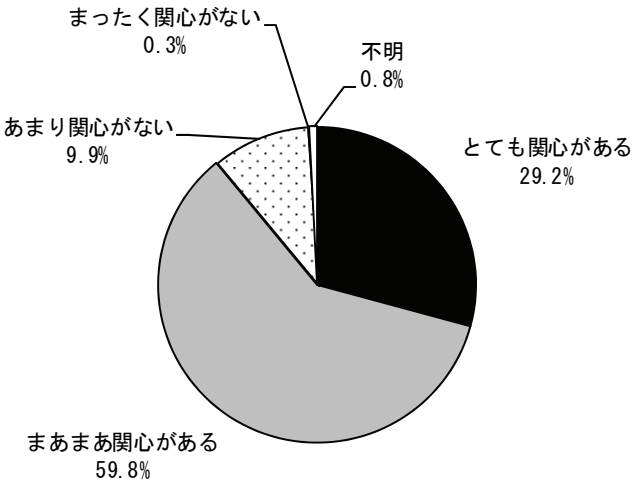

(MA)　N=551

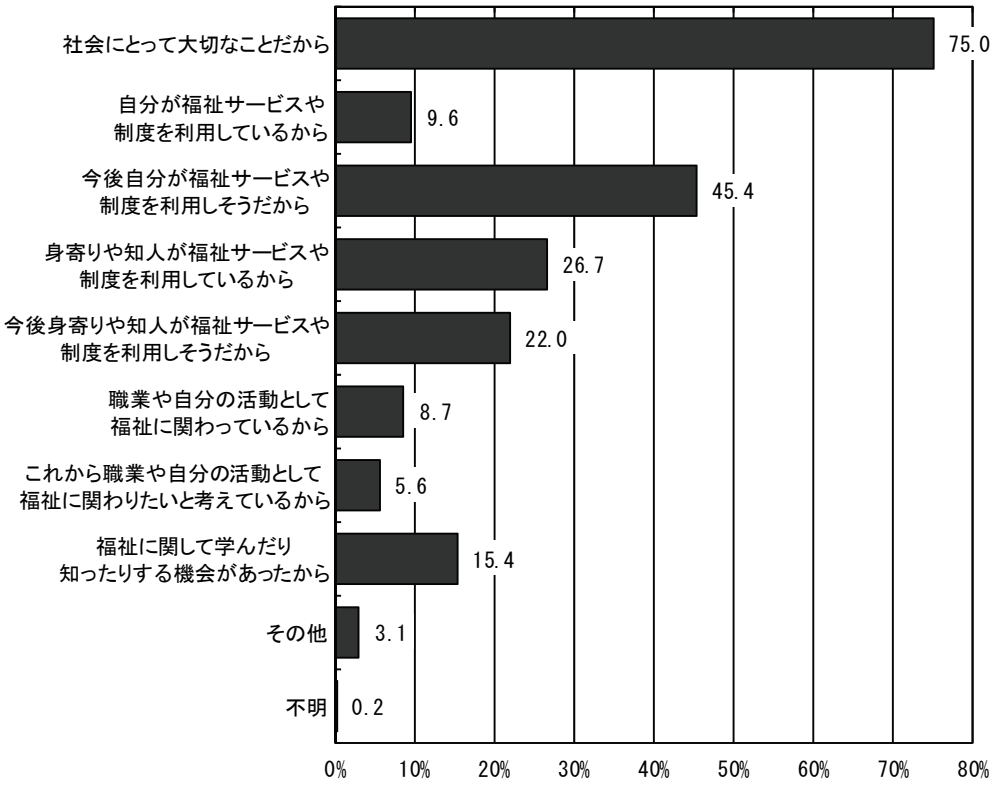

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　あなたが考える助け合い、支え合い活動ができる、あるいは適切だと思う「地域活動の範囲」についておたずねします。(SA)

いずれの地域活動も「市全体」の割合が高く、とりわけ「②障害のある人の支援」は約６割の方が「市全体」での活動を選ばれています。

また、「①高齢者の支援」では、「家族」や「隣・近所」を選ばれる割合が高く、「⑤防犯・防災」及び「⑦地域の環境づくり」では自治会の割合が、「⑥学習・スポーツ」では小学校区の割合が高いなど、地域活動によって適切と思われる活動範囲が違うことが表れています。

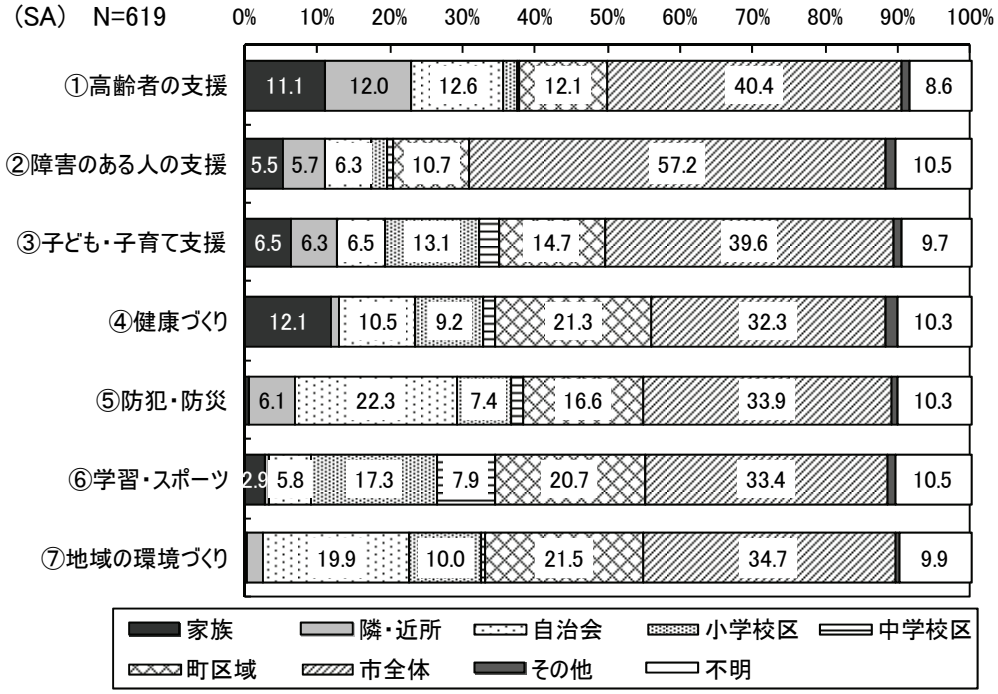

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

2　地域の課題

問　あなたは、今住んでいる「地域」に愛着がありますか。（SA）

全体では、地域に愛着が「ある」と回答された方が65.2%で、「どちらともいえない」が、23.0%となっています。地域によって愛着があるとする割合に、大きく差が開く結果となっており、中心部に比べて周辺部での愛着があるとする割合が高くなっています。

愛着がないとする方にその理由をたずねたところ、「近所の人との関わりが少ないから」が40.6%で最も高くなっています。次いで「生活をするのに便利ではないから」が33.3%、「引っ越してきて間もないから」、「環境がよくないから」が20.3%で続いています。

近隣との関わりや、利便性によって愛着の度合いが変わっていることがわかります。

地域別

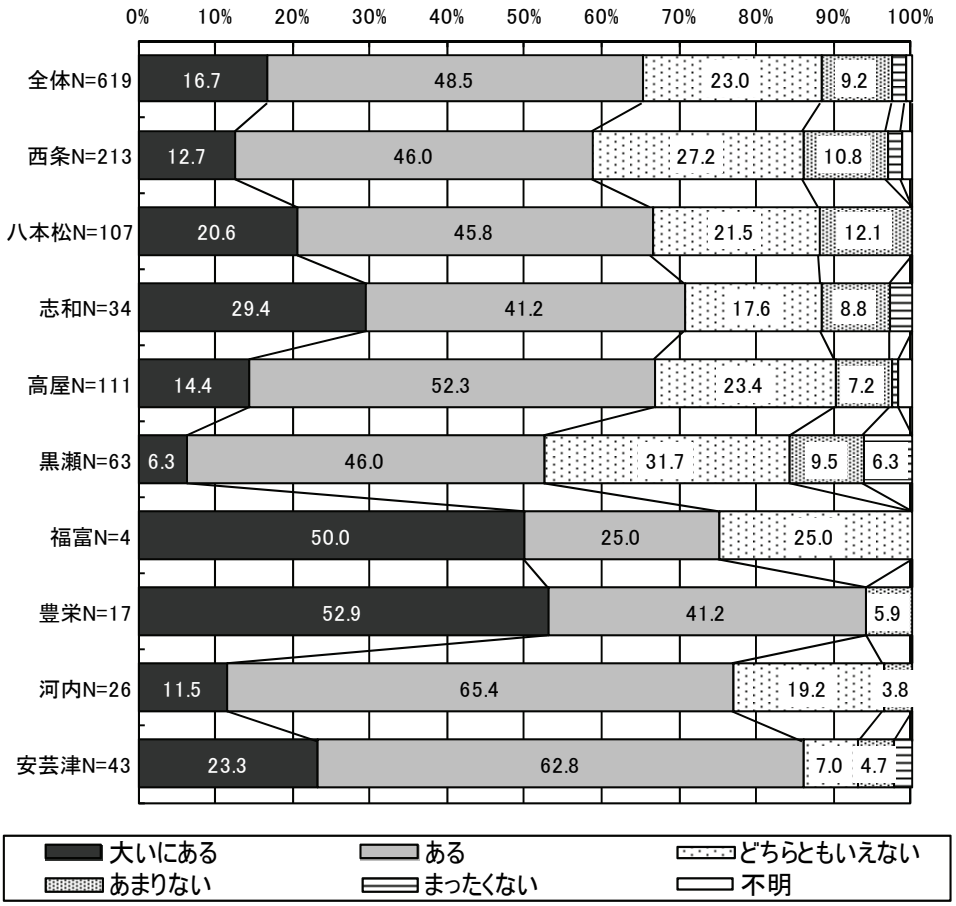

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　今住んでいる「地域」に愛着がない理由はなんですか（MA）

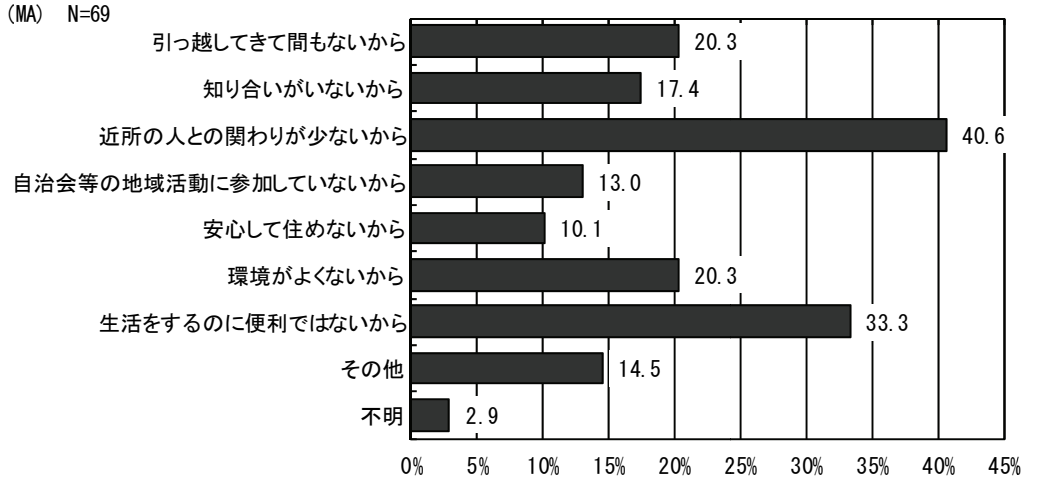

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。（MA）

全体では、「交通が不便」が33.0%で最も高くなっています。次いで「子どもの数が少ない」が28.2%、「道路の整備」が26.1%で続いています。

志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津地域では、「子どもの数が少ない」、「交通が不便」の割合が高く、西条、八本松地域では、「子どもの遊び場」、「交通が不便」を選択される割合が高い結果となりました。

【地域別（各地域上位3項目）】

地域	1位	2位	3位
全体 N=618	交通が不便	子どもの数が少ない	道路の整備
	33.0	28.2	26.1
西条 N=213	子どもの遊び場	道路の整備	交通が不便
	31.9	27.7	25.8
八本松 N=107	交通が不便	道路の整備	子どもの遊び場
	27.1	27.1	26.2
志和 N=34	交通が不便	子どもの数が少ない	子どもの遊び場
	73.5	70.6	38.2
高屋 N=111	交通が不便	子どもの数が少ない	子どもの遊び場
	30.6	29.7	27.9
黒瀬 N=63	交通が不便	子どもの数が少ない	道路の整備
	44.4	39.7	28.6
福富 N=4	障害者・高齢者が暮らしやすい環境づくり	交通が不便	子どもの数が少ない
	50.0	25.0	25.0
豊栄 N=17	子どもの数が少ない	交通が不便	高齢者の介護
	70.6	58.8	41.2
河内 N=26	医療	子どもの数が少ない	交通が不便
	46.2	42.3	34.6
安芸津 N=43	子どもの数が少ない	交通が不便	道路の整備
	39.5	30.2	25.6

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

3　地域参画・ボランティア活動の意向

問　あなたは、地域の支え合いについて、住民同士が話し合う場を開催した場合、参加したいと思いますか。（SA）

「ぜひ参加したい」「時間、曜日、その日の都合など、条件が合えば参加したい」を合わせると60.9%となっており、半数以上の方が地域のつながりの必要性に関心があることがうかがえます。

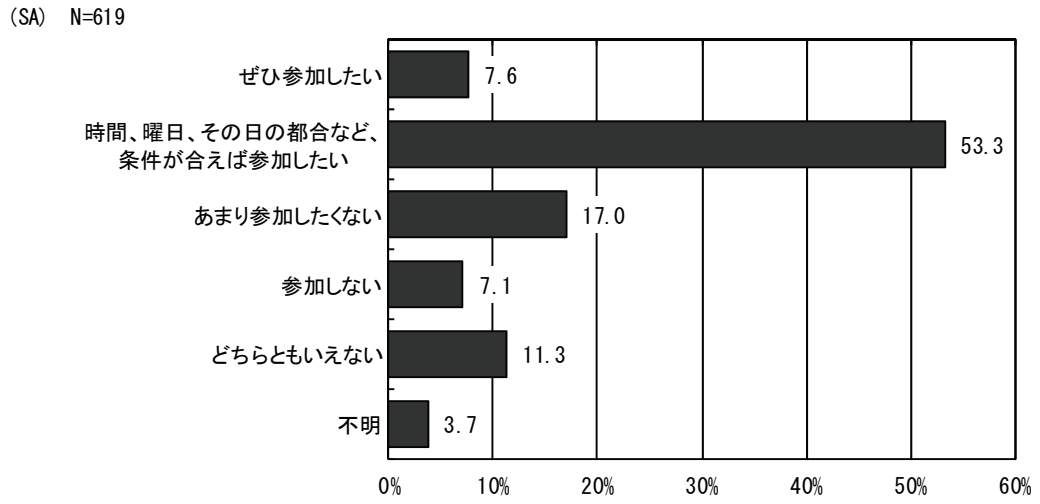

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　あなたは、今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。（MA）

「時間に余裕があれば参加したい」が40.7%で最も高くなっています。

また、20歳代では、ボランティアに「以前に参加したことがある」と回答した方が多く、継続した参加を促す意識の醸成や情報の周知が望まれます。

（MA）　N=619

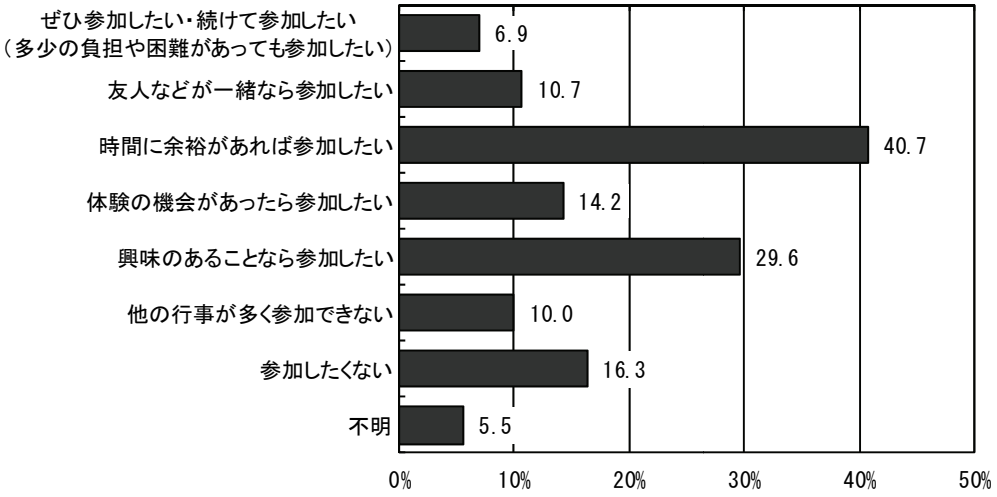

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

【ボランティア参加状況の年齢別集計】

上段:度数 下段:%	合計	現在参加している	現在はしていないが、以前に参加したことがある	参加したことがない	不明
合計	614 100.0	79 12.9	192 31.3	324 52.8	19 3.1
20歳代	40 100.0	3 7.5	23 57.5	14 35.0	－ －
30歳代	80 100.0	4 5.0	28 35.0	47 58.8	1 1.3
40歳代	97 100.0	11 11.3	27 27.8	57 58.8	2 2.1
50歳代	95 100.0	6 6.3	30 31.6	58 61.1	1 1.1
60歳代	154 100.0	30 19.5	41 26.6	80 51.9	3 1.9
70歳代	110 100.0	17 15.5	32 29.1	53 48.2	8 7.3
80歳以上	38 100.0	8 21.1	11 28.9	15 39.5	4 10.5

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

4　地域防災について

問　あなたは、防災に対する日頃からの取組や、災害などの緊急時の対応について、どのようにお考えですか。（SA）

「③地域の自主防災組織が必要だと思いますか」、「⑦災害時要援護者登録に関すること」では、「はい」が過半数を占めています。一方、「②日頃から地域の防災訓練に参加していますか」では、「はい」が9.0%となっており、「④地域の自主防災組織がありますか」では54.0%が「わからない」と回答しています。

危機感や必要性は感じているものの、行動や取組は伴っていない状況がみられます。

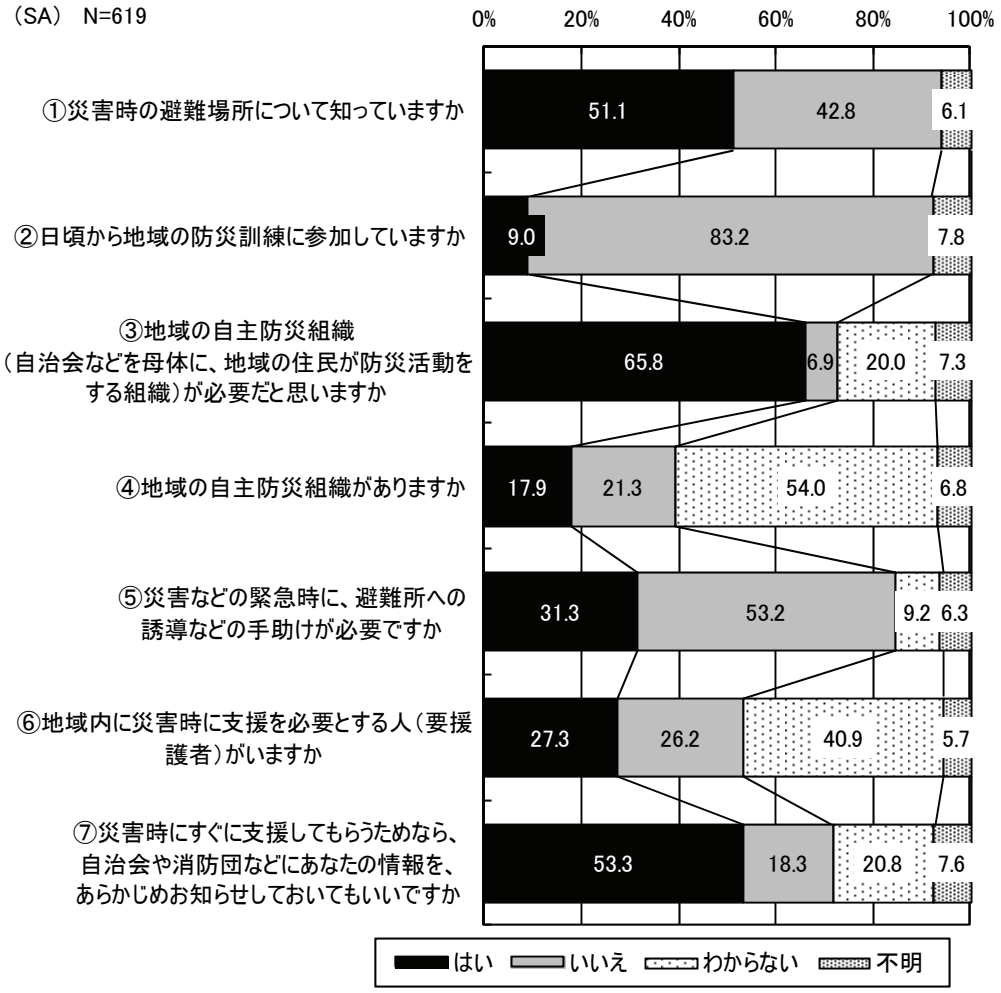

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　災害時における助け合いを行う上で、どのようなことが重要だと思いますか。(MA)

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が75.6%で最も高くなっています。次いで「地域の要援護者の把握」が48.8%、「地域における援助体制の構築」が37.0%で続いており、日頃の声かけや防災組織の体制整備の必要性について、認識されていることがうかがえます。

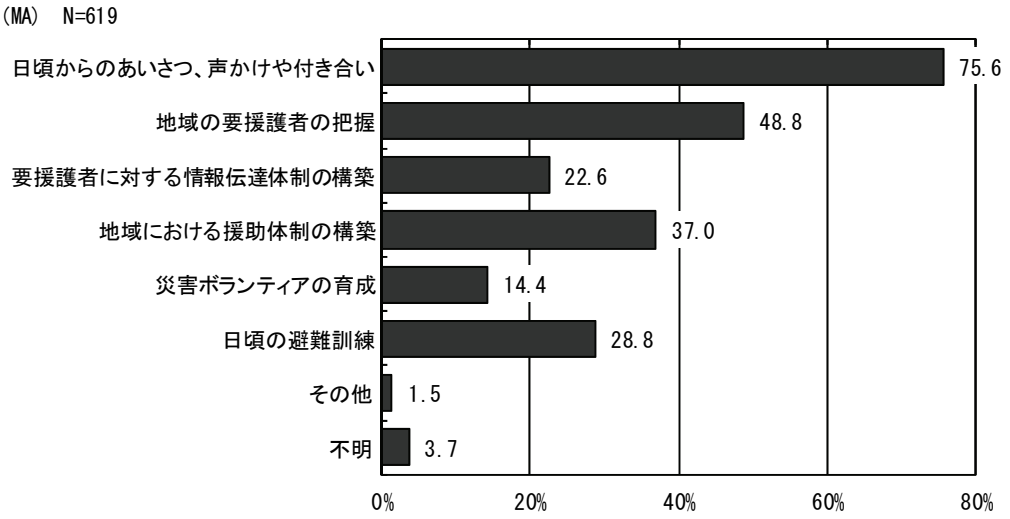

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

問　東広島市において、地域の福祉に関する項目のうち、①平成17年2月の合併以降で向上したと思うもの、②現在、特に重要だと思うものについてお答えください(MA)

■全体集計

市民が最も重要度が高いと感じているのは、「地域の高齢者の支援」で、満足度の平均より下（これから対応が必要なもの）であり、重要度が高いというものでは、「福祉に関する情報の提供」や「地域の子育て支援」、「地域の防災組織」が含まれるほか、「地域の障害のある人への支援」、「高齢者の活躍できる場づくり」、「地域で活動する人の人材養成」などが挙げられています。

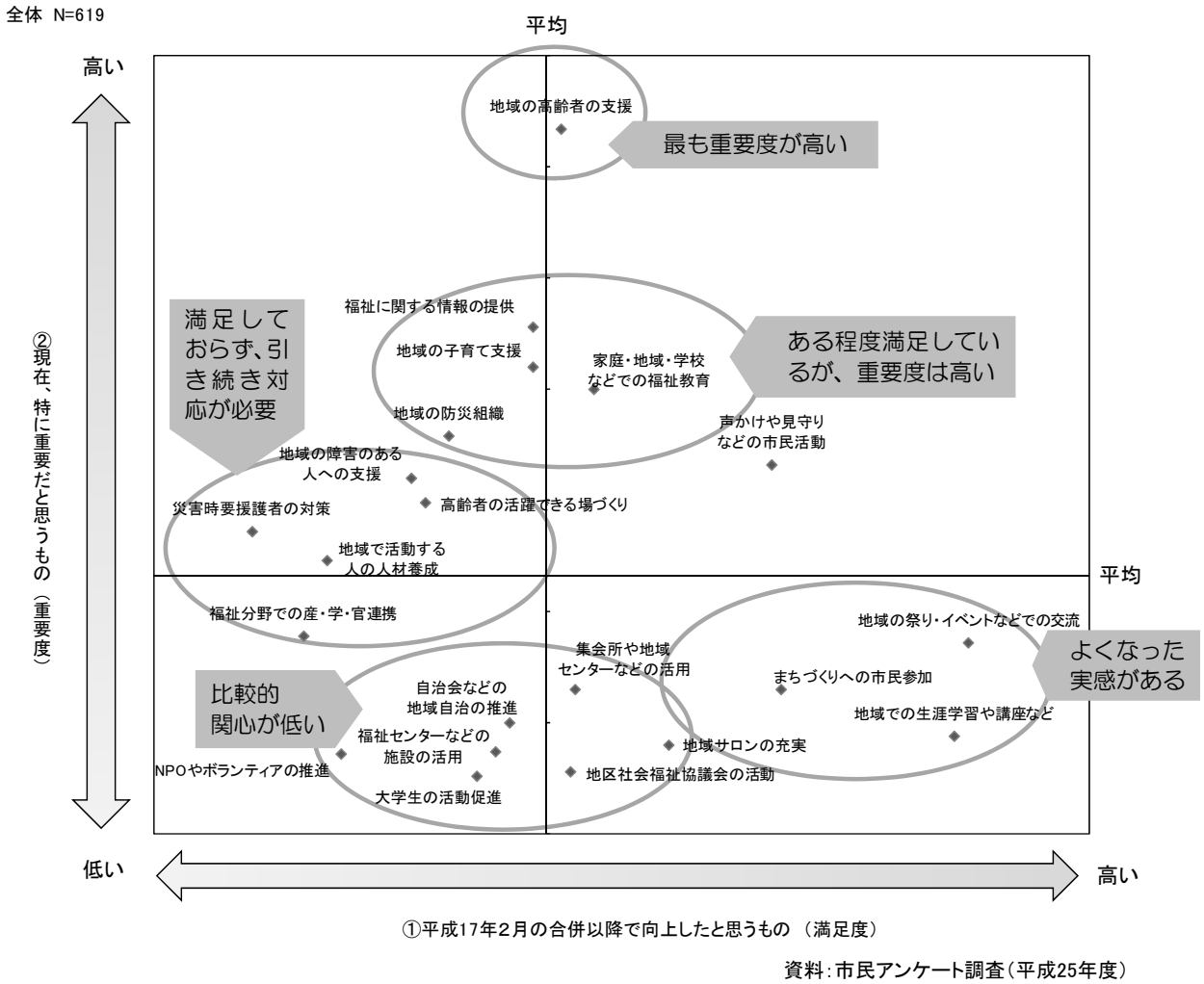

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■性別　男性集計

男性の回答では、全体集計と比較すると、「福祉に関する情報の提供」の満足度が高くなっていますが、「家庭・地域・学校などでの福祉教育」、「地域の子育て支援」では満足度が低い結果が表れています。

また、「地域の祭り・イベントなどでの交流」の重要度が高くなっています。

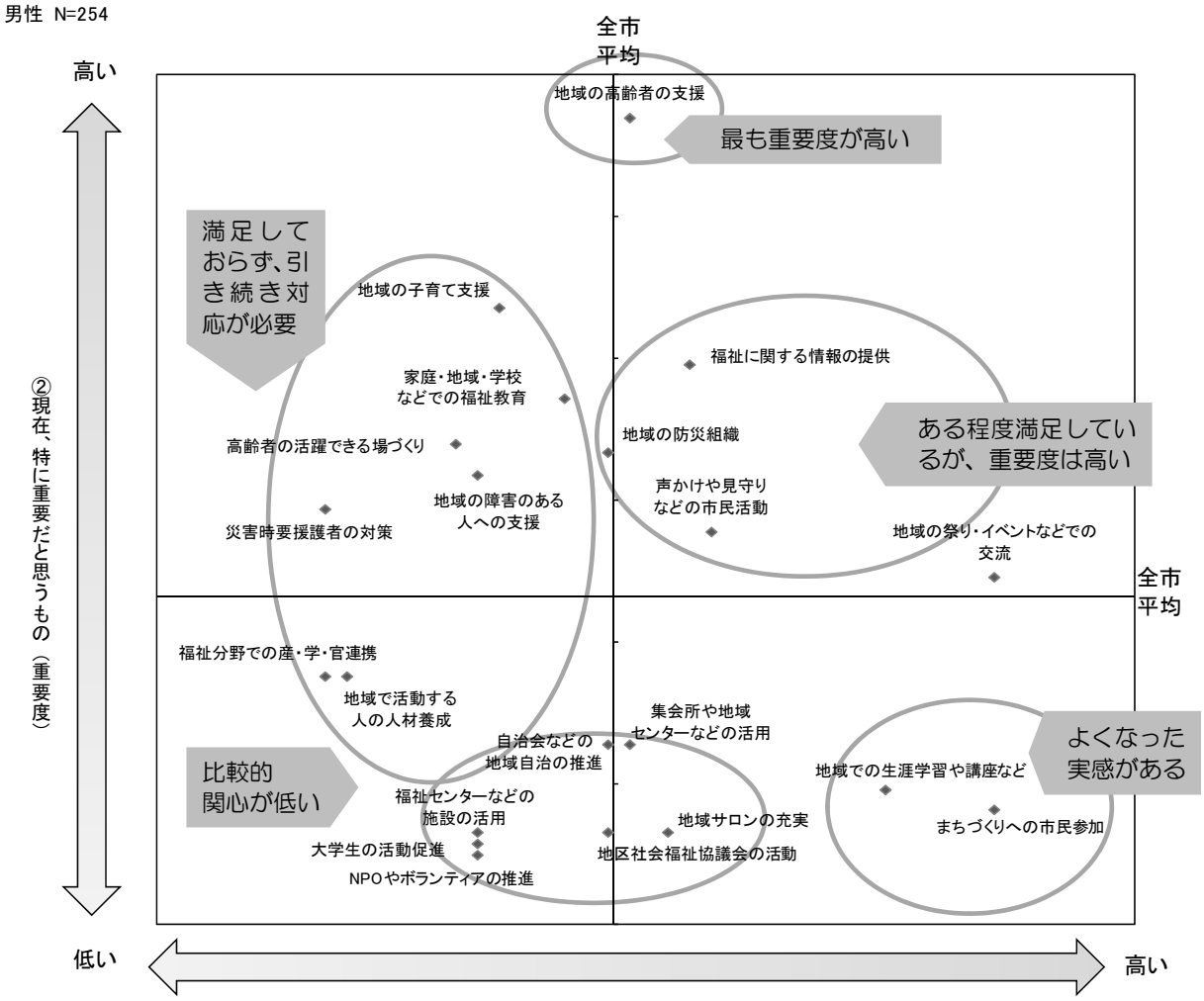

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■性別　女性集計

女性の回答では、男性の回答と比較して「家庭・地域・学校などでの福祉教育」の重要度、満足度ともに高くなっています。

「地域の子育て支援」、「声かけや見守りなどの市民活動」は、満足度が高くなっています。

また、「地域の祭り・イベントなどでの交流」は、男性と比べて満足度が高いものの、重要度は低くなっています。

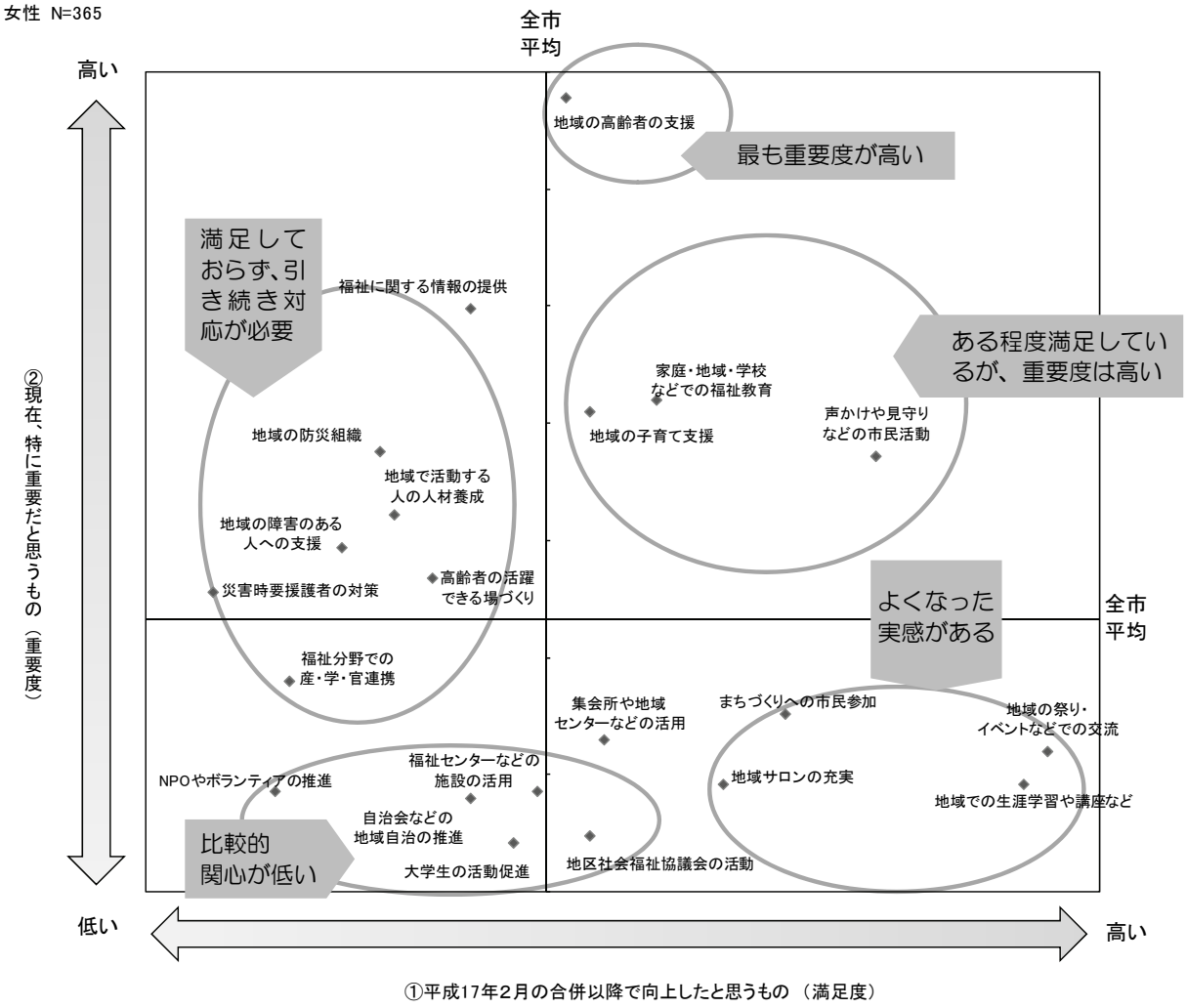

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　西条地域集計

西条地域では、「地域の子育て支援」について、全体集計よりも重要度も満足度も高くなっています。

一方、「災害時要援護者の対策」や「地域サロンの充実」については、重要度も満足度も全体集計より低い結果が表れています。

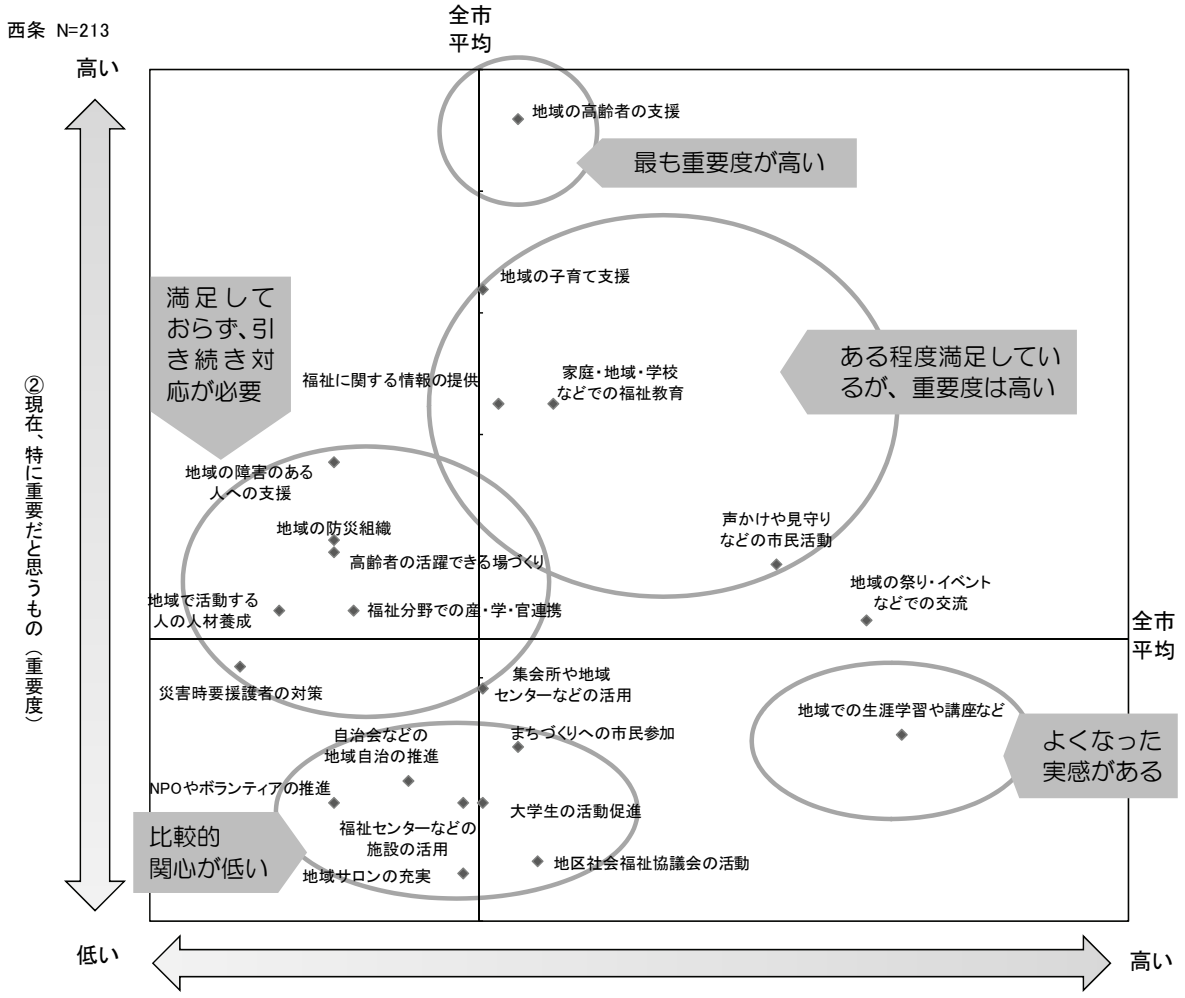

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　八本松地域集計

八本松地域では、「地域の子育て支援」について、全体集計よりも重要度も満足度も高くなっています。

また、「集会所や地域センターなどの活用」、「まちづくりへの市民参加」、「自治会などの地域自治の推進」の満足度は他の地域に比べて高くなっています。

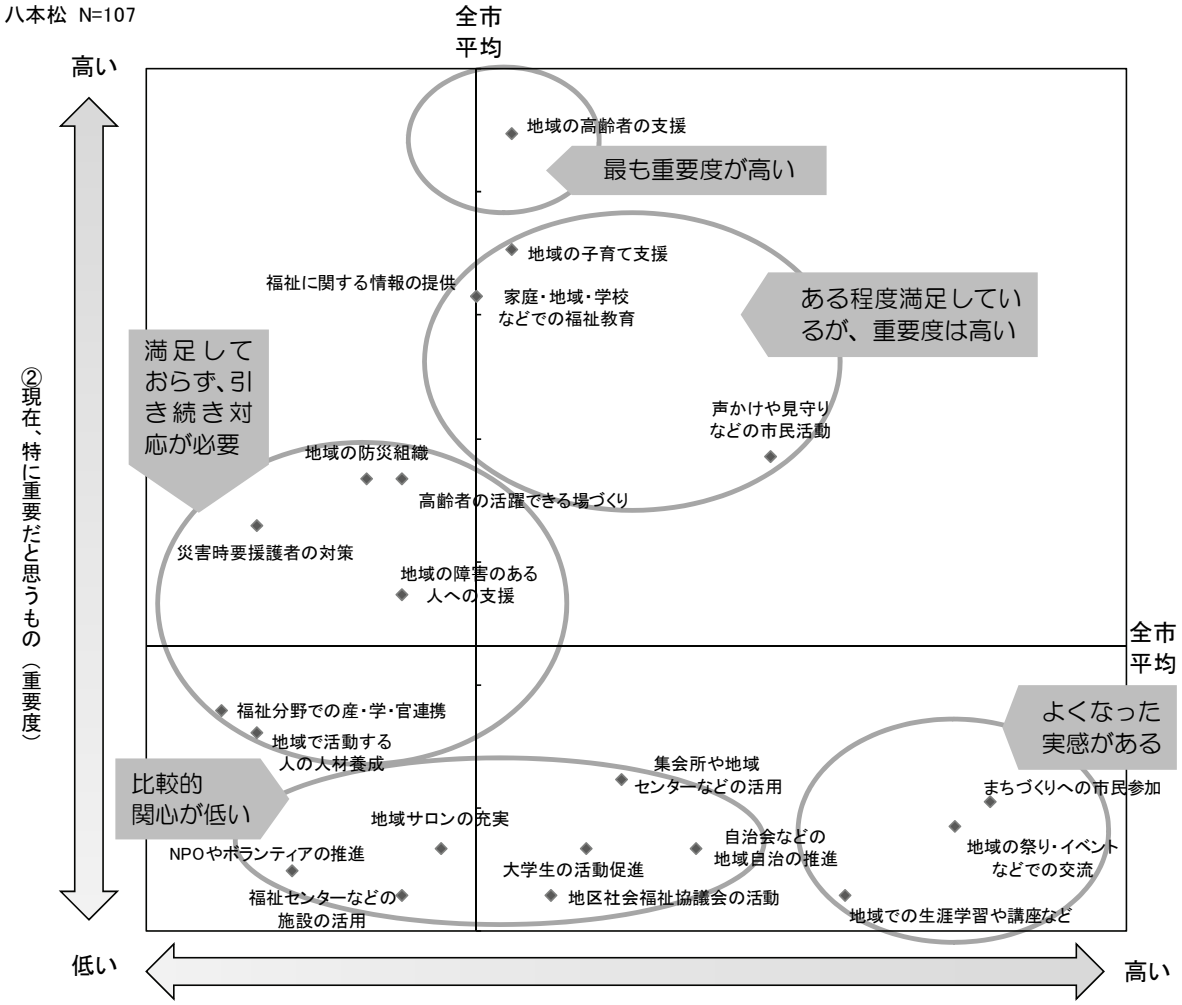

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　志和地域集計

志和地域では、「地域の高齢者の支援」が他の地域に比べて重要度が高く、次いで「高齢者の活躍できる場づくり」が高くなっています。

また、「地域サロンの充実」や「地区社会福祉協議会の活動」の満足度が高い結果となっています。

一方で、「地域の子育て支援」は、重要度が低くなっています。

全体集計と比較して、重要度が高く満足度が高い項目が多くあります。

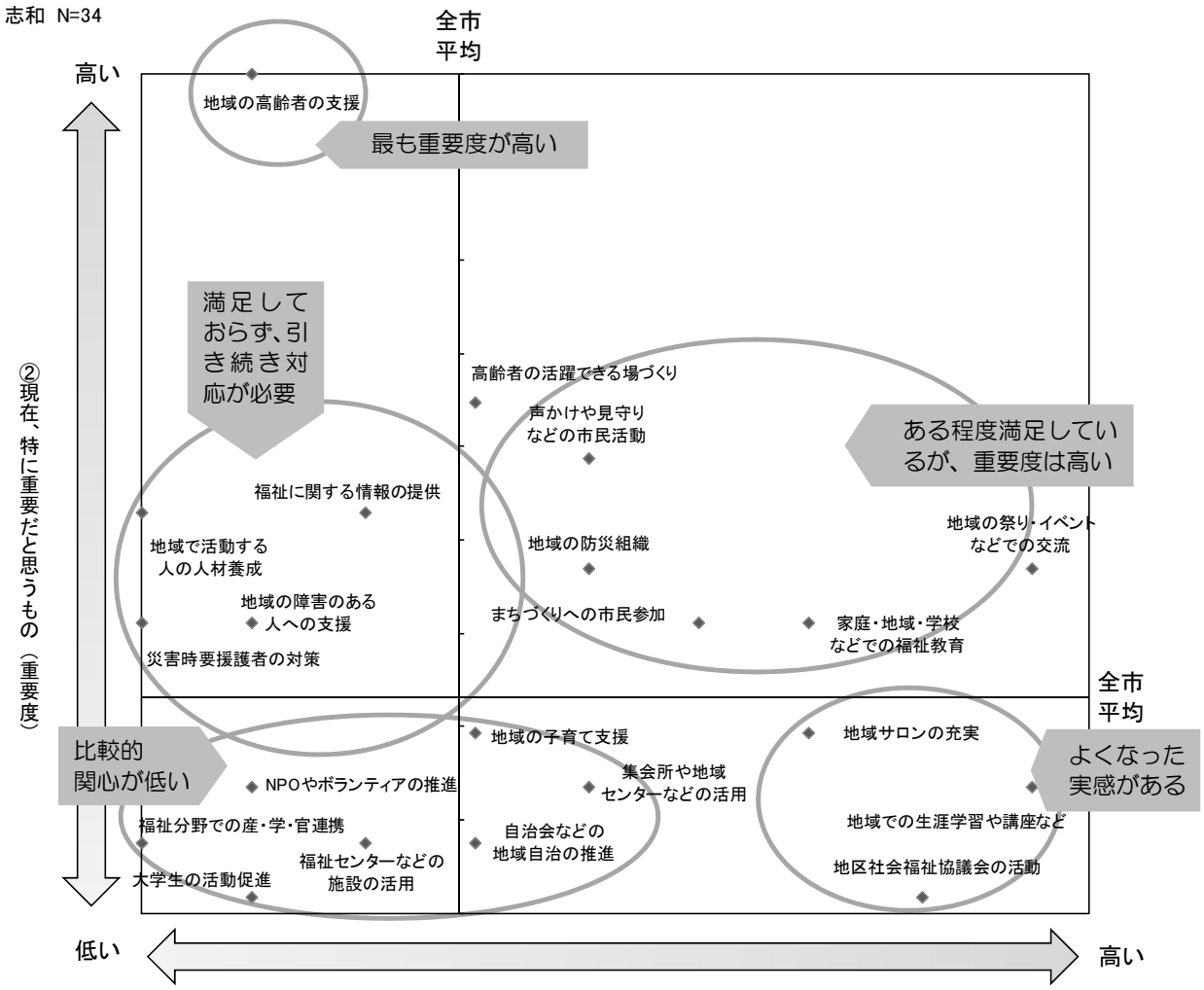

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　高屋地域集計

高屋地域では、「地域の高齢者の支援」の重要度と満足度が他の地域に比べて高くなっています。

また、全体集計と比較して「家庭・地域・学校などでの福祉教育」、「地域の防災組織」、「地域サロンの充実」の重要度が高くなっています。

全体集計と比較して、重要度は高いもので満足度が低いものが多くなっています。

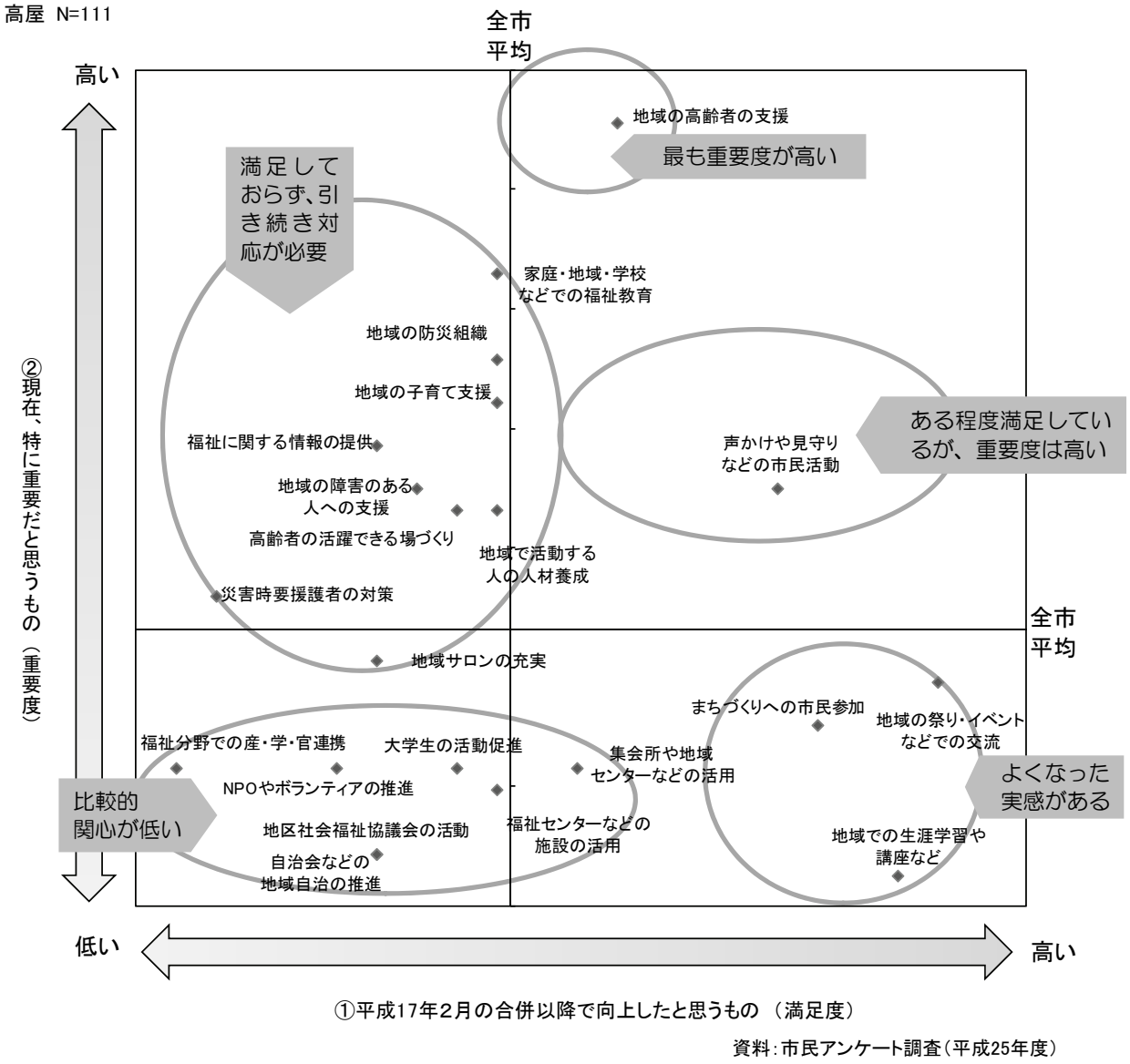

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　黒瀬地域集計

黒瀬地域では、「福祉に関する情報の提供」の重要度が一番高くなっています。

他の地域に比べて、「集会所や地域センターなどの活用」、「まちづくりへの市民参加」などの満足度が低くなっています。

全体集計と比較して、満足度が平均より高い項目が少ない傾向にあります。

また、最も重要度の高い項目が「福祉に関する情報の提供」となっています。

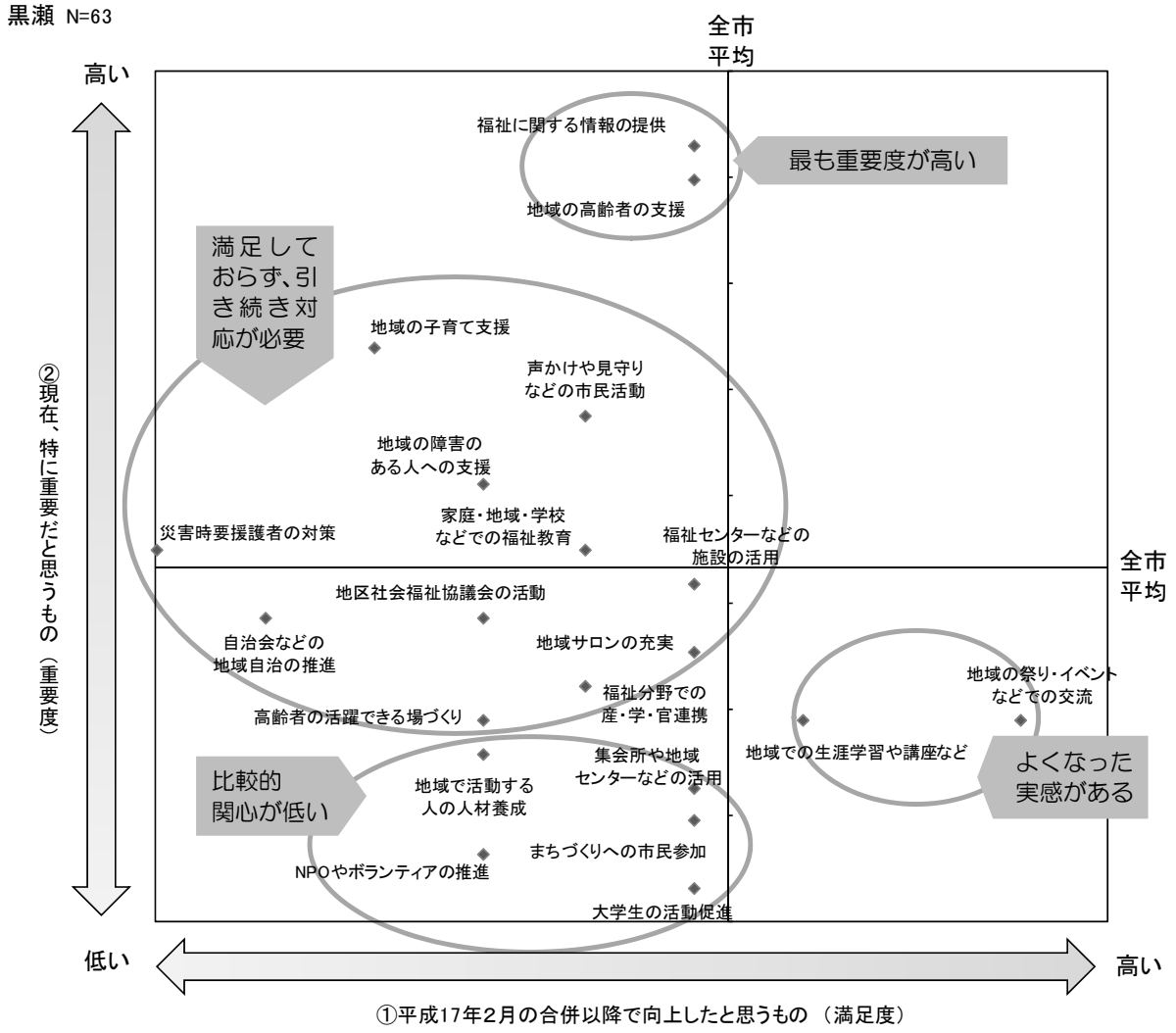

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　安芸津地域集計

安芸津地域では、最も重要度の高い項目は「災害時要援護者の対策」となっています。
また、最も満足度の高いものは「地域サロンの充実」となっています。
全体集計と比較して、重要度が平均より低い項目が多い傾向があります。

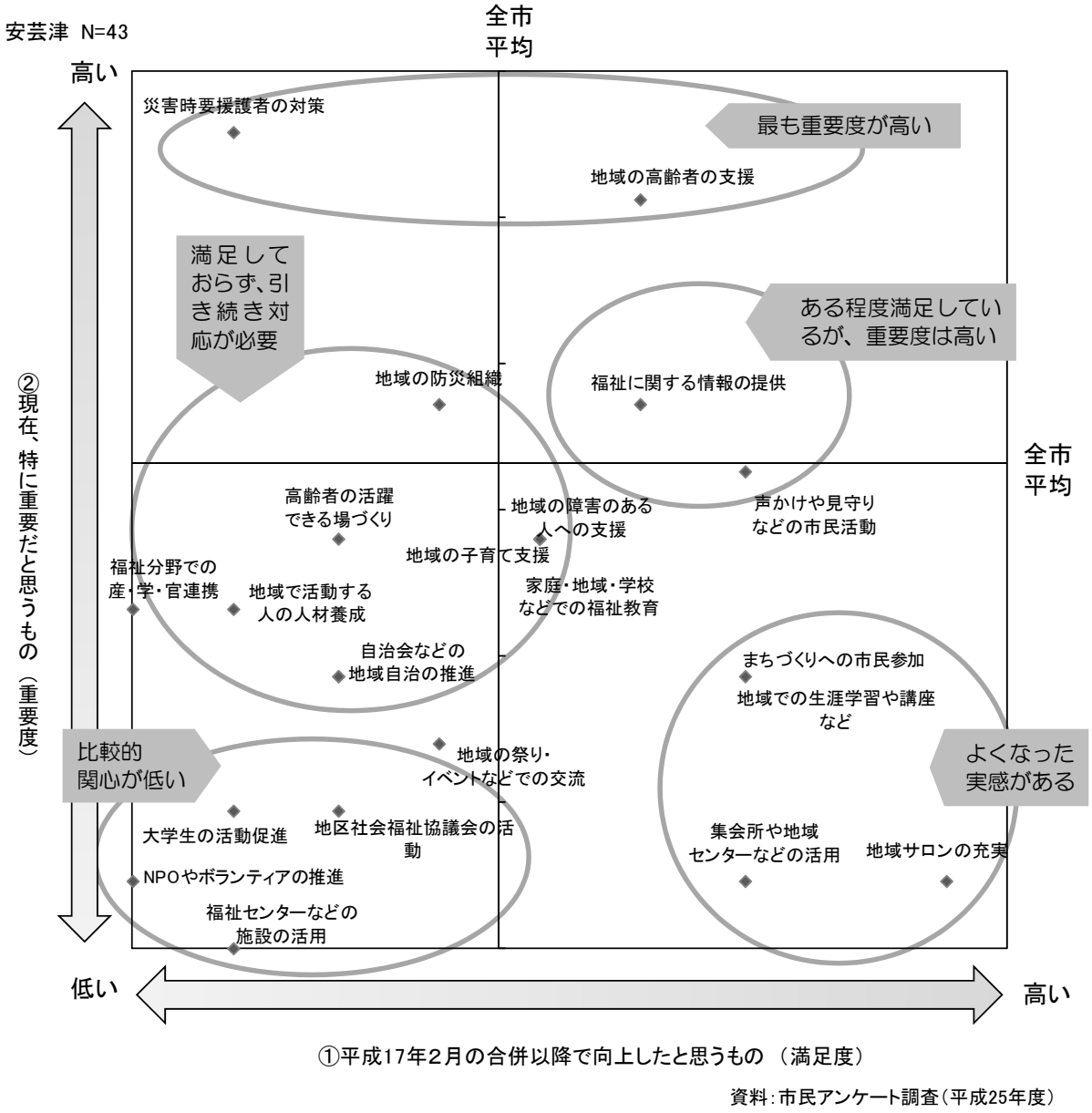

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■地域別　北部（福富、豊栄、河内）地域集計

北部地域（福富、豊栄、河内）では、「地域サロンの充実」の満足度が非常に高くなっています。

また、最も重要度が高い項目は「福祉に関する情報の提供」となっています。

他の地域と比較して「地域の防災組織」の満足度が高く、「地域の高齢者の支援」の満足度が低くなっています。

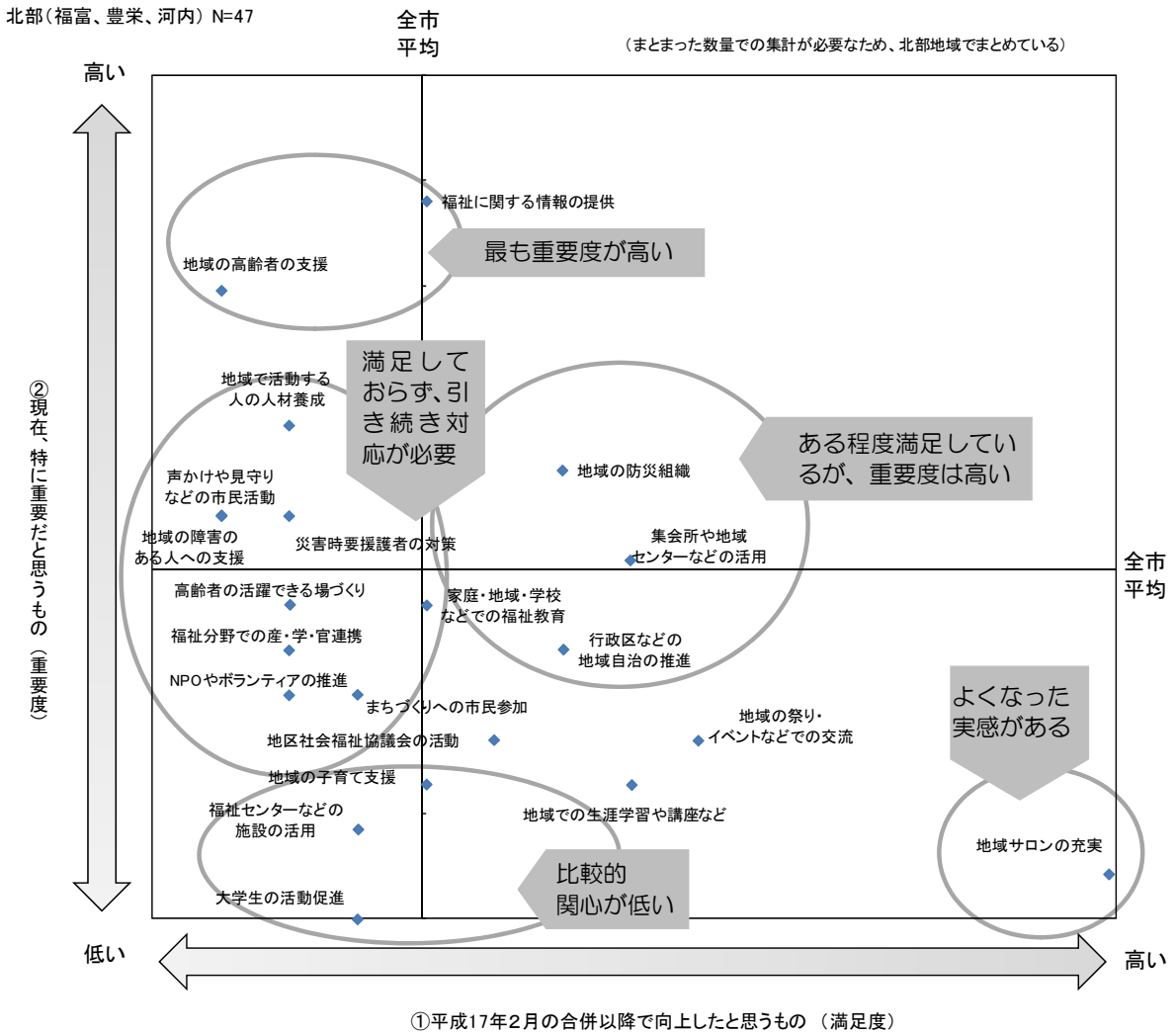

資料：市民アンケート調査（平成25年度）

■各種団体等アンケート調査結果

調査における「N」「SA」「MA」は、76ページに記載したものと同様です。

調査の概要（10ページの再掲）

・調査対象…住民自治協議会46地域、市民活動団体等50団体に実施
（本アンケート中、市民活動団体等は「団体・組織」と表示している。）
・調査期間…平成25年９月４日から９月30日まで
・回収率等…67団体（回収率69.8％）

１　地域福祉に関係する活動として主にどんなことを行っているか(MA)

住民自治協議会では、「日常の見守りや声かけ、あいさつ運動など」、「地域サロンの運営」、「健康づくりの活動」が多くなっています。

団体・組織では、「日常の見守りや声かけ、あいさつ運動など」、「話し相手、相談ごとの相手」が多くなっています。

■住民自治協議会の回答

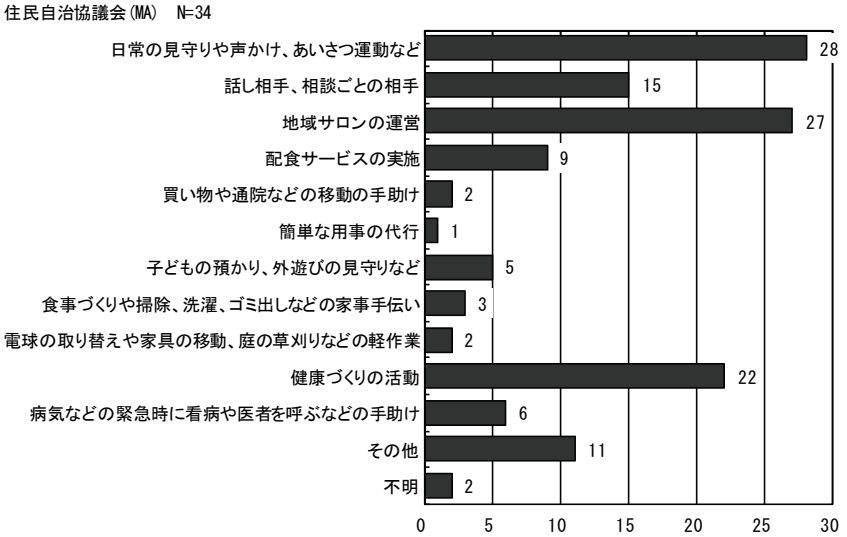

■団体・組織の回答

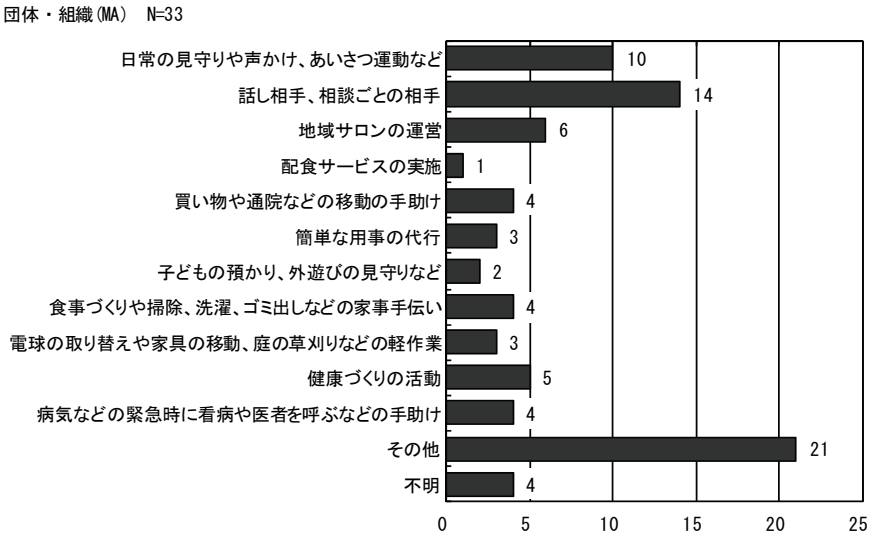

資料：各種団体等アンケート調査（平成25年度）

２　ふだんの活動の中で感じている、地域住民の生活課題(MA)

地域の課題については、子ども、高齢者、障害者に関することを中心に、様々な回答が寄せられていますが、実際に「対応している、対応できること」として挙げられているものは、地域の課題の全てを網羅していない結果となっています。

住民自治協議会では、団体・組織と比較して、多様な支援が行われている結果となっています。

■住民自治協議会の回答

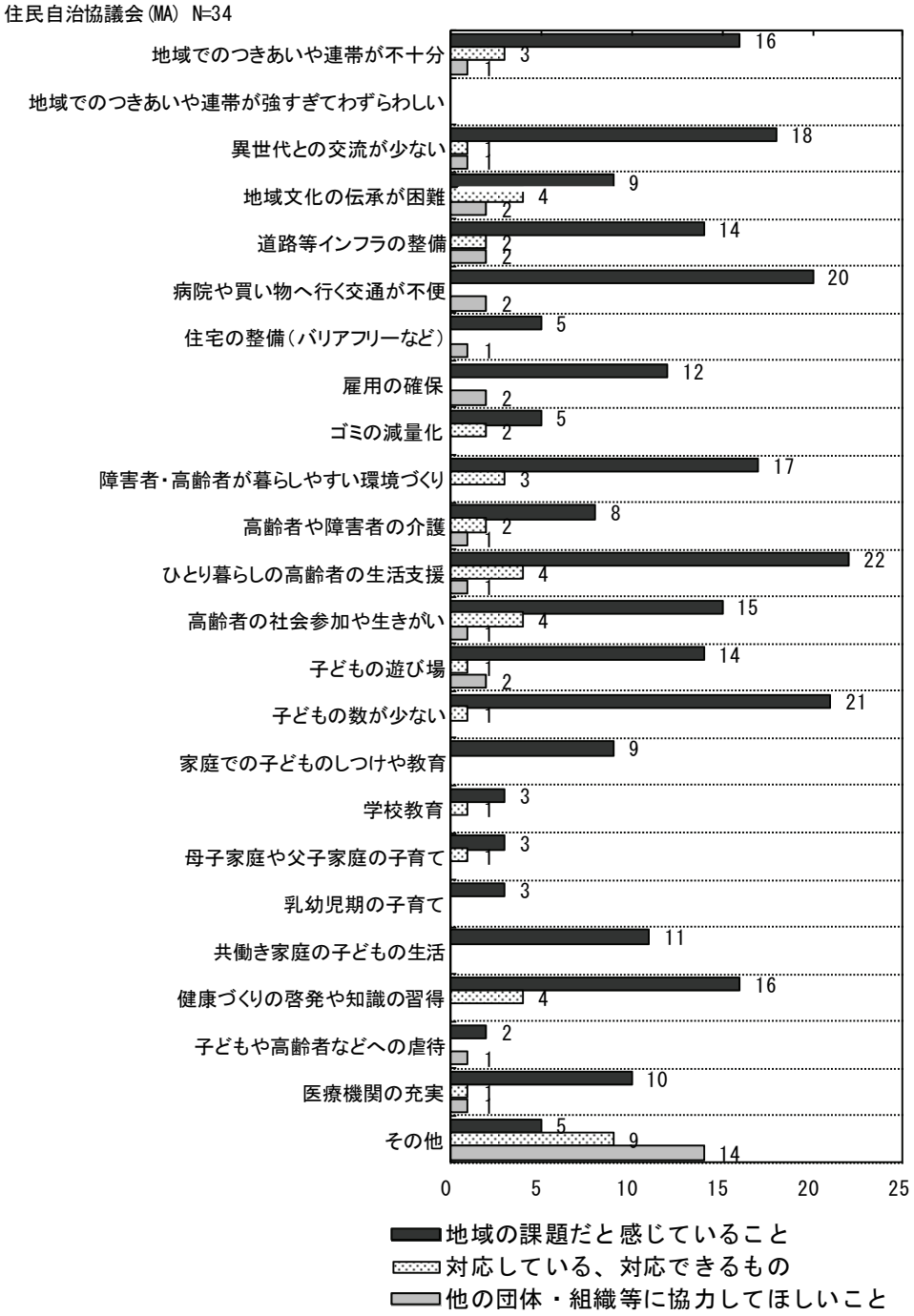

資料：各種団体等アンケート調査（平成25年度）

■団体・組織の回答

団体・組織(MA) N=33

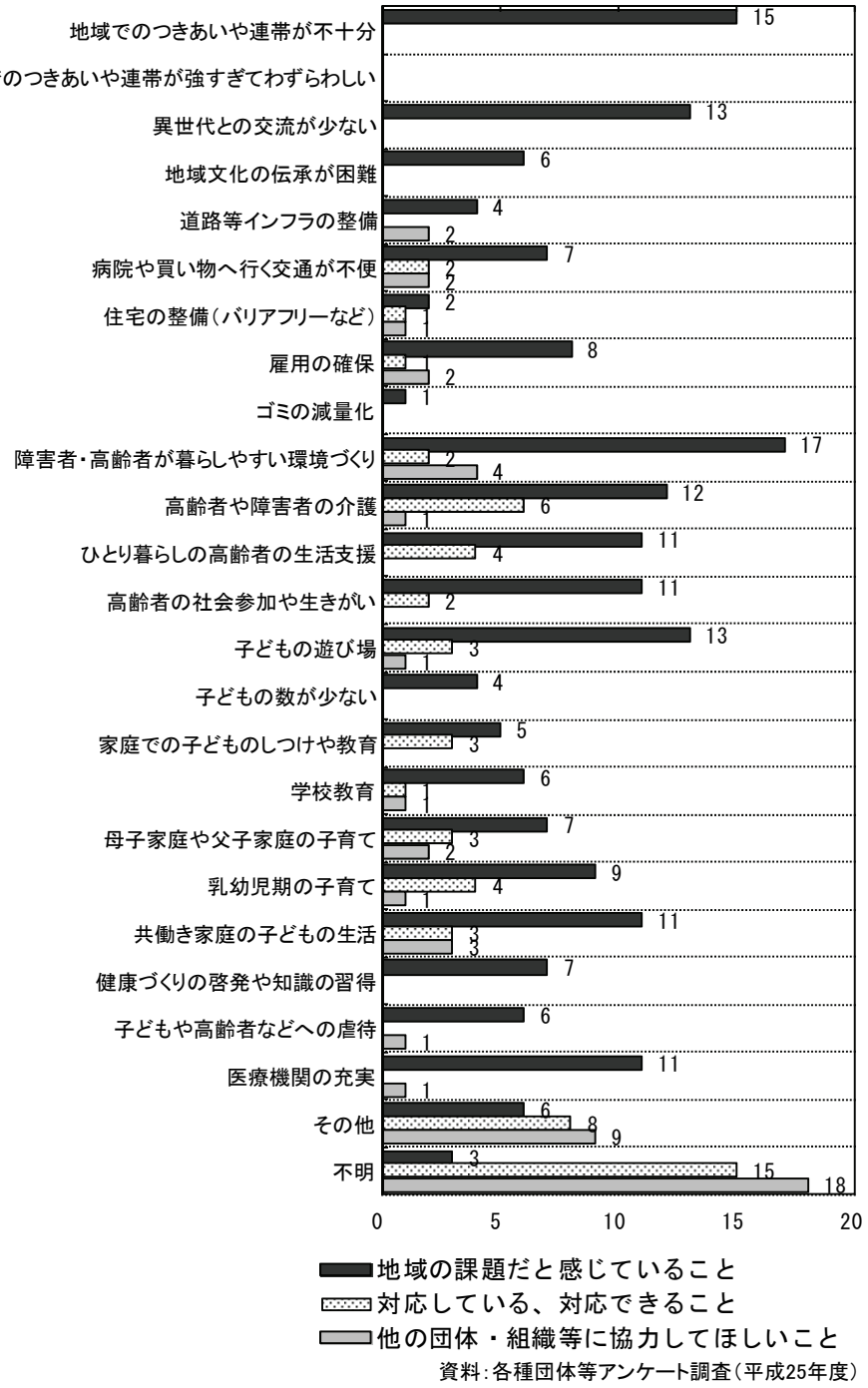

資料:各種団体等アンケート調査(平成25年度)

3　行政及び他の団体・組織等との連携について(SA)

①　行政及び他の団体・組織等との連携

住民自治協議会、団体・組織ともに「行政」との連携は、約7割が「よく図れている」、「まあまあ図れている」と回答しています。

他団体との連携でみると、住民自治協議会では約9割が、活動エリア内の団体・組織と連携が「よく図れている」、「まあまあ図れている」としていますが、活動エリア外の団体・組織とでは約4割に下がっています。

団体・組織では、活動エリア内の団体・組織とでは6割が、連携が「よく図れている」、「まあまあ図れている」としており、活動エリア外の団体・組織とでは2割台まで割合が下がっています。

(SA) 住民自治協議会　N=34

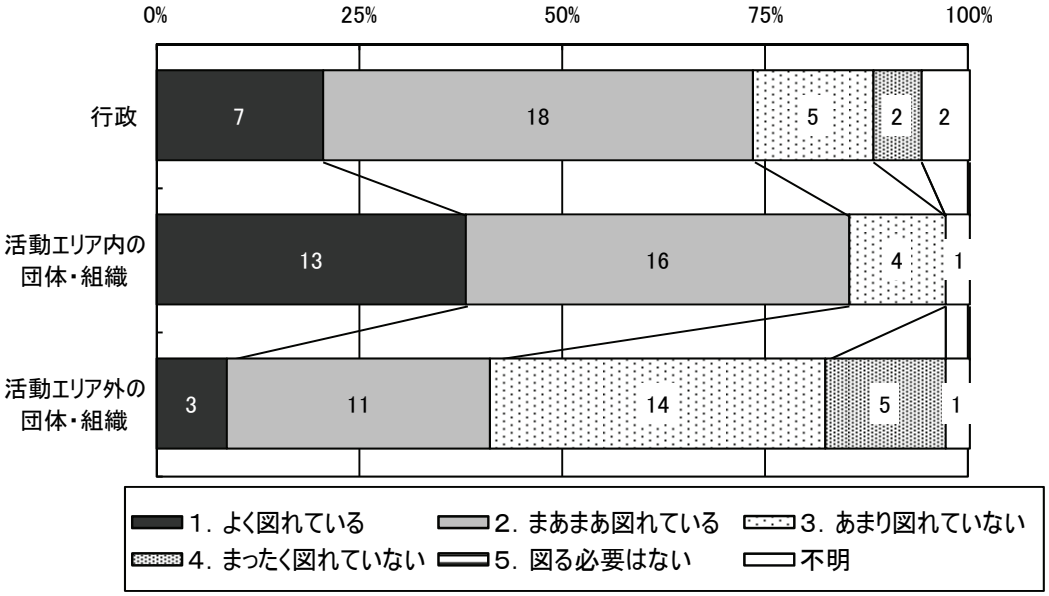

(SA) 団体・組織　N=33

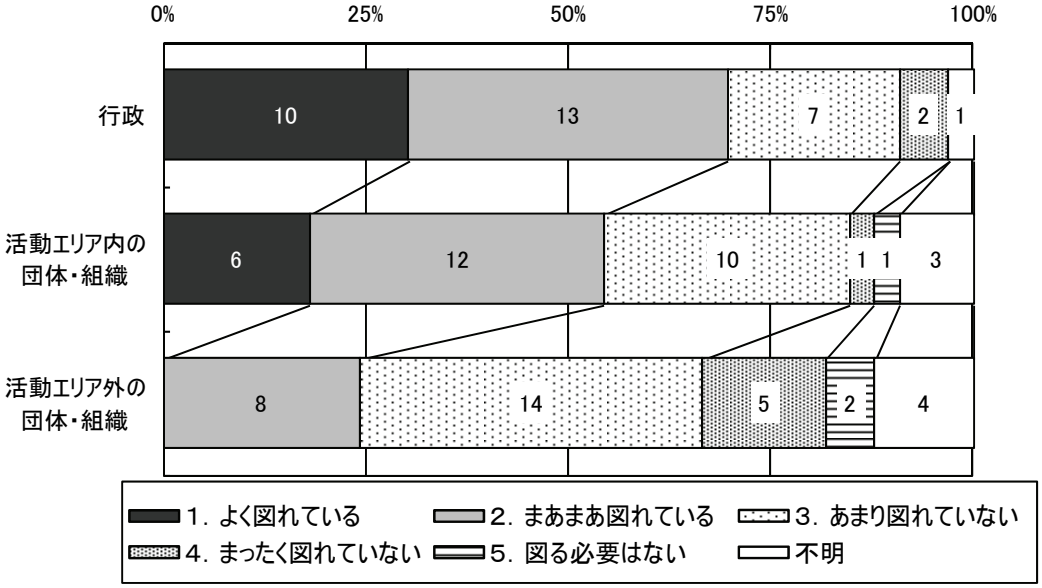

②　連携している、又は連携したい団体・組織等

活動エリア内で連携が図れている団体・組織等については、住民自治協議会では、他の「自治会・自治協」、「老人クラブ、老人会、寿会、長寿会」の高齢者団体、「民生委員児童委員」、「社協（地区社協）」などが10件を超えています。

団体・組織では、「社協（地区社協）」が10件のほか、多様な団体・組織、公的機関があげられています。

■住民自治協議会

連携が図れている	類似数
自治会・自治協	18
老人クラブ、老人会、寿会、長寿会	16
民生委員児童委員	16
社協（地区社協）	13
他団体等	11
女性会	7
地域サロン	6
自主防災組織	5
学校	4
市役所各課	1
どの組織も役員が重複しているので連携は図れている	1
食生活推進員	1
PTA	1
消防団	1

■団体・組織

連携が図れている	類似数
他団体	11
社協（地区社協）	10
市役所各課	7
民生委員児童委員	7
NPO法人	6
医療機関	4
大学（学生）	3
自治会・自治協	3
自立支援協議会	3
福祉サービス事業所	2
東広島更生保護女性会	2
学校	2
青少年育成東広島市民会議	2
東広島市自立支援協議会	1
福祉サービス事業	1
FM東広島	1
地域子育て支援センター	1
東広島青年会議所	1
地域センター	1
社団法人	1
東広島地区保護司会	1
子育てサークル	1
教育委員会	1
株式会社	1

■地域ワークショップの意見

1　北部地域（福富、豊栄、河内）

カテゴリ	キーワード	内容の展開
地域 振興	・空家、空施設の活用 ・ホタル祭り ・星祭り ・有料イベント	・空家や空施設を活用した集会所、診療所、集いの場など ・空家バンクなどによる定住希望者への斡旋 ・地域の既存イベント、祭りに若い人を呼び込む
産業	・特産品づくり ・障害者の農業・販売所 ・耕作放棄地の活用	・猪・鹿被害⇒駆除から特産化できないか ・特産品の販売ルートを確保していく ・耕作放棄地を活用した帰農者の受入れ、障害者就労支援、転用による工業・住宅
教育	・スポーツ施設 ・交流拠点づくり	・常設型の高齢者向きスポーツ施設 ・空家活用による交流拠点、町の中心部の活性化など
交通 防災	・災害情報の支援 ・交通の支援	・オフトークの存続希望⇒代替システムの導入と利用方法の支援（ＩＴ教室など） ・路線バスの小型化とコース、時刻の設定 ・路地や自宅近くからの公共交通 ・通院、買い物支援 ・地域を結ぶ交通網（西条へ直通など）
福祉	・常設型サロン	・地域サロンの充実、地域サロン参加促進、交通支援

2　中部地域（西条、八本松、志和、高屋）

カテゴリ	キーワード	内容の展開
地域 振興	・交流拠点づくり ・新旧住民、世代間の交流 ・プレイパーク 遊び場 ・空家の活用	・世代を超えて一緒に過ごせる拠点 ・子どもたちが安全に遊べる場所づくり ・空家を活用した交流拠点づくり
産業	・新産業・工業団地 ・休耕田の活用 ・特産品づくり	・野菜作り等の工業化⇒障害者就労支援にも活用 ・サイエンスパークの企業との連携 ・休耕田の果樹園化、貸出しなど⇒特産化⇒道の駅等の販売交流拠点
教育	・スポーツ施設 ・子どもの体験学習機会	・子どものスポーツやイベント⇒住民交流の促進 ・全国的な子育て支援のモデル市を目指す
交通 防災	・安全のまちづくり交通の支援	・歩道整備、市内巡回定額バス、福祉有償運送 ・タクシー券給付に地域差をつける
福祉	・弱者を受け入れ、支援する ・障害者の就業機会 ・独居高齢者マップ ・子育て支援 ・高齢者ホームの誘致	・有償福祉サービス、日常のちょっとした支援 ・コミュニケーション支援事業、手話で会話できるまち ・地域内で高齢者や災害時要援護者を自主的に把握 ・高齢者が多い⇒高齢者ホーム⇒他地域からも呼び込んで地域の産業にする ・新旧住民の付き合い

３　南部地域（黒瀬、安芸津）

カテゴリ	キーワード	内容の展開
地域 振興	・空家の活用 ・ホタル祭り ・とんど祭り・神明祭り ・泳げる海岸 ・住みやすい環境	・空家と農地を農機具ごと貸す、営農指導 ・ホタルのみられる環境美化活動等 ・学生との交流、親子での行事参加 ・昔の自然海岸の復興
産業	・特産品づくり ・農業法人 ・特産販売 ・地産地消	・帰農者の支援（空家活用、休耕田活用等） ・特産品の開発、販売拠点づくり、東広島・呉自動車道の活用 ・Ｂ級グルメなどの開発、宣言 ・山林整備（マツタケ山）
教育	・スポーツ振興	・町民運動会をする⇒日頃の練習⇒地域団体の活性 ・身近な地域での常設運動施設
福祉	・男性の集い（地域サロン） ・子どもの見守り ・子育て支援	・男性指導者による地域サロンや料理教室など ・学童保育、子どもの見守り

■個別の計画に委ねる事項の内容

１　地域福祉計画に盛り込む事項と個別の計画との補完

（１）地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

盛り込む事項	補完されている計画
地域における福祉サービスの目標の提示	第3期東広島市障害福祉計画 第5期東広島市介護保険事業計画 東広島市健康増進計画（第2次） 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画
目標達成のための戦略	第3期東広島市障害福祉計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市健康増進計画（第2次） 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画
利用者の権利擁護	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画

（２）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

盛り込む事項	補完されている計画
社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及び公的サービスの連携による公私協働の実現	第2次東広島市障害者計画 第5期東広島市介護保険事業計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画
福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市健康増進計画（第2次） 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画

（３）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

盛り込む事項	補完されている計画
地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画
住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市健康増進計画（第2次） 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画
地域福祉を推進する人材の養成	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市健康増進計画（第2次） 東広島市次世代育成支援行動計画後期計画

（４）その他

盛り込む事項	補完されている計画
その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 東広島市健康増進計画（第2次） 災害時要援護者避難支援プラン

（５）要援護者の把握に関する事項

盛り込む事項	補完されている計画
要援護者の把握方法	第2次東広島市障害者計画 第6次東広島市高齢者福祉計画 災害時要援護者避難支援プラン

（６）要援護者情報の共有に関する事項

盛り込む事項	補完されている計画
関係機関間の情報共有方法	災害時要援護者避難支援プラン
情報の更新	災害時要援護者避難支援プラン

（７）要援護者の支援に関する事項

盛り込む事項	補完されている計画
日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策	災害時要援護者避難支援プラン
緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり	災害時要援護者避難支援プラン

２　各計画の期間

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第2次東広島市障害者計画			●	→	→	→	→		
第3期東広島市障害福祉計画			●	→	→				
第5期東広島市介護保険事業計画 第6次東広島市高齢者福祉計画			●	→	→				
東広島市健康増進計画（第2次）					●	—	—	H35まで	
東広島市次世代育成支援行動計画後期計画	●	→	→	→	→				
災害時要援護者避難支援プラン			●	→	→	→	→	→	→
東広島市地域福祉計画（第2次）					●	→	→	→	→

■用語解説

用語	解説	掲載ページ
ア行		
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報・通信の技術一般を総称するものです。	52
あったか応援センター（ボランティアセンター）	社協に事務局を置き、ボランティア活動の相談受付やボランティアの養成、登録、活動の連絡調整、活動情報の提供を行っています。	45、59
移動円滑化基本構想	地域特性や高齢者及び身体障害者等の意見を反映した重点整備地区（駅などの旅客施設やその周辺）内における重点的かつ一体的な事業の推進を図るための基本構想のことをいいます。	65
インフォーマルサービス	国や地方自治体が行うサービス（公的なサービスはフォーマルサービスといいます。）ではなく、家族や地域住民、ボランティアなどによるサービスや活動のことをいいます。	41、61、62
NPO	non-profit-organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のことをいいます。	2、7、8、10、32～35、39、42、44、57、69、85～94、99、102
オフトーク	電話回線を使用し、通話をしていないときに、市政情報や地域情報などの音声放送を聞くことができるサービスのことです。	100
カ行		
各種団体	特定の目的を達成するために集まる人の集合組織をいい、本計画では、権利や能力の有無を区分することなく、地域において活動する団体の例示として表しています。	7、10、38、39、44、53、56、59、60、68、69、72、95
虐待防止センター	障害者虐待防止法の規定により設置するもので、障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者保護のための相談、指導及び助言、広報・啓発などを行います。	63
緊急通報システム	利用者が自宅で急病や事故等の緊急事態が発生した際に、緊急通報機器の非常ボタンを押すことにより、受信センターに連絡ができるシステムです。受信センターでは専門知識を有する看護師等が対応し、緊急通報協力員と連携しながら、必要に応じ消防局に連絡をとり、速やかな救助につなげます。併せて、日常生活における健康相談や、定期的な状況確認を行います。	64

用語	解説	掲載ページ
権利擁護センター	成年後見人を受任する法人後見事業と判断能力の不十分な方の日常的な金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業「かけはし」、その他の相談などを行っている事業です。	45
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産む子どもの数を推計したもの。人口を維持するために必要な数値は2.08以上とされています。	16
コーディネート	様々な人や物を結び付けたり、つないだりすることをいいます。	41、50、59、61、68
子育て・障害総合支援センター（はあとふる）	子育てに関する相談支援や障害者の地域生活支援、福祉サービスの利用援助等を統合的に推進する総合相談支援窓口です。	39、62
コミュニティ施設	地域住民が、活動を行う場である集会所や多目的広場、スポーツ広場などをいいます。	54
サ行		
災害時要援護者	災害から自らを守るために安全な場所に避難する行動をとるのに支援を要する人のことで、一般的には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等をいいます。	3、4、30、33、44、66、83、85～94、100
災害時要援護者避難支援プラン	災害時要援護者の避難支援対策が円滑に推進できるよう、平常時からの情報伝達体制や避難支援体制の整備を定めた計画のことをいいます。	6、66、103
災害情報システム	緊急告知ラジオやメール配信サービスなど、防災情報を市民に伝達するシステムのことをいいます。	66
在宅高齢者見守り協力員	日常生活の中で高齢者の見守りや声かけを行い、気付いたことがあれば民生委員児童委員や地域包括支援センターなどに連絡します。民生委員児童委員の推薦に基づき、市長が依頼します。	56
自主防災組織	地域住民が、自主的に住民同士で災害や火災などから身を守るために結成する組織のことをいいます。	33、36、39、41、44、66、83、99
市民活動情報サイト	市民協働のまちづくりに向けて、様々な市民の活動情報が集まり、「市民と市民」、「市民と行政」のつながりを育むために開設した、パソコンで閲覧する掲示板です。地域の様々な市民活動団体等からの情報が集まる、市民活動活性化のための“まちづくり活動の情報共有スペース”です。	52
市民活動団体	営利を目的とせず、地域にとって有益なことや課題の解決に取り組むことを目的とする団体のことをいいます。本計画では、各種団体と明確な区分をせず、団体の例示として表しています。	7、9、10、40、57、95
市民協働センター	市民協働のまちづくりを推進するための拠点として、市役所北館１階に設置した施設です。ＮＰＯ・ボランティア団体・学生や地域で活動している団体向けの相談窓口や情報収集・発信機能などを備えています。	44、54

用語	解説	掲載ページ
集会施設	地域住民がコミュニティ活動の場として利用する施設のこと。本市には、市が設置した地域集会所（139施設）と地域住民が市の補助金等を活用して建築した地元集会所などがあります。	54
生涯学習センター	中央生涯学習センターをはじめとして市内５か所に設置されており、生涯学習及び社会教育の場となることを目的として設置された施設です。	11、51、54
障害者移動支援	公共交通機関を利用することが困難な障害者に対して、リフト付きバスやタクシー乗車助成制度を実施する事業です。	65
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。	63
セーフティネット	「安全網」と訳され、予期せぬ出来事や最悪の事態などを回避する制度のことです。	6、45
総合福祉センター	各種の福祉サービスや保健サービスを提供したり、総合的に市民の福祉と健康の増進を図るための施設です。西条町土与丸にあります。	11
そよかぜねっと	子育て中の方や高齢者、障害者、介護をしている方などの日常生活の中でのちょっとした困りごとを応援する有償の住民互助活動のことで、社協が窓口となっています。	45、62
タ行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいいます。	35、39
多様な主体	市民、地域コミュニティ、ＮＰＯ、各種団体、大学、学生、企業、行政などをいいます。	8、38、44、50
地域子育て支援センター	市内の保育所や公共施設内に設置（14か所）されており、主に３歳未満児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供しています。	41、61、62、99
地域コミュニティ	住民自治協議会、区、自治会などをいいます。	12、65
地域サロン	地域住民により運営され、近隣の住民が気軽に集える場として集会所などで開催されています。サロンでは、参加者が互いに語らい、健康講座などの活動を行います。	2、3、33、40、45、55、85～95、99～101
地域センター	地域づくりに関する活動の拠点施設で、市内に35施設あります。	11、33、44、48、51、53～55、85～94、99
地域福祉センター	市民の生活文化の向上、社会福祉の増進及び地域における保健活動の充実を図るための施設です。黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町にあります。	11

用語	解説	掲載ページ
地域プラットフォーム	地域の多様な担い手が地域の諸課題を共有する話し合いのテーブルのことであり、まちづくりの協議を行う場を意味します。	39、40
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口です。	39、41、56、61、62
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されることです。	41,43,60
地域防災計画	都道府県・市町村の防災会議が、防災基本計画に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など、災害に係る事務・業務に関して総合的に定めた計画のことをいいます。	4
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。	63
デマンド交通	利用者の要請に応じて乗り場や行き先などを指定して、柔軟な運行を行うことができる公共交通の形態のことをいいます。	36
ナ行		
日常生活圏域関係者ネットワーク会議	地域住民の代表者や保健、医療、介護、福祉などの関係機関の代表者が集まって行う会議で、日常生活圏域ごとに開催します。会議の出席者が、互いに把握している状況を共有し、地域包括ケア体制の構築に向けた地域課題の検討を行います。	60
ハ行		
はいかいSOS事業	認知症等によるはいかい者の安全と家族の安心を守るための活動や東広島警察署から依頼のあった行方不明者の捜索等の協力を行っている事業です。	56
ハザードマップ	地震や風水害などにより発生が予想される災害危険箇所などを示した地図のことをいいます。	66
パブリックコメント	市民や各種団体などからの意見のことをいいます。意見公募の手続を指す言葉として用いられることが多く、計画などを策定する過程で広く民意を反映させる仕組みとして用いられます。	9、11、72
バリアフリー	子どもや障害者、高齢者などが生活する上での障壁（バリア）を取り除くという考え方です。	3、41、42、54、65、96、97
ピアカウンセリング	障害のある方々同士が、同じ境遇や同じ経験、悩みなどの話を聞き合い、励まし合い、自ら解決策を見いだそうとするカウンセリング手法のことです。	62

用語	解説	掲載ページ
東広島市自立支援協議会	障害者総合支援法の規定に基づき、市が、障害者を取り巻く様々な課題、特に市域における課題を地域課題と捉え、当事者や当事者を支援する事業所、関係機関、官民が一体となり地域課題の解決に向けた取組を検討する場として設置している組織です。	61、99
被災者生活サポートボラネット	災害が発生した際に、支援を必要とする方（被災者）とボランティアを結び付け、被災者の生活を迅速にサポートするための総合的な調整を行うネットワーク組織です。 平常時から市内の関係団体等で構成する「被災者生活サポートボラネット推進委員会」を設置し、定例の委員会や防災、減災に関する研修会、ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施しています。	45
ファミリー・サポート・センター	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所の送迎や外出時の一時預かりなど、子育て支援を行う助け合いの仕組みを運営しています。	62
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	判断能力の不十分な方の日常的な金銭管理や福祉サービス利用に関する支援を行う事業です。	63
福祉・過疎地有償運送	公共交通機関により充分な輸送サービスが提供されていない過疎地域や移動制約者（要介護者、障害のある方等）の輸送手段を確保するため、NPO等のボランティアにより運行される有償運送のことです。 運行に当たっては、関係者からなる運営協議会で必要性等について合意を得た後、運輸支局等に申請し、登録されることが必要です。会員登録した方のみ輸送対象となります。	65
福祉センター	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための施設です。西条下見と河内町にあります。	11、33、85～94
保育コーディネーター	発達障害のある子どもに対して的確に対応するとともに課題解決のために各施設とスムーズに連携するための核となる人で、市が行うコーディネーター養成講座を受講し、認定された人をいいます。	62
母子保健推進員	母性の尊重及び乳幼児の健康の保持増進、子育て支援の充実を図るため、地域での啓発活動により育児不安の軽減を図ったり、乳幼児健診の介助などの活動をしており、約70名の推進員がいます。	41、62
ボランティア活動支援センター	市内のボランティア活動並びに青少年の奉仕活動及び体験活動を総合的に推進するため、ボランティア活動の相談、支援に関することや、事業の企画運営、指導者等の研修に関することを行っています。	59
マ・ヤ・ラ・ワ行		
見守り協定	新聞販売店や郵便局の方の見守り活動で、日常の業務の範囲内において、住民に関する何らかの異変を察知した場合に、民生委員児童委員に連絡する協定のことをいいます。	56

用語	解説	掲載ページ
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢に関係なく、全ての人が快適に利用できるように製品や建物、街並み等を設計、デザインすることです。	3、41、42、65
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階や、それぞれの段階における生活環境のことをいいます。	60
わがまちの安全を守り隊	地域住民により防犯活動の推進を目的として組織され、小学生の登下校時の見守り、夜間パトロールや青少年の健全育成のための声かけ運動などをボランティアで行っており、市内に58団体、約3,600人の方がいます。	64
ワークショップ	コミュニティ活動の場などで、講師の話を一方的に聞くのではなく、参加者自らが討論に加わって合意形成を図ったり、体験したり、創造をするなど、あらゆる分野で広く用いられている手法です。	9、11、34、36、43、55、65、72、100

東広島市地域福祉計画（第２次）

発行年月：平成 26 年３月
発行編集：東広島市福祉部社会福祉課
〒739-8601　東広島市西条栄町８番 29 号
TEL：（082）420-0932　FAX：（082）423-8065
http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/

くふうに
満ちてる
東広島